

DC 161
17



0022321000

0022321-000


DC 161-17

滿洲出張報告

日本銀行調査局

1933

ADC



Z-2W 11

秘

滿洲出張報告

DC161
17

昭和八年十一月

川原男 啟

外部ニ公表セサルモノ

日本銀行調査局

DC161
19

本報告は本年八月十二日より九月九日に至る約一箇月間の出張により、主として最近の満洲諸事情を調査したるものなるも、他面昨冬出張の際に於ける調査の一部を併せ再録し事變後の満洲政治經濟事情の推移を明にする様努めたり

昭和八年十一月三十日

新木 考查部 主事
成瀬 調査局 書記



948059

目次

緒言

第一章 政情

第一、治安状態……………九

第二、滿洲人の心境……………一〇

第三、本邦在滿機關及び關東軍特務部……………一二

第二章 財政

第一、豫算、決算……………一六

(一) 大同建國年度決算……………一六

(二) 大同元年度……………一七

(イ) 豫算……………一七

(ロ) 決算の推定……………一九

(三) 大同二年度豫算……………二四

(イ) 歳入	二四
(ロ) 歳出	二九
(ハ) 結語	三六
第二、公債	三六
第三、財政上の諸施設	三七
(一) 關稅の一部改正	三八
(二) 關稅賦課を國幣建に改正	三九
(三) 稅關線の確保	四〇
(四) 鹽に關する政策	四一
(五) 内國稅の改正	四一
(六) 阿片專賣制度の樹立	四三
第三章 通貨	
第一、舊通貨	四五
第二、國幣	四八

(一) 舊紙幣の回收	四九
(二) 新紙幣の發行	五三
(三) 國幣の流通狀況と金票鈔票との關係	五四
(四) 補助貨の發行	五八
(五) 國幣の價值	五八
(イ) 他の通貨との價值關係	五九
(ロ) 國幣物價	六一
第三、國幣以外の通貨	六三
第四、本位制問題	六四
(一) 關東州及び滿鐵附屬地に於ける本位問題	六五
(二) 舊政權時代の滿洲側に於ける本位問題	六六
(三) 滿洲國貨幣法立案當時に於ける本位問題	六六
(四) 最近に於ける本位問題	六九
(五) 結語	七六

第四章 滿洲中央銀行

第一、組織上の變化	七九
(一) 資本金	七九
(二) 營業所	七九
(三) 行員	八〇
第二、資産負債整理	八一
第三、附屬營業の整理	八二
(一) 大興股份有限公司(大興公司)の設立	八三
(二) 大興公司に引繼がれざりし附業の状態	八四
第四、營業狀態の推移	八七
(一) 預金貸出	八八
(二) 爲替	九〇
(三) 金利の引下	九〇
(四) 損益狀況	九二

第五章 一般金融事情

第一、日本側金融機關	九五
(一) 預金、貸出	九五
(二) 本邦内地との送金關係	九八
(三) 銀行以外の金融機關	一〇〇
第二、滿洲國側金融機關	一〇一
(一) 金融合作社(金融組合)	一〇一
(二) 普通銀行	一〇二
(三) 質屋	一〇四
(四) 興業金融	一〇四
(五) 營口過爐銀	一〇五
第三、錢鈔市場	一〇五
第四、滙申市場	一〇九
第五、金輸出禁止と産金買上	一一三

(一) 金輸出禁止	一一四
(二) 産金買上	一一七

第六章 産業及貿易

第一、概説	一一一
第二、滿洲國經濟建設の根本方針	一一三
第三、新規事業計畫と各産業の指導方針	一二五
(一) 鑛業及び工業	一二五
(二) 農業	一四六
(三) 畜産業	一五〇
第四、農産物の價格下落と其の對策	一五一
第五、外國貿易	一五五
第六、日支人の移動	一六一

第七章 交通

第一、鐵道	一六五
-------	-----

(一) 鐵路總局(滿鐵に於ける滿洲國有鐵道委託經營機關)	一六九
------------------------------	-----

(1) 事業	一七一
(イ) 委託鐵道	一七二
(ロ) 新鐵道の敷設	一八〇
(ハ) 港灣	一八二
(ニ) 水運	一八四
(ホ) 自動車	一八五
(2) 運賃	一八六
(3) 收支狀況	一八七
(二) 南滿洲鐵道	一八八
(三) 北鮮鐵道管理局	一九〇
(四) 北滿鐵道(舊東支鐵道)	一九二
第二、道路	一九二
第三、通信	一九三
第四、空運	一九五

附
錄

(一)	貨幣法	一九七
(二)	舊貨幣整理辦法	一九九
(三)	新貨幣ニ對スル舊貨幣ノ換算率ニ關スル部令	二〇一
(四)	滿洲中央銀行法	二〇二
(五)	銀行法	二〇九

緒
言

滿洲國は昨年三月九日建國の宣言を發して以來僅に一年有半なるも、其の間最も喫緊且つ困難と見られたる匪賊掃蕩の事業を大半完了し、生民をして漸く其の堵に安んずるに至らしめたるのみならず、本邦の聯盟脱退に依り其の對滿國策の確固不拔なるを知らしむるに及んで、人心の安定更に顯著なるものあり。財政、民治の諸制度も亦次第に整備せられ、建國の基礎日と共に鞏固を加ふるの傾向なるは頗る欣幸とせざるべからず。之を財政に就て見るに、彼の多大の期待を懸けられたる阿片專賣制度は法規の勵行未だ國情に適せざる爲め殆んど失敗と見るの外なきも、關稅收入は經濟事情の進展と共に增收を告げ、本年六月を以て終る大同元年度決算に於ては結局一千萬圓の剩餘金を見込み得べきが如く、又二年度豫算に於ては治安の回復に伴ひ内國稅に就ても相當の增收を期待し得るに至りたれば、歲出入は大體に於て均衡を保持し、公債金は僅に七百萬圓を豫定するに止まり、之を元年度に於ける實際公債支辨額三千六百萬圓なりしに比し著しき改善の跡を示せるものと謂ふべし。故に今後尚ほ歲出上の緊縮方針を持續する限りは常に豫算の均衡を失するの恐れ無きのみならず、或は幾分の餘裕を計上して間接に本邦財政の負擔軽減に資するの見込無しとせず。又國庫資金は關稅及び鹽稅擔保舊外債整理基金特別會計に於ける積立金が本年度末二千五百萬圓を豫期せらるゝと前年度剩餘金の繰越されつゝあるとに因り甚だ潤澤を示し、滿洲中央銀行に於ける國庫餘裕金に依る政府預金は三千萬圓を越ゆるの有様なり。

從て財政上の壓迫に依る通貨増發の懸念は目下の處殆んど之れ無きものと見るを得べく、現に國幣の價值は他の銀系通貨たる現大洋錢及び鈔票に對し常時額面前後を維持し、朝鮮銀行券に對しても近時國貨の銀に對する相場を安定を移して殆んど一對一の價格を維持し居ると共に、其の一般物價に對する關係に於ても事變後に於ける金粟物價の昂騰顯著なるに比し國幣物價は小幅の變動に止まり、國幣の對内價值は其の對外價值と等しく安定の傾向顯著なるを示せり。抑々舊政權時代通貨の混亂に因り信用制度發生の餘地なかりし滿洲に於ては通貨の安定を計るを以て經濟建設の基本的條件となすは言ふまでも無き所にして、近時漸く金融機關の間に國幣の預金貸出増加を見るに至りしは畢竟國幣に對する信頼増加の結果に外ならずして、信用制度發達の端緒を得たるものと謂ふを得べく、將來尙ほ銀行法の施行等に依り在來の銀號、錢莊等の内容を堅實ならしめ益々信用取引を増大せしめ、惹ては國債其の他有價證券の市場をも開拓し滿洲國独自の資本を培養し得るに至るならん。

又交通に就て見るも滿洲國側諸鐵道は一丸として滿鐵へ委託經營となりたる爲め、滿鐵は奉天に鐵路總局を設けて之が運営に當り、北鮮鐵道の一部も亦滿鐵に委託せられたる結果、之等三系統の鐵道は今後運輸上の連絡統制に依り愈々合理的經營を爲し得るに至れり。又新線敷設に於ては滿鐵が増資及び社債増發に依り已に獲得したる新資金一億三千萬圓を以て著々進行し、彼の第一期計畫に屬したる敦圖線、海克線、拉賓線の三線は既に開通し、尙ほ第二期計畫に屬する熱河線一部の開通をも見

るに至り、其の建設作業の神速なることは注目し値するものあり。更に他の第二期計畫たる圖寧線、大黑河線等に就ても夫々土地買収又は實測の進捗を見つゝあり。道路の布設亦逐次進捗して既に二百五十邦里以上を完成し、自動車の發達、航空路の延長と相俟つて、全滿の交通状態は日と共に改善せられつゝあり。又通信に於ても從來日滿兩系相對立したる電信電話事業を一會社の下に統一せらるゝに至れり。

更に一般産業に關する根本政策に就ては本年三月發表したる經濟建設綱要に於て統制經濟の確立を以て其の基本となすことを明にし、又各種の資源開發に付ても夫々其の根本方針を定むると共に新設會社の計畫を進捗しつゝあり。斯くて事變以後本邦人の増加は官吏、軍隊等を加へ十五萬人に注するものと見られ、鐵道沿線殊に新京、奉天等の滿鐵附屬地帯は本邦人の増加、建築工事の勃興等に因り活況を呈し、物資の需要も亦相當増加を來して一種の好景氣を見るの有様なり。

滿洲の現況前述の如く比較的短日月の間に於て建國の事業著々として進捗しつゝあるは頗る異數とすべき所なるが是れ實に本邦及び本邦人の熱烈なる支援に基くものに外ならずして、至難の事業たる治安回復が偏に我が軍隊の忠烈に負ふは謂ふ迄もなく、政治經濟に關する諸制度の建設も全く本邦諸機關の指導及び滿洲國政府内に於ける本邦人官吏の技能及び獻身的努力の賜に外ならずとす。即ち或は財政が均衡を得惹いて國幣の安定を期し得るも本邦が國防及び治安に關し彼の滿洲事件費を負擔す

るが爲めに外ならず。或は國道を建設して匪賊招撫に資し得るも本邦に於て彼の建國公債の應募ありたるに因るものなり。又鐵道の新設盛に行はれ交通の利便を大に増加しつゝあるも専ら滿鐵の資力及び技術に負ふ所なり。其の他大小の建設的事業一として本邦の支援に據らざるものなく、今日までの滿洲國の發展は實に本邦國力の伸張若くは我が民族の大陸發展なりと謂ふも過言に非ざるべき狀況なり。而して斯くの如く新國家の發達が本邦の支援に待つものなることは立國の事情に照し蓋し已むを得ざる處に屬すとは雖も、新國家の構成要素たるべき三千萬民衆の多く與らざるは之を政治的に觀測するとき相當考慮を要するものと謂はざるべからざるべし。

翻つて滿洲國の他面を見るに、鐵道沿線を除く一般經濟界は頗る憂慮すべきものあり。即ち大豆を首め主要農産物は一昨年の時局影響及び昨年の北滿水害に因り二箇年連續の不作の後を受け、本年は幸にして氣候適順にして平年作以上を豫想せらるゝも、大豆の最大消費國たる獨逸の豆粕消費税重課に因り價格の崩落を招くに至り、加ふるに從來官銀號が行ひたる特産物買付を繼承して滿洲中央銀行が昨年主として奥地大豆の買付をなしたるに對し、大連を中心とする特産商人の反對高く本年遂に之を廢止するに至れる爲め、農村大豆取引の不圓滑を見越して更に市場の壓迫加はり、農業を以て經濟の根幹とする滿洲としては大に國民所得の減收を來し、殊に奥地農村の疲弊は殆んど其の極に達するものと稱せらるゝ有様なり。

従つて滿洲國民の購買力は相當の減少を來せるものと推察するの外なきところ、他面に於て滿洲國幣に對する本邦國貨の位置は中央銀行開業當時の昨年七月に於ては七十三圓乃至七十五圓なりしもの其の後國貨の低落に依り百圓對百圓を維持するに至り三割有餘の低落を示したるが爲め、本邦商品に對する滿洲の購買力は爲替換算上著しき増加を來せると、鐵道沿線都市の活況に伴ふ物資の需要とに因り、多年巨額の輸出超過を示したる貿易は近時著しく其の傾向を轉ずるに至れり。即ち本年年初來八月に至る貿易の趨勢を見るに特産物の輸出減退に拘らず綿絲布、小麥粉其の他諸雜貨の輸入旺盛の爲め二千三百萬圓の輸入超過を示し、殊に本邦との貿易は異常に促進せられて事變前全滿の四割を占めたる本邦との貿易は本年五割六分に上り、本邦は對支貿易に於て失ふ所を優に對滿貿易に依り償うて餘り有るの狀況なり。尤も滿洲特産物の出廻は十月以降に屬すると、近時輸入せらるゝ本邦商品中には更に北支那方面に密輸出せらるゝもの相當含まるゝ等の事情に依り右を以て俄に貿易が逆調に轉換したるものなりと速斷し難きも、大勢上現に重大なる變化を來せるものなることは争の餘地なかるべきなり。

今右の輸入増加が通貨に及ぼす影響を顧るに、増加の一半は朝鮮銀行券の流通區域たる滿鐵沿線都市に於て行はるゝものと見るべきが故に、國幣に對する輸入増加の壓迫は他の一半より受くるに過ぎざらんも尙ほ相當程度の影響を免かれ得ざるべきなり。故に輸入増加の壓迫に拘らず國幣價值をして

銀に安定せしめんと計る限りは勢ひ流通高の收縮を見るを必然とすべく現に中央銀行開業當時に比し國幣流通高は一千萬圓前後の收縮を來せるを見るなり。而して前述の如き農村の苦境は建國途上の滿洲國に取りて頗る重視すべきは勿論なるが、之を以て専ら中央銀行が通貨收縮政策を執るに因るものなりと稱し、同行をして此際救済資金の放出をなさしめんとし、或は國債の増加を計りて政府事業を興すべしとなすが如き、政治的考慮を用ふる者を見るは畢竟本邦の如き財政金融上に於ける先進國の事情と通貨の混亂を體驗したる經濟上の後進國とを混同視するが爲めに外ならずして頗る戒心を要する所と謂はざるべからず。又沿線都市に於ける活況に就て見るも其の原因は新築工事の勃興、本邦渡滿者の増加及び本邦圓貨の低落等に存するものなれば建築の一巡、渡滿者の減少等を見るの曉は景氣に反動を招く恐れ有ると共に、朝鮮銀行券の流通及び其の預金高に於ても反動的收縮の時期あることを豫期せざるべからざるなり。

斯くの如く滿洲經濟界の現在及び將來に互りて相當留意を要する事態を存するのみならず、滿洲國現在の産業諸政策に就ては頗る考究を要するものあり。例へば既往に於て滿洲に於ける企業の最も長所と見られたる勞銀の安價なりしことも、近時圓價に對し銀價の騰貴を示せると、昨年末來苦力の入國を制限したるとに因り漸次昂騰の傾向を示すに至れり。苦力の入國制限は本邦人の移住を促進するの

前提要件として豫て考慮せられたる所なるも、本邦人の滿洲移住の困難なるは獨り勞銀のみの問題にあらずして風土、習慣、主産物等幾多の環境に支配せらるゝものなるが故に、斯る手段を以て勞銀の昂騰を招來するは徒に産業の發達を阻害するに過ぎざるの懸念あるものなり。又彼の統制經濟の主張は理想としては決して不可ならざらんも、今後大に資本を誘致せざるべからざる事情の下に於ては頗る兩立し難きところにして、濫りに資本家の不安を招き惹ては將來の開發を遲滞せしむるの危険あるものと謂はざるべからず。又彼の日滿ブロックの企圖に至りては兩國經濟事情の著しき差異を無視して之を經濟的一體ならしめんとするものにして、若し字義通りの一體を實現するものとせば一面滿洲商工業者を壊滅に導く懼れ有ると共に、他面本邦の農民、労働者に對し非常の勁敵を迎ふるに至るの恐あり結局本邦の經濟力を滿洲の水準に依りて減殺せしめ、且つ兩國經濟界に異常の混亂を惹起するの懸念あるものと謂ふべし。又交通關係に就て見るも、北滿鐵道千七百軒を除く全滿の鐵道四千五百軒の内には既に相當の不經濟線を存し、現に鐵路總局の運営に係る委託鐵道は目下の處滿鐵の借款一億三千萬圓に對する利拂年額一千萬圓を支辨することすら至難の狀況なるに拘らず、更に今後十箇年間に四千軒の新線敷設を計畫し、然も主として軍事的考慮に基くもの尠からざるが如きは頗る留意を要する所にして、此は決して獨り滿鐵の投下資本に關する問題たるに止まらざるべし。

第一章 政 情

北滿及び熱河掃蕩後に於ける滿洲の事態は頗る順調に推移し治安の維持、人心の安定共に見るべきものあり。今や建國直後兵馬倥傯の時期も漸く終末に近づき、力を専ら財政經濟上の諸制改善に注ぐの餘裕を得るに至り、其の發達の神速なること洵に史上異例の實績と謂はざるべからず。惹ては我が國威の宣揚、民族の發展眞に曠古の偉觀とすべく、此間在滿本邦軍事機關の活動及び滿洲國政府内に於ける日本人官吏の活躍等に付きては蓋し賞讃盡し難きものあり。然れ共翻つて在滿本邦諸機關の狀態を見るに漸く軍人萬能の概を呈し、大は滿洲國施政の根本方針より小は一事業一會社の計畫設立に至るまで悉く軍部の意圖を受けざるものなしと謂ふも過言に非らざる實況を示し、夫等の動機及び理想に於ては甚だ可なりとするも手段方法に至りては批評し得べきもの尠からざるを遺憾とせざるべからず。今左に這般の消息を略説すべし。

第一、治安狀態

本年初頭北滿蘇炳文等の匪類を掃蕩し、繼いて三月神速果敢なる熱河討伐を行ひ、從來匪賊の策源地と目せられたる兩地を平定したる以來滿洲國內一般の治安狀態は全く一變し、人心の不安次第に薄らぎ庶民漸く其の堵に安んずるの傾向となるに至れり。尤も現今尙ほ各地に於て小集團の匪賊出沒せざるに非ず時に人命財産の危険を感ずることありと雖も、多くは交通不便の地區内にして鐵道沿線地

一〇
帯に於ては殆んど匪害の見るべきものなき有様となり、例年匪賊跋扈の季節として警戒せられたる高粱繁茂期に於ても本年は其の匪賊數四、五萬人と稱せられ、昨年一時十八萬人と號せられたるに比すれば著しく減少したるものと見るを得べく、之れ連も我國軍隊が各地に於て分散配置の姿勢を採り綿密なる警戒に任じつゝある爲め實害著しく減少したるものゝ如し。

滿洲國政府に於ても治安維持を以て現下に於ける國策の第一義となし、一方には用兵上の便宜を計り他方に於ては歸順匪賊の招撫に勉むる爲め大に道路を建設し、之が爲め大同二年度國道局特別會計に七百萬圓を繰入れ、又匪害を受けたる地方を賑恤し禍害の擴大を防止する爲め治安維持會を設けて之れが爲め四百萬圓の支出を豫定せる等、此等施設の効果も亦相當見るべきものあるが如く、今日の情勢を以て將來を推すに滿洲綠林の沿革久しき俄に彼等を根絶すること能はずとするも、歳と共に匪害の範圍を縮少し得べきは疑なき所なるべし。

第二、滿洲人の心境

治安状態の改善は人心の不安を除く上に於て重大なる効果を齎せること勿論なるも、之と共に注目すべきは本邦が滿洲國の維持獨立を計るが爲め國際聯盟の脱退をも敢行するが如き牢固たる決意を表明したること因り與へられたる影響是れなり。即ち滿洲國要人が從來最も懸念したるは本邦の對滿

方針が本邦内外の政情に依りて再び變化を來し、或は遂に支那の主權を認むるが如きことあるに至らんかとの點に存したるものゝ如く、若し斯の如き場合に至らんか其の時こそは執政始め要人等は支那官民の排撃を受け到底流浪悲惨の運命を免れ得ざるものとして著しく恐怖を感じ居たるものゝ由なり。然るに聯盟脱退をも睹したる本邦の態度は彼等の疑念を一掃するに最も有效なりしものゝ如く、彼等は今や専ら滿洲國の改善發達を意圖し落着きて政務に携はるに至れるのみならず、中には新京其他に不動産を買入れ又は電信電話會社の株券を購入所持せんとするなど、漸次滿洲を以て一身安居の地と定めんとするの傾向をも見るに至れりと云ふ。

元來滿洲一般の民衆は無智の農民大部分を占め山東、直隸等の郷土を離れて遠く東北の邊境に生を求めたる民なれば、其の國家組織の如何等を顧慮するが如き類は甚だ寥々たるものと見ざるべからず。即ち新政府の政治にして保境安民を計り從來の如き苛斂誅求を廢し進んで彼等の福祉を増進するに至らば寧ろ其の統治に悦服すべく、由來易姓革命を事としたる支那民衆の間には此點に就き朝鮮、印度等と稍々趣を異にするものありと觀るべきに非るか。唯支那民衆の間には多年西洋文物を以て養はれたる本邦人に取りては甚だ理解し難き幾多の東洋的習俗傳統を存するが故に、新政府の政策にして斯る事情を無視し其の傳統を覆さんとするが如きことあらば思はざる不平を醸すに至ることなきを保せず。而て政策上特に留意すべきは其の農業對策にして、大豆其の他の農産品の價格を適當に維持し其

の耕耘販賣の便益を増進するは治國の大道なるべく、素々支那に於ける王道思想は其の根本に於て著しく唯物論的なるは本邦に於ける皇道思想の觀念論的なると全く相背反するものにして、滿洲國統治の根本義は大に此點を理解するに在るが如し。

滿洲國政府の既往に於ける實際政治を見れば相當此點を把握し居るもの、如く、先づ幣制の混亂を救つて通貨に依る搾取を廢したるを始めとして、本年初頭に於ては時局及び水災に依る農民の窮狀を救ふが爲め滿洲中央銀行をして直接農民に對し總額二千萬圓の春耕資金を貸與することを定め其の内一千萬圓を實際に於て貸出したるが如き、昨年度の田賦、營業税の一部を免除したるが如き、又從來主として大豆運搬の際賦課せられたる出産税の二重課税廢止其他民衆の不便を除くを主眼とする税法の一部改正をなせるが如き、所謂裕國便民の施設尠からず。不幸にして時局に依る創痍尙ほ癒えざるに當り、昨年北滿の水害に因る收穫の減少を蒙り、本年更に大豆價格の低落を受けて滿洲農民は打續く災厄に際會し居るが故に未だ新政府の惠澤を喜ぶの域に達せざるも、斯る事情にして解決せらるるに至らば舊政權の民衆搾取に對する怨嗟の聲高かりしに對照し、著しく新政府の善政を自覺するの日あるべきを豫測し得るなり。

第三、本邦在滿機關及び關東軍特務部

本邦の在滿諸機關を統一して所謂三位一體の形式を整ふるに至りたることは各機關の連絡を緊密にし政策の背馳を避くるの趣旨なること勿論なるも、事實は從來關東軍に對して獨立の地位を占めたる關東廳及び領事を軍部の隷下に統轄したると撰ばざるものにして、關東長官又は全權大使たるの資格は殆ど名目のことに止まり實狀は軍司令官が内治、外交の政務を兼攝するものと見るを得るものなり。換言すれば軍司令官直系の軍部幕僚に對して内治外交等に關する發言關與の機會を與ふるものなり。

又現在關東軍司令官は滿洲國指導の任を取りつゝあるものなるところ、元來馬上財政經濟を知悉するの不可能なること勿論なれば、事變當事軍に隸屬して政治經濟上の工作に従事したる軍統治部を改めて特務部となし、之を以て經濟顧問機關として活動せしめつゝあり。即ち特務部は關東軍司令部條例中にも規定せられず全く軍部任意に定めたる機關と見るの外なきものなるに、其の實質に於ては頗る重大なる權力を存するものなり。而て特務部は第一、財政、金融、商業、貿易、第二、鐵道河川港灣、航空通信、都市計畫、第三、農業、水産、牧畜、林業、第四、工業鑛業、第五、法制及び社會政策の五委員會を置きて夫々當該方面の智識を有する現役又は退役軍人及び専門家を分屬せしめ外に移民部及び顧問部を存し、其の員數も當初僅に十數名なりしも次第に増加して現在職員は五十名をも超ゆるもの、如し。然れ共右の陣容を以てしても尙ほ全滿の經濟事情を調査すること至難なれば之が補

助機關として滿鐵の經濟調査會を利用することゝなせるが、滿鐵の經濟調査會は十河理事を會長として百五十餘名の社員を擁するものにして同社相當の負擔と謂はざるべからず。而て特務部委員會は夫其の擔當事項に付審議考究する一方、重要事項に付ては特務部全體の會議たる聯合委員會を開催し其の決議を以て特務部の意見となし居れり。

元來滿洲國政府内に多數の本邦人官吏を入れたるは滿洲國の建設に當り本邦官吏の行政的手腕に待つゝの要ありしこと勿論なるも、他面に於ては之を通じて滿洲國を指導せんとするに在りたるや言ふ迄もなく、是等の日系官吏が軍との間に内面的連絡を計るに依りて關東軍の滿洲國指導は充分に其の成果を上げ得べきものと思考せられ、特務部の如きは屋上屋を架するの恐れ有るものと謂ふべし。

第二章 財政

滿洲國の諸制度が建國後順調なる進展の道程を辿りつゝある中にありても、財政、金融の整備改善は其の尤なるものとして特筆に値するものなり。舊政權は財政金融上の施設に於て無節制を極め人民の搾取を事とし、民衆怨嗟の的となりたるが故に、滿洲國王道政治の第一著手も該組織の改善に向けられたるは蓋し當然のことなりとは謂へ、建國日猶淺き今日既に金融制度に於ける中央銀行の設立と相並んで財政上に於ても幾多改善の成果を擧げ得たるは注目し價するものと謂はざるべからず。即ち舊政權時代には殆ど豫算制度なく財政紊亂の素因を爲せるを以て建國と同時に豫算制度の確立を企圖したるが、建國年度（大同元年三月より六月に至る）に於ては未だ歳入の見込立たざりしを以て一時月別豫算に依り主として歳出を調節するに止めたりしも、其の後税關接收等に依り歳入の見積りを立つること不可能ならざるに至りたれば元年十月には遡つて大同元年度豫算（元年七月より二年六月に至る）を編成するに至れり。爾後收支の實績は寧ろ豫想外に順調なる推移を示し、又元年十二月には不完全ながらも國庫制度を創設して政府の收支を闡明ならしめ、次いで大同二年六年には建國以來最初の完全なる豫算とも謂ふべき二年度豫算を編成し、少額の借入金をも以て其の均衡を計ることを得たり。斯くの如く豫算並に會計制度を確立する一方税關、税捐局等稅務機關の整備を計ると共に、舊政權時代より踏襲せる租稅制度の一部にも若干の改正を施し著々として改善の實を擧げつゝあり。以下漸次之等財政上の諸施設に就き略述すべし。

第一、豫算、決算

(一) 大同建國年度決算

大同建國年度即ち大同元年三月建國より六月に至る三箇月間は建國勿々の際とて殆ど歳入の見込立たず歳入を押へて歳出を計る以外に方法なかりし爲め歳出豫算のみを月毎に編成したるに止まりたり。故に該年度の決算は嚴密なる意味に於ける豫算に對する決算と認め難く、彼此相對照して其の増減を見ること不可能なり。此間の收支狀況左の如し。

歳入		歳出	
鹽稅	八、〇〇〇	軍事費	七、八〇〇
吉黑權運署利益	一、〇〇〇	中央銀行株式拂込	七、五〇〇
公債	一、五〇〇	其他	二、八九七
其他	七三七		
計	二一、二三七	計	一八、一九七
		差引剩餘金	三、〇三九

(單位 千圓)

即ち建國年度中は未だ稅關の接收完全ならず況や地方稅務機關の機能は、殆ど停止の状態にありたる

を以て、稅收入は僅に鹽稅八百萬圓、吉林省、黑龍江省の鹽專賣利益金百萬圓に止り、他は殆んど中央銀行よりの借入金に依りて調達せられたり。歳出にありては軍事費の七百八十萬圓を主とし其の他一般の行政費は三百萬圓に充たざりしなり。中央銀行株式拂込金の七百五十萬圓は他方中央銀行よりの借入金を振替拂込みたるに過ぎざるものなるを以て、眞の歳出入は此の七百五十萬圓を差引けるものなり。而して右歳出入の差額三百餘萬圓は大同二年度歳入豫算中に繰入れたり。

(二) 大同元年度

(イ) 豫算

大同元年十月編成せられたる元年度一般會計豫算額は一億一千三百三十萬八千圓なりしが豫算編成當時に於ける見積りに依れば租稅、官業等の實收入は一億三百萬圓と豫想せられたれば實際の歳出豫算を一億圓程度に止め、其の差額三百萬圓と外に千二百萬圓の中央銀行借入金を豫定し合計千五百萬圓の國庫準備金を計上して建國勿々の際に於ける豫期せざる歳出の必要に備へたり。

然るに此の總豫算編成後、治安維持、國道建設、水善善後處理等緊急措き難き所要費目續出の爲め、大同元年十一月本邦に於て三千萬圓の建國公債を募集し、其の手取金國幣二千八百九十五萬圓を以て大同二年三月追加豫算を編成したり。即ち其の内千五百四十五萬圓を匪賊討伐、治安恢復維持等の政治工作費用に充當し、殘餘の千三百五十萬圓を國道建設費に使用することとせり。然るに公債募集當

時は恰も冬期土木工事不能の際なりしを以て結局元年度は國道建設には百五十萬圓を計上するに止めたるが故に茲に公債金中千二百萬圓の過剰を生ずることとなりたれば其の内阿片專賣特別會計に二百六十萬圓、國都建設特別會計に五百萬圓、計七百六十萬圓を繰入れ、爾餘の四百四十萬圓は當初總豫算に於ける中央銀行よりの借入豫定額千二百萬圓の借入繰延べに振向けたるを以て、結局大同元年度に於ける中央銀行よりの借入金は七百六十萬圓に減ずることを得たり。

右の如く大同元年度に於ては總豫算編成後に於て公債金二千八百九十五萬圓の收入あり、其の内結局二千四百六十餘萬圓を追加豫算として歳出に建てたる爲め、同年度に於ける一般會計豫算は其れ丈け増加して一億三千七百餘萬圓となりたり、即ち左の如し。

(單位 千圓)

大同元年十月編成總豫算		大同二年三月編成追加豫算	
歳入	歳出	歳入	歳出
一 一般歳入	一〇一、〇一七	一〇一、〇一七	一〇一、〇一七
中央銀行より借入	一二、二九一	一二、二九一	一二、二九一
小計	一一三、三〇八	一一三、三〇八	一一三、三〇八
建國公債金	二八、九五〇	二八、九五〇	二八、九五〇
國都建設局負擔利息	一〇〇	一〇〇	一〇〇
中央銀行よりの借入繰延べ	四、四〇一	四、四〇一	四、四〇一
(一)			
小計	一一三、三〇八	一一三、三〇八	一一三、三〇八
清郷討匪費	一六、九四八	一六、九四八	一六、九四八
阿片專賣特別會計繰入	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
國都建設局特別會計繰入	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇

總計	各項支出款
一三七、九五七	一〇〇
	一三七、九五七

(ロ) 決算の推定

前述の如く大同元年度歳出入豫算は

本 豫 算	一 一 三、三 〇 八	千圓
追 加 豫 算	二 四、六 四 八	
計	一 三 七、九 五 七	

なり、而して該年度の終了せる今日に於ても其の收支決算の状況を知るには左の如き困難なる事情を存す。

- 一、大同元年七月より十一月に至る四箇月間は國庫制度無かりし爲め收支共其の經路不明のものありたること
- 二、當然國庫の歳出入となるべきも舊慣に依りて地方官廳の收支として取扱はれたるもの有ること
- 三、地方の稅務機關所要の諸經費は舊政權時代に於ては當該機關に於て租稅其の他の收入中より差引き其の殘餘を中央に送金し居たり。新國家も當分此の方法を採用するの外なかりしも豫算中

には斯る経費も一應歳出に計上する一方之れを含めたる額を歳入に計上せるを以て財政部に於ては地方官廳より斯る経費支出に關する報告ある毎に之れを歳入歳出に建て豫算收支との合致を計り居れるも地方より此の種報告の到達には相當の日子を要し報告未達分多きこと

四、邊陲の地よりの送金には多大の日子を要すること

五、七、八兩月は猶元年度分の收支あること

右の如き事情なるを以て元年度の決算状況を今日に於て明確ならしむること甚だ困難なるも今總務廳主計處の推算せる五月末迄の總收支の實績を示すに左の如し。

○歳入	
總現金收納濟額	一三一、五一三
<small>千圓</small>	
稅務機關經費支拂濟額中未整理額推算	七、九〇〇
計	一三九、四一三
歳入豫算額	一三七、九五六
歳入超過額	一、四五七

即ち五月末迄に既に約百五十萬圓の歳入超過ありたれば六、七、八月の收入を合すれば結局千五、六百萬圓の歳入超過ある見込なり。尤も元年度歳入中に見込まれ居たる阿片專賣收入五百萬圓は結局皆

無に終りたれば其の他の收入に於ては豫算に比し二千萬圓内外の收入増加を示すことゝなるべし。

○歳出	
一方五月末迄の支出の状態を見るに左の如し	
總現金支出額	一二三、九八〇
<small>千圓</small>	
稅務機關經費支拂濟額中未整理額推算	七、九〇〇
計	一三一、八八〇
歳出豫算額	一三七、九五六
未支拂額	六、〇七六

即ち今後支出すべき額は六百萬圓内外に過ぎざれば前記五月以降の見込額を加へたる歳入超過千五、六百萬圓より之を差引きたる千萬圓内外は結局元年度の剩餘金となるべき見込なりとす。

以上は國務院に於ける推算なるが、財政部に於ては豫算に對比する歳入超過を千萬圓、歳出減少千萬圓、計二千萬圓の剩餘金を豫想し、各方面の觀察區々なれども歳出入の狀況が順調の経過を辿れることは蓋し疑なき所なるべし。

以上は本年五月迄の歳出入を對比して算出せる決算の推定なるが、次に年度末六月迄に判明せる歳入實績の内譯を示すに左の如く關稅收入が著しく豫算超過となり居ることを知るなり。尤も左記の實

入超過となれるを知るべく、又官産官業収入に於ては阿片專賣益金皆無なりし爲め五百三十萬圓の減收となれるも、猶經常歳入を通し百三十萬圓の歳入超過の状態にあり、唯臨時収入に於て未収入分多かりし爲め結局總収入に於て百三十萬圓の歳入不足を示し居れり。

(三) 大同二年度豫算

大同二年度の一般會計歳出入豫算は前年度と異り、財政の確立を期する爲め可及的借入金を避くる一方、治安維持費の外に中央地方の行財政制度の整備並に産業開發に要すべき諸經費をも計上するの根本方針の下に一億四千九百餘萬圓を計上したり。

(イ) 歳入

先づ二年度一般會計歳入豫算を前年度に對比するに左の如し。

種目別	二 年 度		増 減 (△印は減)
	元 年 (追加豫算を含む)	度	
經 常 部	一〇八、六二九、四四五	八四、八三八、〇〇〇	二三、七九一、四四五
租 税	四九、七八一、〇一八	四〇、八九〇、〇〇〇	八、八九一、〇一八
關 稅	三八、一一一、六二七	二七、一三四、〇〇〇	一〇、九七七、六二七
内 國 稅	二〇、七三六、八〇〇	一六、八一四、〇〇〇	三、九二二、八〇〇

(單位圓)

專 賣 利 益 金	一五、三八六、六四六	九、九五二、〇〇〇	五、四三四、六四六
專 賣 公 署 利 益 金	九、八二八、二四六	五、〇〇〇、〇〇〇	四、八二八、二四六
吉 黑 權 運 署 利 益 金	五、〇〇〇、〇〇〇	四、三六二、〇〇〇	六三八、〇〇〇
其 他	五五八、四〇〇	五九〇、〇〇〇	三一、六〇〇
官 産 收 入 其 他 雜 收 入	八、一一八、二〇九	二、五九六、〇〇〇	五、五二二、二〇九
經 常 部 合 計	一三二、一三四、三〇〇	九七、三八六、〇〇〇	三四、七四八、三〇〇
臨 時 部	六、六七八、二〇四	三、六三一、〇〇〇	三、〇四七、二〇四
逆 産 賣 却 代 金 等	三一七、三一〇	一〇〇、〇〇〇	二一七、三一〇
特 別 會 計 予 以 繰 入	七、〇〇〇、〇〇〇	三六、八四〇、〇〇〇	二九、八四〇、〇〇〇
公 債 金	三、〇三九、三六四	〇	三、〇三九、三六四
建 國 年 度 剩 餘 金	一七、〇三四、八七八	四〇、五七一、〇〇〇	二三、五三六、一二二
臨 時 部 合 計	一四九、一六九、一七八	一三七、九五七、〇〇〇	一一、二一二、一七八
總 計			

右に見る如く大同二年度歳入豫算は前年度に比し經常部に於て三千四百萬圓を増加せる一方、臨時部に於て二千九百萬圓を減少し、結局一千一百万圓の増加となりたり。

(1) 經常部収入 經常部収入は租税、專賣利益金、官産收入、其の他の雜收入より成り、何れも前年に比し相當の増收を見込めり。

租 税 先づ本年度の租税收入豫算を前年度豫算並に大同元年度分たる本年六月迄の收入

傍系會社たる鴻業公司よりの借入二十九萬圓（實際は二十萬圓のみを借入れ、既に返済したり）計三千六百八十四萬圓の多額に上りたるが二年度は七百萬圓を計上するに止めたり。

而して財政當局の説明するところに依れば、前述の如く前年度は其の本豫算に於ける中央銀行よりの借入豫定額千二百萬圓中七百六十萬圓を實際借入れたるに止り、借入未實行となれる四百四十萬圓は二年度に繰越されたるものなるを以て、結局新規借入額は二百六十萬圓の少額に止るものなりと言ふ。

逆産收入 臨時部歳入中の逆産賣却代金は四百十七萬圓なり。滿洲國は張學良其他舊東北政權一派所有の預金の外（金融の項にて説明）金、貴金屬、裝身具等の動産を首め、土地田畑等の不動産を以て逆産として没收したるが右の内金塊は前年既に滿洲中央銀行に賣却して手取金を同行に預入し居り、其の他の動産は時に應じて競賣に附し居れるが之等の既に處分したる金銀動産の賣却代金を合し大同二年度は整理逆産收入として前記の四百十萬圓を計上したり。

建國年度剩餘金 建國年度決算に於て三百萬圓の剩餘金を生じたるを以て之れを二年度の歳入とせり。

特別會計より繰入 前述專賣公署利益金、吉黑樵運署の利益金以外の特別會計よりの繰入は國都建設局特別會計よりの三十萬圓及び需品資金特別會計よりの一萬七千餘圓なり。

(ロ) 歳出

歳出豫算編成の主眼は可及的經費を節減するにありたり、先づ所管別歳出を前年に對比するに左の如し。

所管別	二年度	元年 (追加豫算を含む)	増減(△印は減)
執 政 府	一、二〇〇	一、一五〇	△ 五〇
總 務 廳	三九、六七八	五四、二九八	△ 一四、六一九
興 安 署	二、三四四	一、〇七八	一、二六六
民 政 部	二四、二八〇	一〇、〇四七	一四、二三三
外 交 部	一、二四五	六六六	五七八
軍 政 部	四一、九六七	三九、九〇二	二、〇六五
財 政 部	二六、三四四	二五、四三八	九〇六
實 業 部	三、四一〇	四三四	二、九七六
交 通 部	二、一七〇	一、五六一	六〇九
司 法 部	五、五九五	三、一〇八	二、四八七
文 教 部	九三一	二七一	六五九
計	一四九、一六九	一三七、九五七	一一、二一二

(單位千圓)

右の如く二年度豫算を元年度に比するに、總務廳所管に於て千四百萬圓の激減を示し民政部所管に

於て略ぼ同額の増加を見たるは元年度に於て省公署費、縣其の他の地方團體補助費等地方行政關係の歳出合計千七百萬圓を總務廳の豫算として計上したるを二年度に於て民政部所管に移したるを主因とするものなり。其の他總務廳の豫算は前年度に比し相當の異動を示せるが其の主なるものを擧ぐれば元年度に於て財政部所管なりし支那外債償還基金を本年度に於て總務廳所管に移して千百八十萬圓を計上し、又前年度追加豫算として百五十萬圓を計上したる國道局特別會計繰入を七百萬圓に増加し、又治安維持會費四百萬圓の新規計上をなしたる等は増加の主なるものにして、他方前年度千五百萬圓の國庫準備金を計上したるに本年度は之を四百五十萬圓に減少したること、及び元年度に於ては國都建設局に對し事業費其の他として五百三十六萬圓を支出したるに本年度に於て同局は土地賣却收入に依りて建設事業費を支出し得るに至りたれば同會計への繰入全く不要となりたること等は減少中注目せらるゝものなり。

軍政部豫算は總額に於て最も多額に上り財務當局は之れが整理削減を意圖すれども滿洲國軍の現状は今尙ほ舊私兵制度の陋習を脱せざるが故に之れが實現は容易ならざるが如く現に薪俸餉乾費の増加に依りて元年度に比し幾分の増加となれり。財政部は外債償還基金を總務廳所管に移したるも別に滿洲中央銀行拂込金七百五十萬圓を新規計上し、又國債利息を總務廳所管より財政部所管に移したれば結局幾分の増加となれり。

實業部、司法部等の増加は前者は産業施設方面の經費を増額せるものにして、後者は治外法權撤廢の前提として法官の素質向上、司法機關設備改善等の爲めにして共に注目し値するところなるべし。次に主たる支出を用途別に示すに左の如し。

(單位千圓)

種目	大同二年度	大同元年度 (追加豫算を含む)	比較増(減)△
執政府費	一、二〇〇	一、一五〇	五〇
軍事費	四一、九六七	三九、九〇二	二、〇六五
行政費(俸給費、事務費)	二四、四五九	一四、四六九	九、九九〇
縣市蒙旗補助費	六、三〇九	四、四三八	一、八七一
治安維持會費	四、〇〇〇	〇	四、〇〇〇
外債償還基金繰入	一、八四八	一、三八六	△一、五三八
中央銀行拂込	七、五〇〇	〇	七、五〇〇
特別會計へ繰入	九、二三五	九、〇〇〇	△二三五
積欠償還金	一、五〇〇	二、五〇〇	△一、〇〇〇
國庫準備金	四、五〇〇	一、五〇〇	△三、〇〇〇
其他	三六、六五一	三八、一一二	△一、四六一
總計	一四九、一六九	一三七、九五七	△一一、二一二

軍事費 軍事費は總支出の二割七分を占め、依然支出の首位にあること前年と差異なく、且つ其の總支出四千一百萬圓中三千萬圓以上は給料馬匹費等にして兵器其の他器材に關する費用殆んどなきは注目せらるゝところとす。

行政費 軍政部所管を除く各省の俸給事務費は行政機關の整頓に伴ひ漸増の傾向にあり。其の内俸給額の増加せるは官吏の員數激増したるに因るものにして、例之中央に於ける日系官吏の如き大同元年冬三百七十人なりしもの本年七月末には六百三十五人を算し、尙將來に於ける増加を豫想せらるゝ有様なるが、地方も亦之れと同様の傾向なるべきを以て人件費は前途漸増の外なかるべし。一方現在の俸給はもと圓價が國幣に對し七十圓前後なりし當時定めたるものを例とせるに目下國幣と圓貨は殆ど等價なるが故に滿洲國日系官吏は事實上三割前後の増給となりたと等しく一部には減俸論を云爲せらるゝ所以なり。

中央銀行株式拂込金 前述の如く大同元年度決算は多額の剩餘金を生ずる見込なる上に、國庫資金在高は常時多額を算し、例之大同二年六月末の國庫現金在高は左表の如く。(國幣と圓貨はバー)

種別	總計	内		
		金	圓	國幣
當座預金	一一、〇六一 <small>千円</small>	一〇、三一 <small>千円</small>	七四 <small>千円</small>	九
定期預金	一〇、二九〇	二九〇	一〇、〇〇〇	〇

通知預金	計	七、五〇〇	一八、二四九
一五、〇八六	三六、四三七	一八、一八七	

金銀勘定共に多額に上り合計三千六百萬圓を算する有様なれば、之を低利の預金となし置くは中央銀行の配當六分に比し著しく不利なると、一方中央銀行の内容を堅實ならしむる目的を以て政府は本年七月一日其の引受株式中の未拂込分七百五十萬圓を拂込みたり。

特別會計繰入 大同元年度は建國公債の募集に依り追加豫算を以て國道建設、阿片專賣、國都建設等の特別會計に資金繰入を爲したるが、引續き二年度も國道建設會計に七百萬圓を支出したる外減債基金、被服廠、吉黑權運署、國有財産整理資金、郵政等の各特別會計を設け一般會計より夫々相當額の資金繰入を爲したり。

右の外關稅及び鹽稅擔保舊外債整理基金特別會計を設けたるが、之は關稅及び鹽稅を擔保とする支那外債の元利拂資金を積立つるものなり。之等の支那外債の元利拂資金の滿洲國負擔額は現在未だ債權國並に中華民國との間に其の處分方法に就き何等の結論に達せざるを以て滿洲國は元年度以降其の算定に係る負擔分を積立て、之を中央銀行に預入して將來の支拂に備ふることとせり。而て元年度分千三百萬圓は既に積立を了し、本年度分千八百八十萬圓の内於ても四百五十萬圓の積立を爲したる由にして二年度末の積立額は元利合計二千五百八十萬圓となるべし。而て現在滿洲國政府の國庫資金が前述の如く多額を算し居る原因の一半は實に本會計積立金の存するに基くものなりとす。

特別會計名	一般會計より繰入	
	二年度	元年度
關稅及び鹽稅擔保舊外債整理基金特別會計	一一、八四八	一三、三八六
國都建設局特別會計	七、〇〇〇	五、〇〇〇
國道局特別會計	七、〇〇〇	一、五〇〇
需品資金特別會計	七〇	一〇〇
減債基金特別會計	三一五	〇
被服廠特別會計	六〇〇	〇
專賣公署特別會計	〇	二、六〇〇
吉黑樵運署特別會計	〇	〇
國有財産整理資金特別會計	五〇〇	〇
郵政特別會計	七五〇	〇
計	二一、〇八三	二二、五八六

三四
(單位千圓)

積欠償還金 舊政權に對する器材其の他の賣掛金の請求は日、獨、英、米、佛、滿等の内外各國に互り、其の額七千五百萬圓に上りたるが、其の内大同元年八月末奉天省積欠委員會に於て支拂を要すとなしたるもの千二百萬圓のみを引繼ぎ滿洲國積欠委員會に於て審議せり。其内本年七月迄に既に支拂を了し、若くは支拂の確定したるもの左の如し。

滿洲國 日本國 獨逸國 英國國 米國國 佛國國 丁抹國 其他	現金支拂	公債交付額	計
	計	二、四二三	五、一五九
滿洲國	一、〇〇二	九三七	一、九三九
日本國	八九四	一、五四四	二、四三八
獨逸國	三〇五	二、〇八七	二、三九二
英國國	一八八	一九一	三七九
米國國	二八	四八	七六
佛國國	〇	九四	九四
丁抹國	三	三	六
其他	〇	二五五	二五五
計	二、四二三	五、一五九	七、五八二

(單位千圓)

右關係七箇國の債權者數は四百人前後の多數に上り、其の内現金支拂分は資金を大同元年度及び同二年度の豫算に計上せる積欠償還金四百萬圓より支出の豫定にして既に其の一部は支拂を了したる由なり。公債交付分は三分利付二十箇年の積欠善後公債を發行する豫定なり。然るに公債の受領豫定者中には既に之が處分を希望し、中央銀行に對し買入方の下相談を爲せるものある由なるが、同公債は滿洲國內に於て頒布せらるゝ最初の政府公債なれば財政部は其の取扱上慎重なる態度を取りつゝあり。

尙前記決定を見たるもの、外約百六拾萬圓の懸案中のものあり、目下審査中なれば之を見込み積欠整理公債の發行額は七百萬圓と豫定せられたり。

(ハ) 結 語

之を要するに大同二年度豫算は之を豫算面より見れば先づ穩當のものと評し得べく、殊に元年度豫算に比すれば款項目の分類一段綿密を加へ、收支の均衡も一層鞏固を加へたりと見ることを得るなり。尤も同國財政の均衡保持は一に係りて現在滿洲國の最大問題にして且つ最も多額の經費を要する國防及び治安に關する費用の大部分を本邦に於て負擔するが爲めにして未だ之を以て財政計畫遺憾なきものと謂ふこと能はず。

第二、公 債

大同二年度の豫算は少額の借入金に止めたるも、元年度に於ては三千萬圓の建國公債に依り漸く收支を償ひたる有様なるを以て、二年度に於ても果して七百萬圓の借入金のみを以て充分なりや否やに付疑問を止むる向もあり、他方大同二年度末に於て既に壹億壹千六百萬圓の公債を擁し、其の利拂のみにて五百五拾萬圓(若し利息收入及び中央銀行配當金を差引けば純支拂額三百六拾四萬圓)を要する豫定なれば、今後の公債政策は尙ほ相當の注意を要するものと謂はざるべからず。

二年度末に於ける國債現在豫定高左の如し。

大同二年度末國債現在豫定高

(金圓は國幣とパーとす)

朝鮮銀行借款(三井、三菱融資) 中央銀行借入金(舊官銀號よりの借入繼承) 建 國 公 債 中央銀行借入金(歳入補填) 中央銀行補償公債(中央銀行の不良資産) 中央銀行借入金(歳入補填) 積欠整理公債(交付公債)	計	年 度 別		元 金	利 率	利 息
		建 國 年 度	元 年 度			
		金 圓	金 圓	二〇、〇〇〇	五 分	一、〇〇〇
		金 圓	金 圓	四、〇〇〇	六 分	二四〇
		金 圓	金 圓	七、五〇〇	五 分	四五〇
		金 圓	金 圓	三〇、〇〇〇	五 分	一、五〇〇
		金 圓	金 圓	七、六〇〇	六 分	四五六
		金 圓	金 圓	三三、〇〇〇	五 分	一、六五〇
		金 圓	金 圓	七、〇〇〇	六 分	一、〇〇〇
		金 圓	金 圓	七、〇〇〇	三 分	二一〇
		金 圓	金 圓	六六、一〇〇	三 分	五、五一

右の内朝鮮銀行よりの借款は同利率を以て中央銀行を経て朝鮮銀行に預入し、又中央銀行よりの借入金中株式拂込充當分は同率の配當を存す。

第三、財政上の諸施設

本年夏期我軍が高梁繁茂期に於ける治安維持の爲め分散配置せらるゝに相應し、地方稅務機關の存する所には中央より稅務職員を派遣し、地方財政狀態の徹底的調査を行ひ、以て地方機關に對し中央諸施設の趣旨徹底を圖り、且つ從來の施設に關する材料の蒐集に努めしめたり。右調査は未だ猶ほ續行中に屬するも、完成の曉には地方の財政狀態始めて闡明となるべく、根本的財政方針も從つて確立するに至るべしと推察せらる。されば目下の財政上の諸施設は多く應急的のものに過ぎざるが今其の概要を略記すべし。

(一) 關稅の一部改正

滿洲國關稅率は舊中華民國時代のものを其の儘踏襲したるものにして不合理と認めらるゝ點多く、諸方面より其の改正要望の聲を聞けり。即ち一般的に言へば其の稅率の割高なること、輸出稅、沿岸移出稅の如き産業發展の上に支障多き課稅を存すること等考慮に價する點尠からず。然れども關稅は他の内國消費稅と關聯すること深き上に、其の收入は滿洲國稅收入の五割に上り全歲入の三割二分に當る重要財源なれば、之れが減免は早急に實行し難き事情あり。又主として本邦貿易業者の主張として所謂日滿經濟ブロックの立場より、日滿互惠關稅制度、陸接國境特惠關稅の復活等唱道せられたるも、此は滿洲國建國の際に掲げられたる機會均等主義の立場よりするも、露支滿國境關係の現状より見るも急遽實施し難き事情あり。一方世界關稅制度の成行も多分に不安狀態にあるを以て旁々根本

的の改正は兩三年後に俟つこととし、現行關稅中著しく國情に反し、産業開發を阻止し、國策推行に背反すと認めらるゝものにつき暫定的改正を實施し本年七月二十三日より實施したり。右改正に當り規準とせられたるは、

イ、著しく排外的色彩ありと認むるもの。
ロ、著しく産業保護的色彩ありと認むる稅率にして滿洲國に之が保護に該當すべき産業なきもの。

ハ、主として生活必需品にして特に高率なる爲め輸入阻止の状態にあるもの。

ニ、財政上許容し得べき限度に於て滿洲國産業の開發上切實に必要なりと認むるもの。

ホ、滿洲國都市計畫實現の爲め、切實に必要なりと認むる建築材料。

等の趣旨にして之に基きメリヤス製品、タオル、石鹼、帽子、陶磁器、毛織物、蓆、地下足袋、鮮魚、農業及鑛業用機械及びセメント、瓦、タイル等の輸入稅を減免し、鑛油、パラフィンワックス、ウッドバルブ、緬羊毛、銑鐵、鎗鐵等の輸出稅を減免したり。又一方之が減免に依りて生ずる財源の不足補填の爲め年額千二、三百萬圓の輸入ある葉煙草の輸入稅を倍加したり。

(二) 關稅賦課を國幣建に改正

次に從來滿洲國の關稅賦課計算單位は輸入稅に於ては海關金單位、輸出稅、沿岸移出稅に於ては海

關兩なりしが、本年四月十六日、金單位を以て示せるものは一律に一海關金單位を一・九五の率を以て又海關兩を以て表はせるものは一海關兩を一・五六の率を以て夫々國幣に換算し以て一率に國幣により徵稅することとし、從て輸出入申告書面も國幣にて表示せしむることとなせり。此の改正に依り從前輸入税は金銀比價の變動に因り、銀相場騰貴の場合は關稅收入の減少を來し下落の場合は増加する等換算上より生ずる收入の變動を免れざりし不便を除去することとなれり。尤も大連に於ては現在尙ほ國幣の流通を認められざるが故に實際の關稅收入金は其の日の國幣對金票、鈔票の公定換算率に依り換算したる金票、又は鈔票を以て受入れらるゝも、各貨幣間の相場變動に因る危險は現金出納機關たる滿洲中央銀行の負擔するところにして、滿洲國政府は何等の危險を負擔せず、中央銀行は日々奉天又は新京に於て金票又は鈔票を國幣に替へ之れが危險をカバーしつゝあり。因に稅關の實際現金出納機關は從來大連に於てのみ正金銀行支店なりしが、本年初より中央銀行大連支行に移讓せられたれば於茲全滿の租稅出納機關は滿洲中央銀行に統一せらるゝに至れり。

(三) 稅關線の確保

滿洲國は前年中大連首め主要舊支那側海關の接收を行ひ、次いで本年に入り北滿の綏芬、同江、滿洲里の三稅關を完全に接收して蘇國に對する國境關稅線の基礎を固め、更に本年三月熱河の治安恢復すると共に承德に稅關を設けて灤平、古北口、喜峰口、界嶺口等長城の要路に分關を設け、支那國境

の關稅線を確保し、七月一日より現實に熱河省域に於て關稅を徵收し居れり。從て現在關稅線の確保せられざるは西方の一部に止れり。

(四) 鹽に關する政策

滿洲に於ては從來一擔の原價僅に拾五錢に過ぎざる海鹽に對して六圓參拾錢、湖鹽に對して五圓の鹽稅を徵收し、年二千萬圓の稅收を舉げ居たる外、吉林省黑龍江省に於ては更に別に吉黑樵運署の專賣に依り更に年額五百萬圓前後の利益を舉げつゝありたり。而して鹽の如き生活必需品に對し斯る高率の稅金を課するの不當なるは新政府の夙に認むる所なるも、關稅同様重要財源たる鹽稅の減免を計ることも亦遽に行ひ難き關係上、差當り特に不當と認めらるゝものゝ部分的改正をなすこととし吉黑兩省にありたる警費鹽捐と稱する鹽に對する二重課稅を廢止したり。其の他鹽に關する政策としては復州に於ける鹽場の鹽を買取り之を工業用鹽として本邦に輸出して製鹽業者の窮狀打開を計り、又間島に於ける鹽の密輸入を防止すると共に同地に於ける鹽價を著しく引下げたり。

(五) 內國稅の改正

滿洲國の內國稅は從來支那政府が國稅として徵收せるものと、舊政權が各省に於て省稅として徵收せるものとを併せたるものなり。從て各地方租稅の大綱は略々同一なるも細目に互りては異なる所少からざれば地方的に見て負擔の均衡を得たるものと認め難く、又稅種に於ても地租、營業稅の如き直接

税もあれども、他は契税、出産税、鑛税、牲畜税、菸酒税、統税、印花税等の消費税、交通税等なれば、國民各個の負擔均衡の見地よりするも理想に遠きものなり。然れども之が根本的改正は目下各地に派遣せられ居る税務員の調査の結果に俟つことを要するが故に現在に於ては左記の如き臨機の方策を實施したり。

(イ)地租及び營業税の國税としての地位を確立せること 即ち事變當初地租及び營業税を縣に移讓したるも、其の後再び之を國家に返還せしめ、兩税を國税として統一したり。尤も昨年度に於ては事變竝に水害の爲め農民の苦痛多大なりしを認め同年度に限り年度末六月三十日以前に納付すべき地租營業税竝に其の附加税にして同年十一月迄に未だ納入せざりしものに就ては總べて之を免除することとせり。

(ロ)統税の統一 統税即ち煙草、棉糸布、麥粉、セメントに對する消費税は各省間多少課税の範圍を異にせるを本年四月より統一實行せり。

(ハ)出産税の二重課税廢止 出産税は奉、吉兩省に於て土産貨物に對し賣主より徴收せるものなり。然るに從來一省に於て一旦課税せられたるものが他省に搬入せらるゝ場合に再び課税せらるゝが如き状態にありたるを以て本年七月より一度一省に於て課税せられたるものは再び他省に於て課税せらるゝこと無き様改正せられたり。

(六) 阿片專賣制度の樹立

現在滿洲國に於ける專賣事業は鹽、阿片の兩者を主とし此の外には燐寸、火藥につき販賣の統制を目的とする專賣制度を布けるに過ぎず。鹽の專賣に就ては前述の如く舊政權當時より繼續せる制度なれば其の運行は圓滑なる模様なるも、阿片專賣制度は新規の制度なる爲め其の完全なる實施には幾多の困難を存するが如し。

阿片吸飲は舊政權下に於ても禁止せられたるが、事實は上下を通じて此の惡風に感染し、之が匡正は容易の業にあらざりしなり。滿洲國は夙に阿片專賣に依り一方には惡習の傳播を阻止すると共に他方財源を獲得するの方針を樹て先づ大同元年九月暫行阿片收買法を制定して阿片所有者に對し一定期間内に政府の特定せる收買人に所有阿片の賣却を命じ、政府は更に收買人より之を買入れ、且つ事變當時逆産として押收せる阿片を併せて專賣制度の樹立を計れり。次いで十一月には阿片法を發布して阿片の吸飲を一般的に禁止し、唯吸飲の習癖ある者にして民政部の特許を得たる場合に限り之を許可する一方、阿片の耕作、販賣は總べて政府の統制下に置くこととせり。斯くて阿片專賣制度が一應其の緒に就きたるは漸く本年三月のことにして、政府は之が實施の費用として大同元年度追加豫算を以て二百六十萬圓を一般會計より支出し、同年度内に五百萬圓の利益金を擧ぐるの豫定を立てたりしが、收買法の成績思はしからざりし上、阿片産地たる熱河の兵匪討伐遷延したる爲め豫期に反し同年度内

の収益は殆ど皆無に終りたり。而て大同二年度に於ける阿片專賣特別會計の收支の豫想は左の如く見
積り居れり。

収入		阿片專賣收入	三二、八九三
		阿片作業費	二〇、七一六
		國庫準備金	一、九六〇
支出		一般會計繰入	九、八二八
		次年度繰入剩餘金	一二五
		營業費	二六四
計			三二、八九三

然れ共阿片專賣制度創設以來の経過を見るに大體失敗と謂ふの外なく、滿洲人の阿片密輸及び密探
取と之に依り公賣價格よりも遙に廉價を以て密賣するの風習を徹底的に取締るにあらざれば到底豫期
の効果を期待すること能はざるの實狀なり。而て斯る嚴重取締は結局警察權の普及貫徹に俟つの外な
きが故に今後恐らく數箇年を費すに非れば其の目的を達すること能はざるべし。尤も滿洲國內に於け
る阿片の需要は年額三十萬貫と見積られ居るが故に其内十萬貫程度を專賣に依りて取扱ふことを得れ
ば約千萬圓の利益金を計上すること難からざる次第なるも之を以て豫算計上の基準となせるは幾分早
計の感あるを免れざるなり。

第三章 通貨

第一、舊通貨

貨幣法制定前に於ける滿洲の通貨は其の種類別より見れば硬貨と紙幣に分つことを得べく、硬貨は銀及び銅の二種類ありたるも紙幣に比すれば其の流通額極めて少額なりし様にして、滿洲を評して紙幣國と言ふも強ち誣言にあらざるが如し。紙幣は之を發行者別に見れば、支那側銀行發行のもの、日本側銀行發行のもの及び支那側團體乃至は個人の發行に係る私帖の三種ありたり。支那側銀行中發行權ありたるは、舊各省政府直營の東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號、張家の個人銀行たりし邊業銀行及び支那本土に本店を有する中國銀行、交通銀行の奉天及び哈爾濱支店なり。此等支那側銀行發行の紙幣は特殊のものを除き多く過度の膨脹に陥り價值下落し就中東三省官銀號の奉天票は發行高十億元にして現大洋錢に對し五十分の一、黑龍江省官銀號發行の官帖は發行高八十億吊にして現大洋錢に對し千八百分の一、吉林永衡官銀錢號發行の官帖は發行高百億吊、現大洋錢に對し五百分の一に下落し、紙幣相場の下落に依り民衆の蒙れる慘害名狀し難きものありたり。日本側銀行にして紙幣發行權を有したるは朝鮮銀行と横濱正金銀行なり。今事變當時に於ける滿洲通貨の流通高を示すに左の如し。

滿洲通貨流通高

(昭和六年十月末)

名	稱	發行者	流通高	現大洋錢一圓 = 對スル交換相場	現大洋錢換算額	
			円		円	
支那側	奉天票	奉大洋票	東三省官銀號	1,014,341,000	50.—	20,287,000
		奉小洋票	交通銀行、中國銀行	72,809,000	60.—	1,213,000
	現大洋票	準備庫券	東三省官銀號	6,300,000	1.—	6,300,000
		官銀號券	中國銀行、交通銀行	26,991,000	1.—	26,991,000
		邊業銀行券	東三省官銀號	7,611,000	1.—	7,611,000
		天津票	遼業銀行	1,000,000	1.—	1,000,000
		小計	中國銀行、交通銀行	41,902,000	1.—	41,902,000
		雜券		796,000		
	紙幣	吉林官帖	吉林永衡官銀號	5,609,200,000	400.—	14,000,000
		吉林大洋票	〃	7,024,000	1.35	5,200,000
		吉林小洋票	〃	11,500,000	40.—	287,000
		哈爾大洋票	東三省官銀號、吉林官銀號、黑龍江官銀號、遼業銀行、中國銀行、交通銀行	40,970,000	1.35	30,348,000
		黑龍江省官帖	黑龍江官銀號	10,727,870,000	1.800.—	5,960,000
		黑龍江大洋票	〃	19,470,000	1.35	14,420,000
		四釐債券	〃	39,955,000	15.—	2,663,000
銅元票		公濟平市錢號	5,000,000			
過爐銀		支那銀爐				
私帖		個人團體	不明			
	計				135,293,000	
硬貨	現大洋錢	支那、滿洲、日本	30,000,000	1.—	30,000,000	
	小洋錢	〃	5,500,000	1.20	4,583,000	
	銀平銀	安東銀爐	2,500,000	0.72	3,472,000	
	銅元	支那、滿洲	15,193,500	100.—	151,000	
	計					41,689,000
	鈔票	橫濱正金銀行	12,000,000	1.—	12,000,000	
日本側	紙幣	朝鮮銀行券	朝鮮銀行	30,000,000	0.40	75,000,000
		日本銀行券	日本銀行	僅少		
	硬貨	日本補助貨	日本政府	〃		87,000,000
	總計				260,499,000	

幣名	發行額	法定交換率	同國幣換算金額
東三省官銀號發行兌換券(天津券を含まず)	一	一	四三、二五〇
遼寧四行號聯合發行準備庫兌換券	一	一	四三、二五〇
東三省官銀號發行滙兌券(奉天票)	五〇	一	一八、九九三
公濟平市錢號發行銅元票	六〇	一	一、一四六
東三省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)	一、二五	一	三一、三五三
吉林永衡官銀號	一、二五	一	三一、三五三
黑龍江省官銀號	一、二五	一	三一、三五三
邊業銀行	一、二五	一	三一、三五三
吉林永衡官銀錢號發行官帖	五〇〇	一	二〇、六二〇
小洋票	五〇	一	二、三六

斯る雑多の通貨を一舉に整理することの困難なること勿論なれば、新政府は舊貨幣整理辦法を公布し右の内、合併して新に中央銀行を設立するに至りたる舊三官銀號及び邊業銀行の發行紙幣を法定の換算率に據り新國幣を以て貨幣法發布當日(大同元年七月一日)以降二箇年間に回収せしむることとし、此の二箇年間は該通貨も法定交換比率を以て國幣と同一の效力を有するものと定めたり。今此の種通貨の國幣との換算率及び中央銀行引繼當時(大同元年七月一日)の發行高を示すに左の如し。

幣名	法定交換率(國幣1円)	大同元年七月一日原幣發行高	同國幣換算金額
東三省官銀號發行兌換券(天津券を含まず)	一	四三、二五〇	四三、二五〇
遼寧四行號聯合發行準備庫兌換券	一	四三、二五〇	四三、二五〇
東三省官銀號發行滙兌券(奉天票)	五〇	九四九、六七三	一八、九九三
公濟平市錢號發行銅元票	六〇	六八、七七〇	一、一四六
東三省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)	一、二五	三九、一九二	三一、三五三
吉林永衡官銀號	一、二五	三九、一九二	三一、三五三
黑龍江省官銀號	一、二五	三九、一九二	三一、三五三
邊業銀行	一、二五	三九、一九二	三一、三五三
吉林永衡官銀錢號發行官帖	五〇〇	一〇、三一〇、二五一	二〇、六二〇
小洋票	五〇	一一、八四九	二、三六

計	大洋票	官帖	發行	大洋票	官帖	發行	大洋票	官帖
	一、三〇	一、六八〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇
	九、〇六五	八、一七六、五七四	三、四、六〇〇	一、六、六八〇				
	六、九七三	四、八六七	二、四七一	一一、九一四	四〇六			
						一四二、二三四		

四八

右の中央銀行に引繼がれたる紙幣の外奉天省の十進銅元は補助貨の不足を補ふ爲め五箇年有効とされ、又中國交通兩行發行の哈大洋票は何れも五箇年内に回収せしむることとせり。斯くて整理方法の講ぜられたる以外の舊通貨は舊貨幣整理辦法に依り一應流通を禁止せられたるも、多くは猶依然流通し、其の整理は今後に貽されたる問題なりとす。

第二、國幣

滿洲國政府は大同元年七月より貨幣法を實施し、新なる通貨として國幣を創設したり。國幣は其の一圓が二三・九一瓦の純銀（支那に流通する現大洋錢と等價、自然現大洋票とも等價）と同一價格を有するものと定められたるも、硬貨の鑄造なく、従つて硬貨其の他の現銀と兌換せず、主として發券銀

行たる滿洲中央銀行の正貨準備たる大洋銀又は鈔票の賣買に依りて銀に對する價值を維持しつゝある一種の銀系管理通貨とも謂ふべきものなり。而して前述の如く舊政權の直營銀行にして中央銀行に合併せられたる東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀錢號、黑龍江官銀號の既發紙幣は法定の交換比率を以て國幣と交換し、且つ舊貨幣整理辦法により貨幣法實施後二箇年間は法定比率に依る價格を以て國幣同様法貨として流通を許容せられたるを以て明年六月末日を以て右期間の滿了となるものなり。尙法貨たる紙幣の外に白銅、銅より鑄造せられたる補助貨あり、而して之が發行者の中央銀行なるは本邦と趣を異にする所なり。

(一) 舊紙幣の回收

前述の如く舊貨幣整理辦法に依り舊行號の發行せる紙幣は貨幣法實施後二箇年間は國幣と同一の效力あるものと認められ其の全部を中央銀行に引繼ぎたり。即ち大同元年七月一日開店當初の滿洲中央銀行紙幣發行高一億四千二百餘萬圓は此の舊紙幣發行高を法定換算率を以て國幣に換算したるもの以外ならざるなり。而して舊紙幣の通用期間は二箇年と限定せられ中央銀行は該期間内に其の全部の回收を企圖して多大の努力を注ぎ一旦回收せる舊紙幣の再發行を嚴戒したる結果、開店後一箇年間に左記の如き回收成績を擧げ得たり。

○舊紙幣回收高

五〇

(單位千圓)

大 同 元 年	月 中 回 收 超 過												月 末 殘 高														
	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
大 同 二 年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	計	(一)													
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇、五〇二	一一、〇三三	七、七五一	六、四七八	三、七七三	九、九三三	二、二九一	二、六八〇	四、七九八	八、〇六六	八、六〇二	一〇、五二八	三、二一四	八、八七二八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四二、二三四	一三一、七三二	一一〇、六九九	一〇二、九四八	九六、四七〇	九二、六九七	九三、六九〇	九一、八九九	八八、七一九	八三、九二一	七五、八五五	六七、二五三	五六、七二〇	五三、五〇六

備考 (一) は發行超過。

右の如く開業當初に於ける毎月回收高相當多額に上れるは舊行號の紙幣發行高中には本支店の營業現金約二千萬圓を含み居たるを中央銀行となりたる後は手許現金を日々還收に立つるの方針を立てたるを以て夫れだけ發行高を減ずるに至りたること及び開業當初中央銀行に對する一般の理解不充分の爲め國幣の價值低落したるを以て之を維持する爲め準備銀の賣出を行ひたること等を主たる原因とするものなり。然るに其の後久しからずして冬期特産期に入りたれば回收高の減少を來すこととなり遂に十二月には哈大洋票の再發行を餘儀なくせられ、同月は舊紙幣發行超過となるの有様を呈したり。本年に入り特産出廻終了と其の後の資金還流とに伴ひ漸次回收高増加し、結局開店當初より本年七月迄の一年一箇月間に六二・三%を回收し得たり。而て法定二箇年の期間は今後十一箇月を以て結了すべきところ此間に殘額三七・七%を回收し得るや否やは相當問題の存する所にして、中央銀行當局は比較的成行を樂觀し居れるも、従前回收せられたる舊紙幣は主として都會地乃至は鐵道沿線に流通せしもの多きに反し未回收額中の相當部分は奥地に流通せるものと思はざるべからざると共に、新補助貨の供給は後述の如く頗る少額なる爲め目下の處其の不足は舊紙幣に依つて補はれ居る實狀なれば今後補助貨の鑄造能力に依り舊紙幣の回收は制限を受くること尠からざるべく既往の回收率を以て直に將來を豫斷するは早計なるべし。舊紙幣の回收振を其の種類別に見れば左の如くにして各種共六割以上

の回收成績を示せるに對し哈大洋票、吉林官帖及び銅元票の回收率甚だ悪きは哈大洋票が哈爾濱地方に於て永くローカル・ダラーとして根底深き流通力を有せると吉林官帖、銅元票等が少額の貨幣として補助貨代用に供せらるゝこと多きに因るものと察せらる。

○舊紙幣回收高内譯

現大洋票 哈大洋票 奉大洋票 銅元票 吉林官帖 吉林大洋票 吉小洋票 江省官帖 江省大洋票 四盤債券 計	大同元年六月三十日		大同二年六月三十日	回收率
	發行高	回收高		
現大洋票	四三、六五七、二八〇	二九、二五〇、五二八	一四、四〇六、七五二	六七・〇%
哈大洋票	三一、三五三、八九五	九、三六四、三七六	二一、九八九、五一八	二九・九
奉大洋票	一八、九九三、四六二	一四、六六六、一八三	四、三二七、二七九	七七・二
銅元票	一、一四六、一八二	一九一、三八七	九五四、七九五	一六・七
吉林官帖	二〇、六二〇、五〇二	一三、五九九、二四一	七、〇二一、二六一	六六・〇
吉林大洋票	六、九七三、四五二	五、七二七、二四四	一、二四六、二〇八	八二・一
吉小洋票	二、三六、九八五	七一、〇三七	一六五、九四七	三〇・〇
江省官帖	四、八六七、〇〇八	三、二八二、四四三	一、五八四、五六五	六七・四
江省大洋票	一一、九一四、六三二	七、七九八、〇九一	四、一一六、五四〇	六五・五
四盤債券	二、四七一、四七六	一、五六四、二七四	九〇七、二〇一	六三・三
計	一四二、二三四、八八一	八五、五一四、八〇九	五六、七二〇、〇七一	六〇・一

(單位圓)

(二) 新紙幣の發行

舊紙幣の回收大體順調なるに對し新紙幣は漸次流通を増加しつゝあることは之を開店後の發行回收狀況に徴するも明かにして開店後の十三箇月間に於て回收超過を示せるは僅かに三箇月にして然も主として特産物資金の回收に伴ふ季節關係に基くものと察せらるゝなり即ち左の如し。

新紙幣發行回收高

(單位千圓)

大同元年六月	發行超過	回收超過	月末發行高
七	七、三二三		七、三二三
八	五、一五一		一一、四七四
九	五、二七八		一七、七五二
十	八、二八八		二六、〇四〇
十一	一三、九五二		三九、九九二
十二	一八、一八三		五八、一七五
大同二年一月	五、二七七		六三、四五二

國幣發行高

(單位千圓)

	中			末		
	最高	最低	平均	舊紙幣	新紙幣	計
大同元年六月				142,234		142,234
七月	145,070	139,055	142,097	131,732	7,323	139,055
八月	139,226	123,172	130,682	110,699	12,474	123,173
九月	123,468	120,271	122,071	102,948	17,752	120,699
十月	122,509	118,872	120,437	96,470	26,040	122,509
十一月	132,806	122,960	127,070	92,697	39,992	132,688
十二月	151,865	133,439	141,865	93,690	58,175	151,865
大同二年一月	155,363	151,604	153,435	91,899	63,452	154,851
二月	154,170	144,525	148,384	88,719	57,723	146,441
三月	146,441	136,353	140,712	83,921	52,434	136,353
四月	136,058	129,201	131,604	75,855	54,228	130,081
五月	129,197	120,887	123,534	67,253	56,942	124,193
六月	123,787	112,263	117,763	56,720	55,541	112,263
七月	112,132	109,272	110,262	53,506	56,859	110,365

國幣は滿洲國の國庫收支に無制限に流通せらるゝものなれば關稅に於ても大連を除き他は殆ど國幣に依り收納せらる。其の他特產取引、支那側日常取引にも漸次普及使用せられ、殊に滿鐵の委任經營となりたる支那側鐵道の收入は總收入の七割は國幣に依り收納せられ、鐵道沿線に於ける國幣流通の圓滑なるを裏書せり。

(三) 國幣の流通狀況と金票鈔票との關係

舊紙幣が順調の收縮振を示し、新國幣の漸次普及しつゝあるは前述の如くなるが、今開店後の新舊紙幣を合算せる月中最高、最低、平均發行高竝に月末殘高を示すに左の如し。

合	七	六	五	四	三	大同二年二
計	月	月	月	月	月	月
五六、八五九	一、三一五		二、七一四	一、七九四		
						五、七二九
						五、二八九
						一、四〇一
						五、七二三
						五、四三三
						五、四二二
						五、五四一
						五、八五九

右の推移を見るに其の顯著なる事實は特産出廻り期たる冬期に膨脹し夏期收縮すること竝に最近國幣がデフレーションの傾向を示せることなり。滿洲通貨が冬期に膨脹し夏期收縮するは舊官銀號時代よりの一特徴にして、前年度も中央銀行が其の附業たる特産商の手を通じて四千萬圓内外の特産買付を行ひたる結果、紙幣發行高も舊官銀號時代と全く同一の推移を辿れり。此の中央銀行の特産買付は通貨政策上より見れば需要期に於て通貨の供給を増加し不需要期に之を回収するものにして滿洲に對しては適宜の通貨統制策と謂ふことを得るなり。然るに後述の如く本年度以降附業たる特産賣買業を廢止したる爲め需要期に通貨を如何なる方法に依り供給するかは中央銀行に課せられたる一難問となりたり。蓋し一般特産商と未だ密接の關係を有せざる中央銀行が之等に對して遽に信用を授與するは相當困難を伴ふものと推せられ、結局舊來の附業たりし特産商に資金を融通するも、特産賣買の危険を負はざる等の形式を採用するか、或は大興公司（後述）を通じて代理の形式の下に特産界に接觸するの已むを得ざる状態に立至るべしと見られ居れり。（中央銀行の項參照）

次に本年七月の發行高の最低が一億九百萬圓と前年同期に比し約三千萬圓の收縮を示したるは注目すべき點なり。今斯くの如く國幣の收縮したる原因を尋ぬるに一面

(イ) 前述の如く舊官銀號は營業現金を發行高に計上したるも、中央銀行は發行高中より之を除きたるもの約二千萬圓を算すること

(ロ) 中央銀行の特産買付が舊官銀號時代に比し少く、又特産出廻りも例年より激減すること

(ハ) 中央銀行は極力舊紙幣の回収に努め居ること

等の事情にも因るならんも、他面事變後本邦人並に本邦資本の滿洲に進出せると、本邦國貨の低落に依る輸入増加が國幣の收縮を促したると共に金票の流通を擴大したるもの、如し。尤も金票の滿洲流通高は明確ならざるも、朝鮮銀行券が左表の如く最近一年間に約三千萬圓の膨脹を示したるは、主として滿洲關係と推測せられ、延いて國幣の後退を餘儀なくせしめたるものに非るか。

朝鮮銀行
正金銀行 } 紙幣發行高
中央銀行

	朝鮮銀行券		國幣
	千圓	千圓	
昭和七年一月	91,955	15,300	
二月	81,331	15,500	
三月	79,035	16,000	
四月	76,047	16,000	
五月	69,410	13,100	
六月	75,159	11,900	142,234
七月	71,397	6,600	139,055
八月	76,796	5,800	123,173
九月	82,253	5,100	120,699
十月	89,773	5,600	122,509
十一月	109,908	5,200	132,688
十二月	124,622	5,600	151,865
昭和八年一月	109,367	5,300	154,851
二月	108,790	5,800	146,441
三月	107,214	5,000	136,353
四月	108,042	5,000	130,081
五月	103,705	4,400	124,193
六月	109,597	4,000	112,263
七月	103,112	3,600	110,365

備考 { 1. 朝鮮銀行券は朝鮮滿洲に於ける發行總額。
2. 正金銀行券は滿洲に於ける發行額。

(四) 補助貨の發行

本位貨たる紙幣は一時東三省官銀號の現大洋票を使用したるも、本邦の印刷局に於て印刷を急ぎたる結果各種共本春には出揃ひたり。然るに補助貨は舊政權時代に於ける造幣廠の設備改造に手間取りたる爲め漸く本年五月二十日より一角(十錢)五分(五錢)の白銅貨、又八月一日より一分(一錢)五釐(五厘)の銅貨、夫々發行開始せられたり。滿洲の如き民度低き國に於て補助貨發行の遅延したるは民衆經濟に及ぼす不便尠ならずとして各方面より不滿の聲を聞ける所にして、最近漸く發行を爲すに至れるも現在奉天造幣廠の最大能力は一日僅に十萬枚に過ぎざれば今後更に能力擴張を計るの要あるべし。

因に本年七月迄の補助貨の發行高左の如し。

一	角	五	分	計
二四二、六〇〇	円	二八、六〇〇	円	二七一、二〇〇

(五) 國幣の價值

(イ) 他の通貨との價值關係

國幣は未だ廣く諸外國との貸借決済通貨として使用せらるゝに至らず、對外決済は金票、鈔票、現大洋錢等の固有通貨を以てせらるゝが故に、國幣の英貨、米貨等に對する價值も斯る通貨と國幣との相場より裁定して算出する外なく、自然現狀に於ては國幣の對外價值は斯る固有の通貨に對する價值のみを指すものなり。

前述の如く國幣は兌換券に非るも、貨幣法により其の一圓は純銀の量目二三・九一瓦、即ち支那及び滿洲に流通せる現大洋錢の平均純銀含有量と同一價格を有するものと定められたるが故に、國幣の價值は現大洋錢との相場關係を見ると最も明瞭に知り得る次第なり。尤も等しく銀系通貨たる鈔票との關係(國幣と鈔票の平價は鈔票百圓に付き國幣一〇一・一四圓)上海の通貨との關係(國幣百圓は七一・一五七上海兩若くは九九・五三元)等よりも推算し得る筈なり。今貨幣法實施後に於ける國幣の鈔票、現大洋錢に對する相場を示すに左表の如し。

國幣相場

	鈔票對國幣 (鈔票百圓につき國幣建)		現大洋錢對國幣 (現大洋錢百圓につき國幣建)	
	最高	最低	最高	最低
大同元年七月	109.75	107.15	103.64	101.39
〃 八月	113.30	108.70	105.88	100.43
〃 九月	109.64	104.30	100.85	99.26
〃 十月	105.40	102.45	100.52	99.60
〃 十一月	105.55	99.80	99.90	98.30
〃 十二月	101.21	100.45	100.60	99.39
大同二年一月	102.14	101.05	100.70	100.05
〃 二月	104.00	102.20	100.27	99.73
〃 三月	103.05	102.77	100.13	98.65
〃 四月	108.00	102.85	100.40	99.40
〃 五月	108.05	106.20	100.15	99.30
〃 六月	107.90	103.30	100.30	99.20
〃 七月	105.40	103.55	100.15	99.58

國幣の創設當時に於ては未だ民衆の信用を得ざりしと、舊政權の惡喧傳もあり、現大洋錢に對しても鈔票に對しても著しく價值下落し居たるを以て、中央銀行は其の手持準備銀の賣出を行ひて國幣を回収し其の價值回復を圖りたる結果、年末には國幣は兩通貨との平價を上廻るの回復振を示したり。其の後も現大洋錢に對しては略々平價を維持し來れるが、鈔票に對し稍々下落の傾向にあり。之れ鈔票其の者が一種の管理通貨にして銀との關係を離れて變動する爲めにして、必ずしも國幣の價值下落と認め難き事情あり。(此の事に關しては外國爲替の項參照)

兎に角も國幣の價值は其の創立後最近に至る迄大體安定せるものと言ふを得べく、殊に舊政權時代の狀態と比較するに寔に隔世の感ありとす。斯る國幣價值の安定は當局が舊政權時代に於けるが如き紙幣の増發を極力戒心せるにも因るが、一旦價值下落の傾向に向ふや直に其の準備銀の賣出を敢行して其の回復を怠らざりしに因るものとす。

(ロ) 國幣物價

先づ中央銀行の調査に係る新京卸賣物價指數を國幣建と金票建に分ち示すに左の如し。

○ 新京物價指數

項目	大同元年七月	八月
國幣建	100.0	100.1
金票建	100.0	115.9

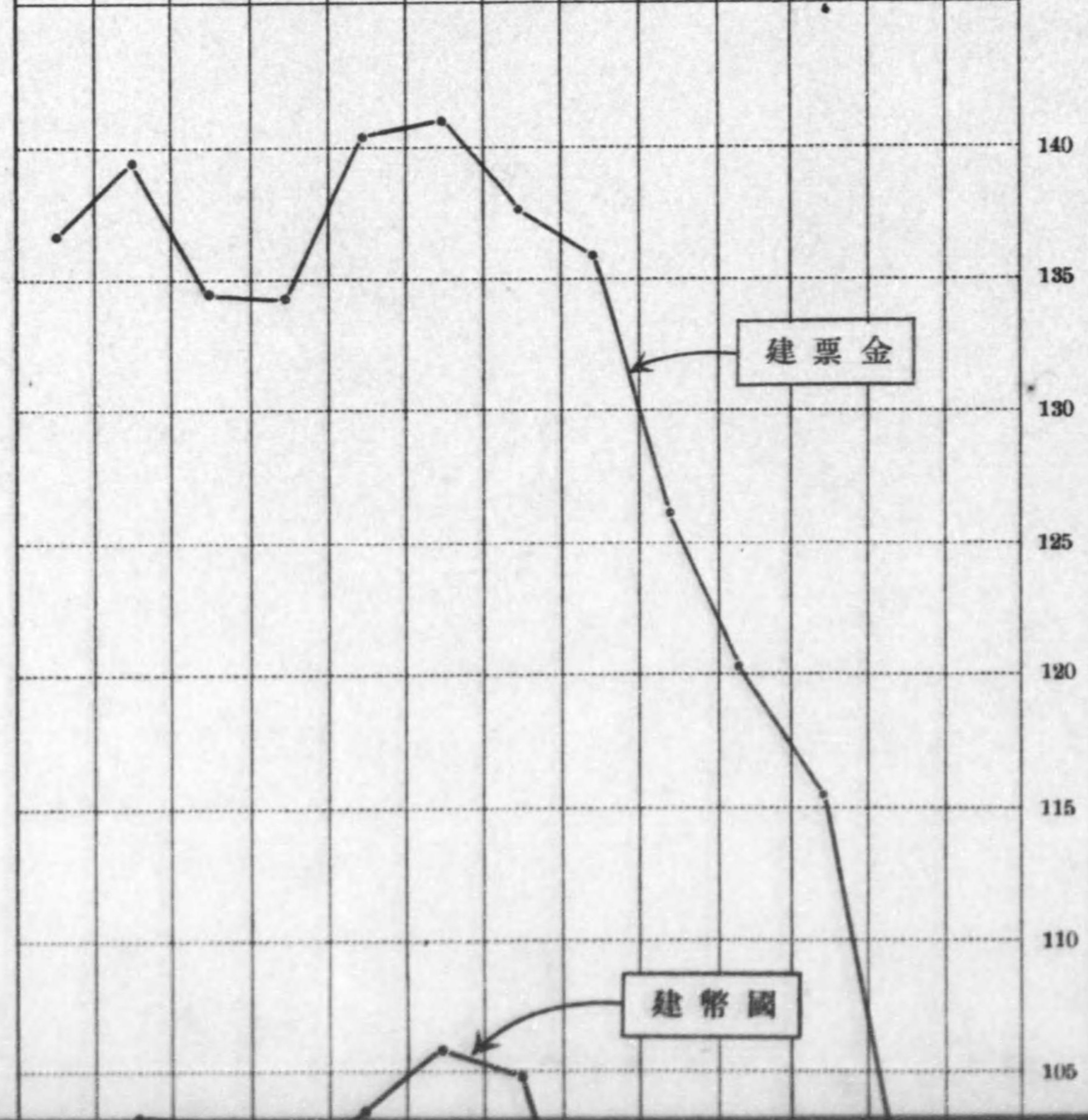
140
135
130
125
120

金票建



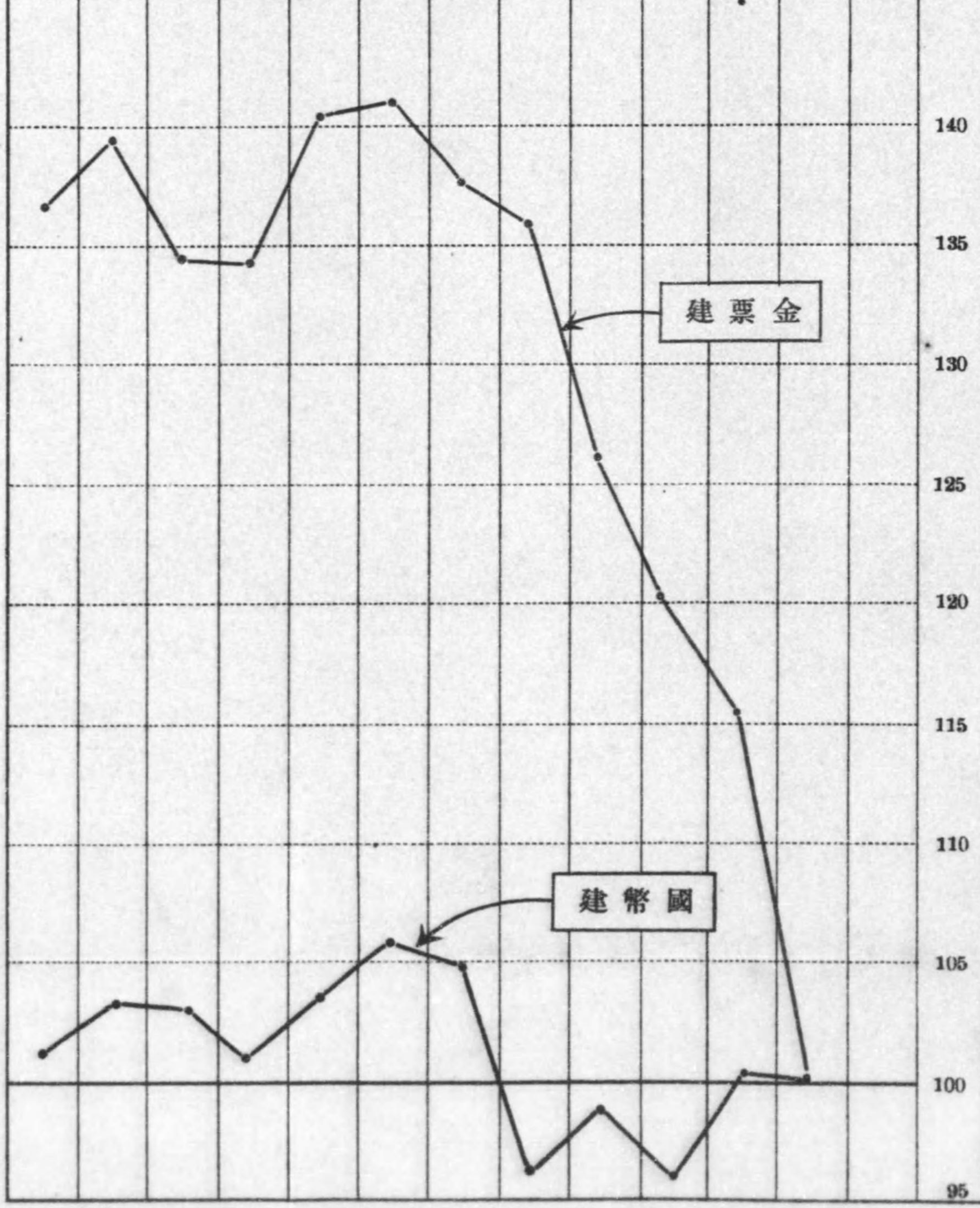
○ 新京物價指數

月	國幣建	金票建
大同元年七月	一〇〇、〇	一〇〇、〇
八月	一〇〇、一	一一五、九
九月	九五、五	一二〇、二
十月	九八、六	一二六、八
十一月	九六、〇	一三六、七
十二月	一〇四、六	一三七、六
大同二年一月	一〇六、二	一四〇、八
二月	一〇三、八	一四〇、五
三月	一〇一、三	一三四、一
四月	一〇三、〇	一三四、一
五月	一〇三、五	一三八、五
六月	一〇一、五	一三六、九



新京物價指數

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
六月	五月	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月
一〇一、五	一〇三、五	一〇三、〇	一〇一、三	一〇三、八	一〇六、二	一〇四、六	九六、〇	九八、六	九五、五	一〇〇、一	一〇〇、〇
一三六、九	一三八、五	一三四、一	一三四、一	一四〇、五	一四〇、八	一三七、六	一三六、七	一二六、八	一二〇、二	一一五、九	一〇〇、〇



(大同元年七月一〇〇)



即ち金票建物價指數は一年間に三割六分九厘方騰貴したるに、國幣建物價指數は僅々一分五厘の微騰に過ぎず。又其の上下の幅を見るも金票建に於ては最低一〇〇・〇最高一四〇・八其差四〇・八なるに、國幣建は最低九五・五最高一〇六・二其差一〇・七に過ぎずして國幣建物價の遙に安定せるを觀取し得べし。由來銀物價は金物價に比して遙に安定性を有するは銀貨國の實例に徴し明かなる所にして、新京に於ける國幣建、金票建兩物價指數の變動狀況も正しく此の事實を裏書せるものなり。尤も現在の金票物價は決して金物價に非らざるが故に其の根底に於て多大の不安を存することは到底純粹の金物價に比すべくもあらざるものと謂ふべく、之に比すれば國幣物價の安定性を有することは到底否み難き事實とす。此の點亦滿洲幣制の將來を考究する上に於て頗る重要な要素なりとす。

第三、國幣以外の通貨

國幣以外の通貨にして現に滿洲に流通せるものに、現大洋錢、小洋錢、鎮平銀、過爐銀、中國、交通兩行の發行に係る哈大洋票、鈔票、金票及び各地に於ける私帖等あり、右の内哈大洋票のみは貨幣法制定後一定期間内に回収し、過爐銀は最近其の整理方法決定したるも、其の他の通貨に就ては目下整理方針考慮中に屬し、具體案は未だ決定し居らざる模様なり。唯大同二年三月政府の黑河財政接收に隨ひ中央銀行が舊黑龍江省官銀號及び東三省官銀號支行を接收し業務を開始するに當り、馬占山の

發行に係る馬大洋票百五拾九萬餘圓を券面の四分の一を以て國幣に引換ふることとし四月迄に之が整理を完了したると、二月二十三日政府の熱河財政工作に従ひ、熱河興業銀行の熱河票一千一百萬元を同票五十元につき國幣壹圓の割合にて回収したるは共に良民救済の主旨より爲したる舊通貨の整理なりとす。

第四、本位制問題

關東州及び滿鐵附屬地の幣制に關する論議は、二十數年の久しきに互り反覆せられたる問題にして現在同地に於ける法貨は金票と決定し居れるも、銀系通貨たる鈔票も亦依然事實上流通し、問題は未解決の儘放任せられ居れり。尤も滿洲事變前に於ける金銀本位問題は主として日本側の問題にして全滿洲に關する問題にあらず、又舊政權時代に於て本位問題に關し支那側が調査研究したる事實あるも、之亦日本側の問題とは全然無關係に行はれたるものなり。然るに滿洲國の成立を契機として、兩國は共存共榮を根本方針となすこととなり、日滿經濟ブロック云爲せられ、茲に本位問題は全滿洲を對照とせざるべからざるに至りたる次第なりとす。以下此等本位問題に關する概要を左の諸項に分ち記述すべし。

(一) 關東州及び滿鐵附屬地に於ける本位問題

(二) 舊政權時代の滿洲側に於ける本位問題

(三) 滿洲國貨幣立法案當時に於ける本位問題

(四) 最近に於ける本位問題

(一) 關東州及び滿鐵附屬地に於ける本位問題

本邦が關東州及び滿鐵附屬地を租借したる當時に於て同地の法貨を鈔票と定めたるは銀系通貨と爲すことが日露戰役當時本邦國銀を基礎として發行せられたる軍票の回収に便利なること、及び當時未だ同地に在任の邦人少く、金票要望の聲多からざりしに因れるものなり。然るに明治四十年世界的銀相場激落し、鈔票相場亦動搖を免れざりしを以て其の不便を免るゝ爲め同年四月關東都督府は其の收支の標準を金建とし、次いで十一月には滿鐵の運賃も金計算とする等事實上金票（日本銀行券）の流通を認められたり。其の後本邦人の入滿者漸増するに及び、金票需要従つて多きを加へたる爲め、大正二年七月正金銀行をして金票を發行せしめ關東州及び附屬地に於て鈔票と同じく強制通用力を與へたり。正金銀行の金票發行と前後して朝鮮銀行は滿洲各地に支店、出張所を設置し、同行發行の金票も事實上流通を開始し、政府も補助貨の不足を補ふ爲め朝鮮銀行をして小額金紙幣を發行せしむる等漸次金本位採用の萌現れ、大正六年十二月一日遂に鈔票の強制通用力を剝奪して正金銀行の金券を朝鮮銀行に引繼がしめ、朝鮮銀行券のみを法貨と定むるに至れり。されど當時大連の特産取引が依然鈔

票建なりしかば之を以て金券流通を阻害するものとして大正十年該取引を金票建に改められたる所、支那側商人は頗る之を不便として反對を唱へ營口に移轉する者を生ずるに至り大連の繁榮に暗影を投じたる一方本邦人側中にも異議を生じたる爲め、大正十二年十一月より金銀兩建となしたるところ實際上は爾後銀建取引のみ行はれ以て今日に及べり。

(二) 舊政權時代の滿洲側に於ける本位問題

近年支那民國に於ても本位論は相當論議せられ昭和四年ケムメラを主班とする貨幣制度委員會は漸進的に金本位に移行すべきことを提議したり。

滿洲に於ける舊政權も之と前後して滅式毅を主班とし、イー、カンを顧問に聘備し東三省金融整理委員會を組織して本位問題を研究せしめたり。該委員會は昭和五年十二月其の報告書を作成し金本位採用を議決したるが、其の方法は新に金券、並に銀券を發行して舊通貨を回収し、次いで銀券を金券に交換せしめて銀券の回収を圖り、遂には金券のみの流通を圖るにありたるも、久しからずして滿洲事變に遭遇し其の具體化を見ずして終れり。

(三) 滿洲國貨幣法立案當時に於ける本位問題

滿洲建國當初に於て其の貨幣を如何に處理し又は改革すべきかの問題は極めて重大と思考せられたり。當時一部に於ては金本位論も主張せられたるも輿論は銀本位を支持せる爲め、結局、銀本位の貨

幣制度創設せられたり。

當時に於ける金本位の支持者は、世界貨幣制度の大勢より見たる純理論的の立場と日鮮滿經濟ブロック形成の爲めの便宜論とを存したるが其の最も強力なる意見は滿洲國の獨立は自治行政を以て範圍とすべく經濟は之を一體となさざる可からざるが故に之れが先行條件として日滿貨幣を共通の基礎に置かざるべからすと云ふに有りたるが如し。之に對して銀本位論者は滿洲通貨は舊政權多年の失政に依り紊亂を極めたりと雖も滿洲三千萬民衆公私經濟の全機構は依然銀系通貨を以て成立し居り、滿洲事變は政治的革命的の因となりしも、經濟機構の基調に何等變化ありたるにあらず、唯一時之が停頓を見たるに過ぎざれば、舊通貨と全然關係なき新通貨の創設は其の理論的根據に缺くる所あり、又實行上も諸種の障礙を隨伴すべしと主張せり。當時金本位論者の相當強き主張に拘らず之が即行を躊躇したるは主として滿洲國の政治財政の基礎未だ定まらざる點を認識したるが爲めにして、其の結果從來東三省官銀號發行の紙幣中硬貨との開き殆どなかりし現大洋票と同價値の國幣を發行し、舊來の雜然たる通貨を回収し、貨幣改革により聊かも人民に損失を及ぼすことなく、然も之により全滿洲國に互り舊來と同種類の貨幣の流通を企圖することゝなれり。斯くの如く滿洲新國幣は現大洋票（即ち現大洋錢と等價）と同價格とし、一應銀本位と定められたるも、前述の如く政治財政の基礎定まりたる曉に於ける金本位制への移行をも豫想したるが爲め制度上左の如き特色を存せしめたり。

(イ) 滿洲國固有の本位硬貨を設けず、單に現在支那全體に通用する現大洋錢の純分量(即ち二三・九一瓦)と等價を以て紙幣を發行するに止め、他日金本位轉向の場合鑄造銀貨の處分に關し困難を生ぜしめざることを期したり、(貨幣法第二條) 尤も硬貨の鑄造を定めざりしは材料地銀の不足なりしこと、鑄造に相當の日子を要すべきこと、兌換停止は世界的傾向なりしこと等の事情をも斟酌したるものなるも他の一半は前記の理由によりしもの、如し。又貨幣法最初の草案中には國幣百圓を七十一上海兩の割合を以て無制限に支那本土向爲替手形取組の依頼に應ずとの規定を存したるも、之亦國幣を全く銀にフィックスするものにして他日の改革に不便なりとの主張一半の因を爲して削除せられたり。されば國幣は法律上現銀に兌換せられず、唯中央銀行が國幣價値の變動に應じ、其の價値低落の場合は準備銀を賣出し、其の價値騰貴したるときは現銀を購入することにより銀二三・九一瓦の價格を目標として之と等價値を維持しつゝある管理通貨なりとす。

(ロ) 中央銀行の紙幣發行に對する正貨準備には銀及び銀預金の外に金及び金預金を無制限に認めたり。(貨幣法第十條)

(ハ) 中央銀行は毎期の決算に於て純益の百分の二十以上を金勘定を以て積立て、金準備の充實を圖り且つ金銀比價變動の危険に備ふることゝしたり。(中央銀行法第三十六條第二項)

以上述べたるが如く、建國當時に於ける幣制上の論議は銀本位論者の主張を基礎とする現行國幣制

度を採用し金本位論者の主張も窮極の理想として之を確認し唯其の實施期を將來のこととして一應解決を告げたるものとす。

(四) 最近に於ける本位問題

國幣の制定により本位問題は一應解決せられたるも其の後も時に應じて金本位速行の主張絶えず、昨年九月滿洲國財政の基礎確實なりとせらるゝや再び圓貨本位論擡頭したり、斯く再び日滿幣制統一の主張せられたる理論上の根據を擧ぐれば、

(イ) 日滿經濟ブロックの完成には其の根幹たる日滿幣制を統一するの要あること。

(ロ) 本邦より資本を誘引するに當り兩國貨幣制度の相違するは最大障礙なるが故に之を除去するの要あること。

(ハ) 滿洲國民は現銀使用の習慣なく寧ろ不換紙幣に慣れ居るが故に滿洲國幣も日本紙幣と同一信用を保たしむれば一般に流通歡迎せらるべきこと。

(ニ) 支那と滿洲とは政治的に分離せると等しく經濟的にも其の連絡を疎隔するの要あるが故に之と同様の幣制を維持するを不可とすること。

(ホ) 技術的に見るも現在は日滿通貨の等價にある好機なること。

之等の主張は經濟上政治上の諸見解相錯綜せるものにして之に對する各方面の反對意見を總合する

に左の如し。

七〇

(イ)日滿經濟ブロック完成の爲め日滿幣制を統一するの要ありとする見解に對する反對論
日滿經濟ブロック論は現時盛に唱導せらるゝも滿洲の日本に對する重要性には自ら限度あることを忘るべからず、論者中には滿洲に對する日本移民の可能性を確信し、又滿洲資源の無盡藏なることを前提とし之を確保することに依りて日本は世界經濟より孤立するも尙ほ能く發展を遂げ得るが如く誤信せるも、戰時等萬不得已の場合の外、斯る意見は決して肯綮に中れるものと言ふを得ず、例之日本の外國貿易中滿洲の占むる位置は輸出入共其の一割に過ぎず、又滿洲の對日貿易は本年に入りて著しく進展し輸出入共總貿易額の五割に達したるも所詮は支那に對する貿易の重要性も無視し得ざるべし。即ち日本の生糸を擧げて滿洲に輸出し、滿洲の大豆を總べて日本に吸収することの不可能なるに就ては何人と雖も異見なかるべく兩國共世界市場を目標とするに依りてのみ始めて其の經濟上の要求を滿すことを得べきものなり。假りに一步を譲りてブロック經濟樹立を企圖するとするも日滿と言ふが如き小天地に跼蹐することなく、日滿支三國の東洋經濟ブロックを目標とするに非ざれば到底其の意義をなさざるべきなり。

巷間傳ふる所の日滿ブロック經濟論には敍上の如き缺陷あるものなるが假りに百歩を譲つて日滿ブロックの形成を必要なりとするも之れが爲め敢て兩國の幣制を統一するの要ありとするの經濟的根據を發見すること困難なり。加ふるに之を國際關係の立場より見るも、滿洲國の獨立は愈々一片の形式に過ぎざるが如き感想を廣く世界に傳ふるの危險あるべく日滿の對外關係を一層惡化せしむるに至るべし。

(ロ)本邦資本の誘引に關する障礙を除去するの要ありとする見解に對する反對論

此見解は日滿幣制統一論の中心點をなすものなるが元來資本の海外に投下せらるゝに當り貨幣制度の相違に依り之を阻害するが如きことは實際上有り得べからざる所にして要するに投下資本が有利安全なりや否やを以て決せらるべき問題なり。日滿兩國が幣制を異にするに依りて生ずる不便は唯資本の生む利潤が爲替上の危險を負擔するに止るべく、決して之を以て致命的の障害と言ふこと能はざるは過去に於て支那滿洲其の他銀貨國に對し世界各國より投資ありたる事實に徴するも明なり。
現下の滿洲に本邦資本の流入少きは主として重要な企業が多く統制下に置かれ自由に投資の對照とならざると治安の維持全からざるが爲なり、又本邦側に於て假りに國幣に依る投資を好まずとする場合は現在同地に流通せる金票利用により其の不便の一半を除き得べく敢て國幣を以て本邦圓と同一ならしむるの要なかるべきなり。

(ハ)滿洲國民は寧ろ不換紙幣に慣れ居るが故に滿洲國幣も日本紙幣と同一信用を保たしむれば可なりとする見解に對する反對論

七一

滿洲國民に現銀使用の習性なしと稱するも、此は滿洲に於ける既往の貨幣制度の亂脈に依りて生じたる特殊の事態を推して本質論をなさんとするに外ならずして、民衆は貨幣價值の低落を免るゝが爲め現銀を死藏すると共に紙幣を流通場裡に置くの風習を生じたるものにして、決して不換紙幣の使用を愛好するものとなすこと能はず、滿洲の如き紙幣暴落の經驗を有する國に於て貨幣制度の信用を維持せんが爲めには特に金銀何れかの金屬と密接に相關聯するものたるを要すべく、殊に多年の沿革に徴し銀を以て適當とするは多く議論を要せざらん。故に滿洲國が貨幣の統一をなすに當り之を以て銀兌換券となさゞりしも尙ほ中央銀行をして現大洋錢、鈔票、支那本土向爲替の賣買に依り現銀の兌換又は自由鑄造と略ぼ同一の効果あるマーケット、オペレーションを行ひ、之に依りて銀紙の隔離を調整し、國幣の價值を維持し以て眞に滿洲人に紙幣を信用せしめんことを企圖したるは蓋し適切なる措置と謂はざるべからず。

(二) 滿洲と支那本土とを經濟的に遮斷せんとする見解に對する反對論

經濟的關係より見れば支那は日滿にとりて重要な顧客にして支那市場は之を失はざる様努力するの要あり、又假にブロック經濟樹立を策するものとするも支那を包含したるものたらざるべからざること前述の如くにして支那を滿洲より經濟的に排除せんとするが如きは餘りに近視眼的の見地と謂はざるべからず、而して滿洲國幣が支那の法貨即ち現大洋錢を以て基礎とせるを不當なりとし攻撃する

者あるも國幣は現大洋錢と同價格と定められたるも、決して現大洋錢其のものを國幣と認めたるにあらずして國幣は全く滿洲國の獨創に係る獨立通貨たり。唯貨幣單位が歴史的連續性を要するものなること學者實際家の認むる所にして滿洲國幣の價值單位亦之が例外たる能はざりしなり。

(ホ) 現在日滿通貨が略ぼ等價值を維持するを以て兩國幣制を統一するの好機なりとなす說に對する反對論

論者は米國の金輸出禁止による銀價の騰貴に伴ひ、圓貨に對する國幣の價值は一層騰貴すべき筈なるにも拘らず、其の割合に騰貴せずして却つて國幣が本邦圓に近づきつゝあるは中央銀行の準備に金票多きが爲めなり、故に假に滿洲幣制を現狀の儘に放置するとするも圓と國幣との間には將來相場の変動なかるべく目下の相場は永續的性質を有するものと主張せり。

(1) 然れ共論者の言ふが如く米國の金輸出禁止により金銀比價に著しき變動を生じたることなく、紐育銀塊相場が二十七―八仙より三十六―七仙に回復せるは主として弗貨其のものゝ下落に基因するものにして、現に倫敦銀塊は本年三月の十七―八片見當より最近は十八―九片を上下して大なる變動を存せず、而して英佛爲替も大體安定せるを以て金銀比價の變動は極めて微弱なりと云はざるべからず、他面磅貨に對する圓價も亦安定を持續し、斯く銀價、圓價共に安定の状態にあるが故に、圓貨に對する國幣の價值も亦騰貴すべき筈なきなり。

國幣と本邦通貨との價值が極めて接近せるは圓價の下落により齎らされたる偶然の現象にして、中央銀行に於ける發行準備の大半が金票なること、全然無關係なるは、最近上海に於ける日本向爲替相場と滿洲に於ける國幣對金票相場が常に歩調を揃へて騰落しつゝある事實に依ても之れを證することを得べし、即ち左の如し。

年次	國幣百圓 = 付金票建		上海對日爲替(百元 = 付キ日本圓建)	
	最高	最低	最高	最低
大同二年四月	九八・五〇	九四・〇〇	一〇二・四	九五・四
同五月	九九・五〇	九八・〇〇	一〇三	一〇〇
同六月	九九・七〇	九九・〇〇	一〇二	九九
同七月	一〇〇・七〇	九九・三〇	一〇四	一〇〇

即ち最近は上海日本向爲替相場即ち上海銀元百元に對する本邦通貨の相場も略ぼ一に接近し來れり。若し國幣の價值が金票準備多き爲めに騰貴して日本通貨に接近せるものなりと言はゞ、上海銀元も亦等しく金票準備を有するが爲めなりと言はざるべからざることゝなるべく其の事實に反するや言ふ迄もなきところとす。(上海に於ける現大洋錢と滿洲に於ける現大洋錢相場の相異なるにより滿洲國幣と上海元との間にデイスバリチーを存する事情に就ては第五章參照)

(2)更に論者は中央銀行が國幣價值維持の標準を銀に置き、之に従はしめんとして現銀との間に爲替

のオペレーションを爲しつゝあるにも拘らず國幣は銀と開きを生じ本邦圓と接近せりとなし左の計數を擧げたり。

年次	鈔票百圓 = 付國幣建相場		國幣百圓 = 付金票建相場	
	最高	最低	最高	最低
大同二年一月	一〇二・一四	一〇一・〇五	九九・〇〇	九六・〇〇
同二月	一〇四・〇〇	一〇二・二〇	一〇二・〇〇	九三・五〇
同三月	一〇三・五〇	一〇二・七七	九九・五〇	九五・二〇
同四月	一〇八・〇〇	一〇五・五〇	九八・五〇	九四・〇〇
同五月	一〇八・〇五	一〇六・二〇	九九・五〇	九八・〇〇
同六月	一〇七・九〇	一〇三・三〇	九九・七〇	九九・〇〇
同七月	一〇五・四〇	一〇三・三五	一〇〇・七〇	九九・三〇

即ち國幣が鈔票に對して下落せる事實を捕へて國幣の銀と離るゝ證左として擧げ居れるも、滿洲國幣は現大洋錢を基礎とせるものにして鈔票とは無關係なり、尤も鈔票も亦銀系紙幣なれば其の相場變動は國幣と軌を一にすべき筈なれども、元來鈔票は兌換券に非ざる關係上時に現銀と離れて相場變動するが故に國幣と鈔票との比較を以て直に國幣と現銀との比較と同一視するを得ず、即ち現大洋錢との相場關係を見て始めて國幣と現銀との關係を知り得べきものなるところ此點に於ては左表の如く兩者は殆どそのバリチーを維持し銀紙の開きを存したる跡殆どなしとす。

年	次	現大洋錢百元 = 付國幣建相場	
		最高	最低
大	一	一〇〇・七〇	一〇〇・〇五
同	二	一〇〇・二七	九九・七三
同	三	一〇〇・一三	九八・六五
同	四	一〇〇・四〇	九九・四〇
同	五	一〇〇・一五	九九・三〇
同	六	一〇〇・三〇	九九・二〇
同	七	一〇〇・一五	九九・五八

(3)更に論者は國幣と日本通貨との價值接近は國幣の準備内容より來れる必然の結果なれば永續的性質を有するものにして現状の儘放任するも相場變動の危険なしと主張せるも斯る主張にして果して眞なりとすれば始めより日滿幣制の統一意見は其の意義の大半を喪失することゝなるものと謂はざるべからざるなり。

(五)結語

以上を以て最近滿洲に於て行はれたる幣制に關する論議の經過を明にしたるが、斯の如き大問題は經濟上の立場のみより觀て其の是非を判斷し難き事情あり、殊に滿洲の特殊事情に鑑み政治、外交等

凡有らゆる視角より最も慎重に考究せざるべからざる問題たると共に他面滿洲國が既に銀系の通貨制度を確立し、舊政權發行紙幣を著々回收して其の實績を現はしつゝある際、再び之を覆す如きは徒に財界を攪亂するのみならず朝令暮改の誹を免れざるべく、斯くて圓本位の主張も一旦打切らるゝことゝなりたり、唯日滿兩國の特殊事情に鑑み且つ世界幣制の窮極が再び金本位に復歸するに在るべきことをも考慮して滿洲國將來の幣制は理想を金本位若くは安定したる本邦通貨本位に置き財政、貿易其の他有らゆる經濟事情を之に適合する様努力するの要あると共に其間今尙ほ未完成の状態にある通貨統一を計るを緊要とすべし。

第四章 滿洲中央銀行

滿洲國成立後同國經濟界に於ける劃期的變革とも稱すべきは國幣の制定せられたること、舊政權の直營銀行たりし東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀錢號及び國龍江官銀號の四行號合併により滿洲中央銀行の設立せられたることなり。大同元年七月一日同行設立後未だ僅々年餘を経たるに過ぎざるも國幣の價值は引續き堅實を維持し諸般の整理事務も著々として進捗し、進んでは漸次積極的活動に移らんとするの状況にして業況順調に經過しつつあるを認めらるゝなり。以下同行最近の状況を概説すべし。

第一、組織上の變化

(一) 資本金

中央銀行の公定資本金は三千萬圓にして、設立當時内千五百萬圓を發行し全部を政府に於て引受け、内七百五十萬圓を拂込みたるが、最近國庫に剩餘金を生じたるを以て此際中央銀行の内容充實を圖らんが爲め、政府は本年七月一日未拂込額七百五十萬圓の拂込を爲したれば結局中央銀行の發行濟資本金千五百萬圓は全額拂込済となりたり。

(二) 營業所

中央銀行は舊行號の支店中叛逆若くは逃亡せるものを除き他を一應全部支店として引繼ぎたり。即

ち總行を新京に創立し、舊行號の本店を分行及び總支行となし、其の他を支行と稱したり。當初之等營業店數百三十一店の多きに上り、一地方に支店併立し、營業上の無駄甚だ多かりしを以て、本年之が廢合を行ふ一方、地方經濟振興に必要な地點には新に辦事處を新設したり。例へば熱河の平定と同時に承德、赤峰、凌源、平泉、朝陽に辦事處を設け、其の他奉天省内にも十一箇所の辦事處を新設したり。最近の營業店左の如し。

省	總行	分行	支行	辦事處	計
吉林省	一	(吉林省城) 一	一九		二一
哈爾濱特別區		(哈爾濱) 一	一		二
奉天省		(奉天) 一	四五	一一	五七
黑龍江省		(齊々哈爾) 一	二五		二六
興安省			三		三
關東州			一		一
熱河省			九四	一六	一一五
計	一	四	九四	一六	一一五

(三) 行員

重役の顔振れには創立當時と何等の移動なきも行員數は左記の如き移動ありたり。

總行	大同二年八月二十五日		大同元年十月十八日	
	滿人	日人	滿人	日人
總行	九三	一九七	三八	七一
分行	一七八七	六一	一八四四	二〇
支行	一、八八〇	二五八	一、八八二	九一
合計	二、一	三八	一、九七	三三

即ち滿人には殆ど移動なきも日人の數激増の爲め總數に於て百六十人の増加となれり。尙此の外に附業に三千三百餘人の従業員ありたるも、其の内相當人數を整理し、若くは大興公司に引継ぎたり。

第二、資産負債整理

滿洲中央銀行組織辦法第十一條は同行が東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀錢號及び黑龍江省官銀號より承繼せる資産負債を査定し、缺損あるときは政府之を補償する旨を規定せり。蓋し該立法は中央銀行は前記四行號の資産負債に付き何等の吟味を施すことなくして、其の儘繼承したるものなるが故に其の内容には如何なる缺陷を藏するやも知れざるところ同行が發券銀行として滿洲に於ける金融の統制、貨幣價值の安定を圖り、舊政權時代に於けるが如き惡弊を再び招來せしめざる重大使命を遂行せんが爲めには、先づ其の資産内容の缺陷を洗除することを要すとの趣旨に基けるものなり。

而して其の整理の根本方針は中央銀行組織辦法第十條及び第十一條の規定に則り、左の如き方針を採用したり。

- (イ) 中央銀行の舊政權に屬する債權債務即ち舊省庫關係、省庫以外の公署關係、逆産關係(主として張家の個人關係)の債權債務を一括相殺し、其の相殺尻に於て債權超過ならば政府之を補償すること。
- (ロ) 舊政權關係以外の債權中回收不能と認むべきものは政府之を補償すること。
- (ハ) 但し以上二者を合計したる總額が舊行號より承繼せる拂込資本金、積立金、利益金を合計したる總額を超過する部分に對してのみ政府は補償公債を交付すること。

右の方針に基き中央銀行は整理試算表を作成し之を財政部に於て審査し、次いで中央銀行組織辦法に規定せられたる査定委員會の審議を経て、本年四月補償額の決定を見たるを以て補償公債の交付をなすに至れり。即ち其の調査の結果要銷却資産一億九千八百萬圓に對し銷却資源は一億六千五百萬圓にして三千三百萬圓の償却資源不足となりたれば政府は同額の五分利付補償公債を交付したる次第なり。

第三、 附屬營業の整理

中央銀行は其の創立に當り、舊官銀號の經營し來れる附屬事業十九種(特産物、油坊、製粉、兩替、

電燈、航運、運送、質、古着屋、印刷、製糸製織、醸造、金鑛、鹽、天然曹達、精毛皮革、林業、水道、雜貨、代理業) 其の店舗數百三十三店を繼承し、總行内に中央實業局を設けて之れが經營整理の任に當らしめたり。中央銀行法第四十四條に於ては附業は一箇年内即ち大同二年六月末日迄に別に設くる會社をして經營せしむることを要することとなり居れるが、一箇年の短時日を以ては諸般の準備を整ふること能はざりしを以て當時迄の整理は附業の一部に止り、本年七月より開業したる大興股份有限公司に對しては附屬營業の一部を引繼ぎ、其の他は尙ほ中央銀行に所屬せしめたるが、此の内には既に整理完了せるものと目下尙ほ整理中に屬するものとあり。

(一) 大興股份有限公司(大興公司)の設立

大興公司是資本金六百萬圓を以て本年七月一日より開業せり。該資本金は中央銀行に於て半額の三百萬圓を引受け、殘部を十人の發起人引受の形式を採りたるも中央銀行の拂込資本は大興公司に統一せられたる舊附業に對する貸金を株式に振替へたるに過ぎず、又發起人の拂込も中央銀行の舊附業に對する貸出を肩代りしたるものを以て充當したるものなれば、現實に資金の移動を生ぜざりしなり。

大興公司是舊中央銀行の附業中質屋業、醸造業、製油業、雜貨賣買、並に代理業を營みたる店舗の廢合を行ひて成立したるものにして、新京に本社を置き奉天、新京、吉林及び哈爾濱に支社を、齊々哈爾濱に辦事處を置くの外、全國各主要都市に營業店六十五軒を存す。其の内質屋業五十五軒、高粱酒釀造工場四箇所、麥酒釀造工場一箇所、製油工場一箇所、大連、哈爾濱、新京及び吉林に代理業各一

箇所ある外、楊家大成子、樺甸及び雙陽の店舗に於て雜貨賣買業を兼營せり。要之其の業務の根幹は質屋業にあるものと言ふことを得べし。蓋し附業中の質屋業は裕國便民の立場より經營せられたるものにして珍らしく民衆に歡迎せられたる事業なると共に收益状態も良好なりしものなるを以て、大興公司の將來も之を以て營業上の中心となすべく、相當有望と見得べし。今同公司にて見積れる初年度收益豫想を示すに左の如し。

(單位千圓)

收		入		支		出	
質屋業	收入	一、九三〇	經	費	一、四二七		
釀造業	收入	一一二	支	拂	利息	七〇	
製油業	收入	四四	營業店從業員配當			一三六	
雜貨業	收入	三〇					
代理業	收入	六三					
合計		二、一七九	合計			一、六三三	
			差引	純益		五四六	

右の如く拂込資本金六百萬圓に對し純益五十四萬餘圓即ち利益率は九分強に相當し、少くとも六分の配當は確實なる見込みなりと言ふ。

(二) 大興公司に引繼がれざりし附業の状態

前述の如く大興公司に引繼がれたる附業は實業局所屬附業の一部分に過ぎざりしも、後述滿洲國經濟建設綱要に則り其の他の十六業種の附業に於ても著々整理方針進捗し居れり。以下其の概要を記述すべし。

(イ) 廣信航業處 松花江沿岸各都市の連絡を目的として同江上の水運を業としたる廣信航業處は後述の如く滿鐵が滿洲國の鐵道及び航運の委任經營を爲すこととなりたる爲め、結局同社に委任經營せらるゝこととなりたり。

(ロ) 奉天純益纜織公司 柞蠶を原料として柞蠶糸、絹紬を製造する一方綿絲紡績をも營めるものにして現在業績不振なるも結局五十萬圓程度の新會社を設立して獨立經營せしむる筈なり。

(ハ) 奉天利達公司 同社は豚毛、馬毛を買入れ精製して米國其他に輸出し居たりたるが、事變當時よりの在庫品は日本人、滿洲人に賣却し得たるを以て、過般之を閉鎖するに至れり。

(ニ) 奉天東記印刷所、吉林永衡印書局 兩者を合併して中央銀行所屬の印刷所としたり。

(ホ) 吉林電燈廠、黑龍江省電燈廠、海倫電燈廠、フラルチ電燈廠 滿洲の電燈電氣事業は關東州及び滿鐵附屬地のものと合併して一會社若くは公共團體に統制經營せしむる筈なるを以て中央銀行附業の電燈業も該計畫具體化の上は當然其の統制下に置かるべきものなれば、目下極力其の内容整理中なり。

(ヘ) 自來水管理處 吉林省城の水道事業を經營せるものにして經營頗る不引合の状態に在るもの

なるが、結局公共團體に賣却經營せしむるを以て最も適當と思惟せられ居るも、何分財政不如意の吉林省城なれば目下未だ讓渡交渉具體化し居らず。

(ト)製粉業 製粉工場は呼蘭、哈爾濱、綏化にあり。其の内哈爾濱工場のみならば買受人ある由なるも、中央銀行は分割讓渡の意思なく、二十萬圓程度の會社を設けて一括經營せしむる豫定の由なり。

(チ)金鑛業 中央銀行は黒河の庫瑪に於て砂金採取權を有せるが、現在は匪賊の跋扈に依り殆ど採取し居らず、其の狀態も全く不明なり。此は滿洲に於ける採金業の成行を觀望したる上徐ろに方策を樹立する筈の由なり。

(リ)鹽、天然曹達 中央銀行は北滿に於ける蒙古王所有の鹽湖、曹達湖の採取權を所有せるが、目下人手不足の爲め休操中なり。鹽は滿洲國の專賣事業なるが故に、何れ折を見て採取權を政府に賣却の豫定なるが如し。

(ヌ)通源林業公司 右は黒龍江省内の林業なるが、治安狀態十分ならざる爲め目下殆んど放任の狀態なり。

(ル)特産業 舊官銀號時代に於ける附業の内最も活動せるは特産取扱業にして、官銀號の紙幣發行權を利用して民間特産商を壓迫し農民の利益を搾取したるの暴狀は公知の事實なりとす。從て中央銀行實業局成立の際に於ても特産賣買を繼續すべきや否やに付き相當議論ありたる様子なるも、當時或程度の買付を爲すの要ありとの結論に達し、前年度産の大豆其の他の農産物の買付を始めた

るところ、民間側特に日本側特産商の熾烈なる攻撃に會ひ、結局當初の豫定額の半額を購入せるに止りたり。一方政府にありても中央銀行の特産賣買禁止の意向漸次濃化したるを以て、本年六月末實業局解散と共に斷然該業務を廢止することとし、自然大興公司の營業科目中にも之れを加へざりし次第なり。惟ふに官商の活動は一面民業の壓迫となりたるに相違なけれども、他面民間商人の入り得ざる奥地に迄入り込みて特産物の買付を行ひたる點に於て相當奥地農民に取りては便利なりしものゝ如く、又遽に商業資金の貸付割引等に依り國幣の流通を企圖し難き滿洲國現下の金融狀態の下にありては、中央銀行が特産物の賣買を通じて舊紙幣の回收、新國幣の流通を圖ることは寔に已むを得ざる手段とも觀得せられたるものなれば、中央銀行の特産賣買廢止後の第一年度たる來るべき新穀出廻期に於ける農村の事情及び國幣の流通狀態は共に頗る注目し値するところなるべく、或は大興公司の一營業種目たる代理業を利用し間接に特産賣買に關與せざるべからざるに至るに非るかとの觀測も行はれ居れり。

以上の如くにして附業の一部分は既に整理せられたれば當初三千三百人を算したる附業従事員の淘汰を必要とするに至りたる結果大興公司設立を機に内二千人を整理したり。

第四、營業狀態の推移

中央銀行は創立後日猶淺きと、一般民衆の間に銀行利用の風習を遽に涵養し難き等の事情に因り營業狀況は依然整理準備時代の域を脱せず進展の跡左迄見るべきものなきも、左に開店後の業務の主要を述べし。先づ大同元年十二月末と大同二年六月末との貸借對照表を比較するに左の如し。

中央銀行資産負債表

科 目	大同元年十二月三十一日	大同二年六月三十日	前 期 に 比 較 増 減 △
資 産			
未收資本金	22,500,000	22,500,000	0
公署貸上金	27,659,014	22,715,257	△ 4,943,757
定期貸付金	40,311,359	41,448,057	1,136,698
當座貸越金	46,057,729	33,173,820	△ 12,883,909
其他の貸付金	9,899,481	11,530,282	1,630,801
同業者預け金	54,917,098	69,384,726	14,467,628
支拂承諾見返	3,756,378	2,040,602	△ 1,715,776
未決算項目	40,833,832	7,132,765	△ 33,701,067
有價證券	11,909,989	48,106,732	36,196,743
地金銀	24,214,345	17,498,928	△ 6,715,417
不動産	20,221,942	20,616,543	394,601
現金	8,733,975	9,560,625	826,650
合 計	311,015,146	305,708,342	△ 5,306,804
負 債			
資本金	30,000,000	30,000,000	0
積立金	0	120,000	120,000
紙幣發行額	151,865,395	112,263,519	△ 39,601,876
公署預金	30,258,578	53,079,437	22,820,859
定期預金	1,409,399	3,786,103	2,376,704
當座預金	12,768,803	20,922,962	8,154,159
特別當座預金	2,584,800	2,637,960	53,160
通知預金	0	16,215,666	16,215,666
雜預金	3,269,436	372,012	△ 2,897,424
借入金	21,266,392	20,313,079	△ 953,313
匯款	1,335,561	1,339,089	3,528
支拂承諾	3,756,378	2,040,602	△ 1,715,776
未決算項目	52,137,590	42,083,875	△ 10,053,715
前期繰越	0	17,808	17,808
本期純益	362,808	513,225	150,417
合 計	311,015,146	305,708,342	△ 5,306,804

(一) 預金、貸出

預金は前期末に比し四千六百萬圓を激増せり。即ち左の如し。

大同元年末	五〇、二九一 <small>千円</small>
大同二年六月末	九七、〇一四
差引増加	四六、七二三

然れども預入先は主として政府並に滿鐵（鐵路總局は受任鐵道の經營に當る滿鐵の一部局なり）關係にして一般預金の増加は僅少なり。次に貸出金の増減を見るに、

大同元年末	一二三、九二七 <small>千円</small>
大同二年六月末	一〇八、八六七
差引減	一五、〇六〇

即ち貸出は同期間中政府に對する歳入補填貸上金七百六十萬圓の外春耕資金の貸出ありたるに拘らず特産資金の回収により結局千五百萬圓の減少を示したり。

春耕資金は水災匪害に因る農民の窮狀甚しかりし爲め之が救済の爲め地券を擔保として貸出したるものにして、豫定額二千萬圓中千萬圓は被害の最も甚しかりし黑龍江省に、他は奉天、吉林兩省に貸出すべき見込の下に最近迄に黑龍江省八百萬圓其他二百萬圓の貸出を實行せるが之が金利は九分六

(四) 損益状況

大同二年上期の収益状態左の如し。

計	利					損					計	失	
	諸利息	有價証券	爲替買賣	財産	雑	諸利息	爲替買賣	財産	紙幣製造	支拂金爲替			雑業
六、一二〇	四、二九九	二、四八八	七、八五五	五、六一一	二、〇六六	一、七四三	一、二六六	三、〇〇〇	一、〇三五	三、三六六	三、三四〇	五、一三〇	六、一二〇

(單位千圓)

此の五十一萬三千圓に前期繰越金一萬七千圓を加へたる五十三萬一千圓を左記の如く處分せり。

(單位千圓)(括弧内は大同元年下期分)

欠損補填準備積立金
配當平均準備積立金

四三 (三〇)
一二 (一〇)

特別積立金
幹部賞與金
配當金(年六分の割)
後期繰越金

一一〇 (八〇)
三五〇
二二五 (二二五)
一〇六 (一七)
五三一 (三六二)

第五章 一般金融事情

第一、日本側金融機關

(一) 預金、貸出

在滿の日本側銀行は歐洲大戰當時の好況時代に無謀なる業務の擴張又は競争を行ひたる結果、反動期に入りて多大の傷手を蒙りて破産銀行の續出を見るに至り、又營業を繼續せる向に於ても内容整理を主とするの已むなき實情にありたるのみならず、舊政權より直接關接の壓迫を蒙りたるを以て其の前途に付多大の危惧を抱かれたる折柄、滿洲事變に遭遇し一時は銀行業務も殆ど停頓の状態に陥りたるも、間も無く滿洲國の成立と其の後の治安回復に伴ひ再び活躍の好機を迎へたり。今昭和七年一月以降の在滿全日本側銀行の預金貸出を示すに左の如し。

在滿日本側銀行預金貸出月別表

昭和年.月	預 金			貸 出		
	金 票	鈔 票	國 幣	金 票	鈔 票	國 幣
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7. 1	135,227	39,078		175,883	12,133	
2	136,395	42,493		176,509	10,360	
3	138,860	43,304		179,753	10,487	
4	139,368	42,130		177,599	8,693	
5	163,312	41,705		168,611	7,564	
6	165,533	39,290		163,626	7,924	
7	151,923	38,755	829	165,163	3,764	200
8	181,780	49,515	516	172,439	4,234	177
9	180,398	54,734	964	177,046	4,818	238
10	190,574	55,753	3,591	183,688	5,684	474
11	195,917	50,198	3,912	194,353	7,637	1,267
12	213,429	46,479	3,151	205,729	17,570	2,568
8. 1	230,358	49,201	3,220	196,577	17,887	2,638
2	225,513	42,232	3,240	199,044	15,127	3,737
3	230,800	33,827	3,409	186,364	13,911	3,769
4	234,797	24,536	4,186	188,638	9,921	3,374
5	241,988	26,078	4,951	185,123	8,423	3,637
6	250,560	26,895	5,130	179,995	7,822	3,572

右の如く金票即ち本邦圓預金は一年半の間に約倍加して二億五千萬圓を算するに至れり。此は滿鐵、滿洲中央銀行等の大口預入に負ふ所多きも、一般預金も亦相當増加を示せるもの、如く見受けらる。而て一般預金増加中最も主要なるは本邦より送金せられたる對滿投下資金の預入にして、多くは將來の使用に充つる爲め待機の姿にあるものと見るべく、滿洲に定住せる邦人の預金は左程増加し居らざるものと觀測せられつゝあり。金票貸出は特産期に於て稍々膨脹したるも、一箇年半を通じて見るに殆ど増減なきは滿洲に於ける所要の資本は大部分内地より送金せられ地元資金の使用少きに因るも、一方事變後の景氣挽回に因り都會地に於ける土地家屋等の暴騰を來したる爲め、從來固定と目されたる不動産擔保貸の回収せられたる結果、他方新規に建築資金、事業資金等を放出し居るに拘らず貸出額の増加を阻止せるもの、如し。斯くて在滿日本側銀行は現在著しき預金超過の状態なるが故に従前同業者間に爭奪の有様なりし滿鐵等の大口預金も昨今は寧ろ之を忌避する向多きが如く、已むなく滿鐵は滿洲中央銀行に資金の一部を預入し居るが如き有様なり。

次に前年十月五千五百萬圓に上れる鈔票預金が本年六月末二千六百萬圓と約半減したるは、特産資金の回収に因る外、最近大連錢鈔市場に於ける圓賣銀買の思惑衰微の爲め鈔票資金の需要を減少したるにも因るものなるを看過し得ざるなり。尙ほ國幣の流通範圍擴大に伴れ日本側銀行の國幣勘定預金、貸出が前表の如く漸増の一途を辿りつゝあるは注目すべき點なりとす。

滿洲日本間送金

	在滿全日本側銀行		
	仕 向	被 仕 向	仕向又は被仕向△ 額 總
昭和 5 年中	314,497	229,199	85,298
6 年中	258,696	183,809	74,887
7. 1	17,735	16,335	1,400
2	25,742	22,927	2,815
3	30,961	23,532	7,429
4	26,180	18,281	7,899
5	25,795	20,282	5,513
6	29,506	21,093	8,413
小 計	155,919	122,450	33,469
7	36,050	11,166	24,884
8	38,821	39,777	△ 956
9	37,450	22,690	14,760
10	36,257	25,401	10,856
11	29,076	44,562	△ 15,486
12	53,451	51,836	1,615
小 計	231,105	195,432	35,673
合 計	387,029	317,887	69,142
昭和 8. 1	33,841	35,821	△ 1,980
2	36,030	31,439	4,591
3	43,587	36,679	6,908
4	39,426	31,622	7,804
5	40,435	37,174	3,261
6	37,995	29,459	8,536
小 計	231,314	202,194	29,120

右表を見るに事變前迄は在滿日本側銀行の内地仕向超過七、八千萬圓にして此の内朝鮮銀行も同一傾向の下に二、三千萬圓を占めたりしが、事變後は事情一變して朝鮮銀行は被仕向超過となり、之を前年七月より本年六月に至る一箇年の例に就き見るも、其の額七千萬圓の多きに及べり。然るに同期間中に於ける全日本側銀行（朝鮮銀行を含む）の仕向超過額は依然六千萬圓以上に及べるを以て、朝

爲 替 (金票に依れる分)

(單位千金圓)

内 朝 鮮 銀 行 分		
仕 向	被 仕 向	仕向又は被仕向△ 額 總
164,221	137,770	26,451
145,676	111,745	33,931
8,770	6,393	2,377
13,087	13,496	△ 409
11,857	14,467	△ 2,610
9,203	11,263	△ 2,060
8,527	13,457	△ 4,930
8,632	17,614	△ 8,982
60,076	76,690	△ 16,614
17,261	8,667	8,594
12,288	36,795	△ 24,507
17,830	17,982	△ 152
12,887	20,390	△ 7,503
19,606	22,108	△ 2,502
28,747	37,910	△ 9,163
108,619	143,852	△ 35,233
168,695	220,542	△ 51,847
12,428	22,483	△ 10,055
17,133	19,649	△ 2,516
17,749	25,232	△ 7,483
15,945	23,318	△ 7,373
22,315	29,006	△ 6,691
18,545	21,344	△ 2,799
104,115	141,032	△ 36,917

(二) 本邦内地との送金關係
日滿の貿易關係は本邦が常に輸入超過の状態なるに拘らず其の送金關係に於ては本邦投下資本の配當及び利息の支拂、在滿邦人の内地仕送り、大連を通じて行はるゝ上海日本向送金の多かりし等の關係により、常に本邦に對して送金超過の状態にありたり。滿洲事變後も左表に示すが如く總額としては未だ本邦内地に對して支拂超過の状態にあるも、内地よりの對滿投資漸増せる爲め其の超過額は漸次減少を示し、殊に從來内地向送金過多の爲め最も苦汁を嘗めたる朝鮮銀行は、却て被仕向増加の傾向となり、同行多年の金繰難を一掃するに至れり。

鮮銀行を除ける一般銀行の内地仕向超過は一億三千万圓の巨額を算することとなり、従つて在滿一般銀行の手許は甚しく餘裕を生じたる次第なるが、事變後外國側銀行衰退して業務の縮少を餘儀なくせられたるに乘じ、此等日本側銀行の餘剰資金は正金銀行を主として貿易手形の買入に振向けられたるものと思惟せらる。

(ハ) 銀行以外の金融機關

銀行以外の日本側金融機關としては東洋拓殖株式會社、關東廳助成の金融組合、滿鐵援助の輸入組合等あり、此種金融機關の貸出高左の如し。

昭和七年六月末	金融組合貸出		輸入組合貸出		東拓貸付	
	金額	單位	金額	單位	金額	單位
昭和七年六月末	一、九四九		三、二二五		二七、二六四	
七月末	一、九七〇		三、一六五		二七、一七七	
八月末	一、九六五		三、一三九		二六、七七五	
九月末	一、九九五		三、一一二		二六、五二六	
十月末	二、〇一九		三、一六一		二六、五〇三	
十一月末	一、九九三		三、二二一		二六、二七六	
十二月末	二、〇三五		三、三一七		二四、八六七	
昭和八年一月末	二、〇二七		三、二七六		二四、七三二	

(單位千金圓)

二月末	金融組合貸出		輸入組合貸出		東拓貸付	
	金額	單位	金額	單位	金額	單位
二月末	二、〇七二		三、二四六		二四、六〇七	
三月末	二、一五四		三、二七八		二四、三九四	
四月末	二、一九五		三、三二七		二四、三八七	
五月末	二、二三七		三、三八五		二四、一三五	
六月末	二、二九二		三、四〇五		二三、九一八	

即ち金融組合、輸入組合の貸出は稍々増加せるも、東拓の貸出は却て漸減せり。東拓は滿洲興業金融に對して今後積極的に乗出す豫定なるが如く、現に新京支店を新設し國都に於ける建築資金の融通等を爲し居れるも、鑛業農業資金の融通に就ては未だ調査中なるを以て、最近の不動産値上りに基く固定貸の回収に伴ひ總貸出は却て減少の傾向を辿れるものなりと云ふ。

第二、滿洲國側金融機關

金融機關に關する制度は中央銀行を除き他は何れも未だ多く不整備なるが以下其の概要を説明すべし。

(一) 金融合作社 (金融組合) 未だ法律の制定なきも關東廳の金融組合に倣ひ大同元年度中(會計年度)奉天に二組合の設立を見たり。組合は政府より一萬圓、中央銀行より二萬圓の融通を受け

合計三萬圓を以て運轉資金となすものなるが、政府貸付金は無利子にして中央銀行の貸付利息八分に對しても當分政府より補填する外、設立當初諸經費に充つる爲め一組合に付き一萬一千二百圓の補助金を交付することとせり。大同二年度も同様の方法を以て各地に十組合を設立する豫定にして、之が爲め同年度豫算に二十二萬圓の支出を計上せり。思ふに此種の金融機關は隣保扶助の精神を基礎とするものにして、滿洲の民情及び經濟事情に適合するものと見らるゝが故に、指導宜しきを得ば朝鮮に於けると等しく相當の成績を擧ぐるを得べし。

(二)普通銀行 普通銀行制度の發達を計ることは滿洲今後の金融政策上最も必要のこと、思考せらるゝ所にして、政府は本年十一月九日銀行法を公布したり、法規の大體は既存の金融機關たる銀行、儲蓄會、錢莊、貸莊等如何なる名稱を用ふるに拘らず相當の規模を以て營業を營めるものは、總べて之に依りて拘束し、政府に對して届出、報告及び検査を受くるの義務を負はしめたり。今大同元年末に於ける現存の金融機關にして、銀行法の適用を受くべき見込のものを示すに左の如く百五十五を算せられつゝあり。

省別	内國業者	外國系本店	外國系支店	計
吉林省	一〇三	九二	二一〇	三三二
奉天省	一〇三	九二	二一〇	三三二

銀行	儲蓄會					錢莊				
	黑龍江省	興安省	熱河省	小計	奉天省	吉林省	黑龍江省	興安省	熱河省	小計
銀行	一三	一	一	一三	三六	三	一	二	二	五
儲蓄會	九	四	一	一三	九	一	二	二	一	四
錢莊	二六	二四	五	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
小計	一三	一	一	一三	三六	三	一	二	二	五
總計	一三	一	一	一三	三六	三	一	二	二	五

計		貨莊其他		
總計	熱河省	興安省	黑龍江省	小計
八八				一一
一一			九二	
五六	二一	四	二四	二五
一五五	二一	九	六五	七八

(三) 質屋 舊政權時代には質業を以て庶民金融の中心となし相當実績を挙げたるが如くなるが、新政府は未だ質屋に就て何等の規定を設けざるも、滿洲中央銀行の附屬質業を獨立せしめたる大興公司の活動に依り今後引續き適當の庶民金融を計らんとしつゝあること前述の如し。

(四) 興業金融 本邦の興業銀行若くは勸業銀行に相當する不動産金融機關の設立は其の必要を力設せられ、財政部に於ても目下考慮中に屬せるが一行主義、多行主義等の意見別れ、日本側金融機關の反對もありて目下尙ほ行惱みの状態に在り。

(五) 營口過爐銀 滿洲通貨制度上久しきに互り問題とせられたる營口の過爐銀は事變以來一層急激に信用を失墜し、殆ど壊滅の状態となり、爲めに營口に於ける滿洲側財界は異常の窮迫に直面し居たる所、近く中央銀行より二百萬圓の借款を爲して新銀行を設立し、過爐銀を全廢せしむることに決定し、十一月四日財政部より營口總商會に對し其の旨示達ありたり。茲に於て多年營口財界の樞軸をなしたる過爐銀も遂に終末を告げ、滿洲幣制統一に貢獻することゝなりたり。

第三、錢鈔市場

貨幣法制定に依り從來の雜然たる通貨は一應國幣に統一せられたるも、猶未だ滿洲には金票、鈔票、鎮平銀等流通せるを以て、此等通貨相互間の交換取引は依然其の必要を存し、之が集團的取引機關たる錢鈔市場も自ら尙ほ存在を要する所以なりとす。錢鈔市場には日本側經營のものゝ滿洲國側經營のものゝとあり、日本側の經營に係る市場は滿洲國側經營のものに比し著しく取引殷盛にして就中大連市場最も盛大なりとす。

大連錢鈔市場(所謂大連銀市場)に於ては金票を以て鈔票を賣買し、鈔票百圓に對する金票相場を建つ。同市場に於ける相場變動の原因は金票即ち本邦圓貨の側に存する場合と、鈔票の側即ちとして

大連錢鈔相場表

昭和年	月	大連錢鈔先物相場 (鈔票百円に對し)			對米爲替		對英爲替		倫敦銀塊	
		最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	最高	最低
6.	11	58.80	48.70	53.53	49 $\frac{3}{4}$	49 $\frac{3}{4}$	2/9 $\frac{7}{8}$	2/6 $\frac{3}{8}$	21 $\frac{1}{8}$	18—
	12	75.05	47.—	60.22	49 $\frac{1}{4}$	34 $\frac{1}{2}$	3/- $\frac{1}{2}$	2/- $\frac{3}{8}$	20 $\frac{1}{4}$	19 $\frac{1}{2}$
7.	1	74.40	62.40	68.13	37—	34—	2/1 $\frac{1}{2}$	1/11 $\frac{1}{8}$	20 $\frac{7}{8}$	18 $\frac{1}{4}$
	2	84.95	68.65	78.16	35 $\frac{3}{4}$	31—	2/- $\frac{3}{4}$	1/9 $\frac{5}{8}$	20—	19 $\frac{1}{4}$
	3	83.35	70.30	76.61	33 $\frac{3}{4}$	◦	1/10 $\frac{3}{8}$	1/8—	19 $\frac{3}{4}$	17 $\frac{3}{8}$
	4	72.85	67.60	70.30	33 $\frac{1}{4}$	32 $\frac{1}{4}$	1/9 $\frac{1}{2}$	1/8 $\frac{3}{8}$	17 $\frac{1}{2}$	16 $\frac{1}{2}$
	5	73.90	65.90	69.55	33—	31—	1/9 $\frac{1}{8}$	1/8 $\frac{1}{2}$	17 $\frac{3}{8}$	16 $\frac{1}{8}$
	6	83.20	67.80	75.55	32 $\frac{3}{4}$	26 $\frac{1}{2}$	1/9 $\frac{1}{4}$	1/5 $\frac{1}{8}$	17—	16 $\frac{3}{8}$
	7	82.60	76.50	80.30	27 $\frac{3}{4}$	27—	1/6 $\frac{1}{4}$	1/6—	17 $\frac{1}{4}$	16 $\frac{1}{8}$
	8	111.—	82.40	98.55	27 $\frac{1}{2}$	22 $\frac{1}{4}$	1/6 $\frac{3}{4}$	1/3 $\frac{3}{8}$	18 $\frac{1}{8}$	17 $\frac{3}{8}$
	9	105.10	92.40	98.55	24 $\frac{1}{4}$	22 $\frac{1}{2}$	1/4 $\frac{1}{4}$	1/3 $\frac{1}{8}$	18 $\frac{1}{8}$	17 $\frac{1}{8}$
	10	106.50	94.60	99.80	24 $\frac{1}{8}$	21 $\frac{1}{2}$	◦	1/3 $\frac{1}{8}$	18 $\frac{1}{8}$	17 $\frac{1}{8}$
	11	110.10	102.80	107.02	21 $\frac{1}{4}$	20—	1/3 $\frac{3}{8}$	1/2 $\frac{1}{4}$	18 $\frac{3}{8}$	17 $\frac{1}{8}$
	12	104.40	92.65	98.30	21 $\frac{3}{8}$	◦	1/3 $\frac{3}{8}$	1/2 $\frac{1}{8}$	17 $\frac{1}{4}$	16 $\frac{3}{8}$
8.	1	100.45	98.—	99.45	21 $\frac{1}{8}$	20 $\frac{1}{2}$	1/2 $\frac{1}{8}$	1/2 $\frac{3}{8}$	17 $\frac{1}{8}$	16 $\frac{1}{2}$
	2	105.65	96.40	102.10	21 $\frac{1}{4}$	20 $\frac{1}{4}$	1/2 $\frac{1}{8}$	1/2 $\frac{3}{8}$	17 $\frac{5}{8}$	16 $\frac{3}{8}$
	3	102.65	96.50	100.35	◦	20 $\frac{3}{8}$	1/2 $\frac{1}{8}$	1/2 $\frac{5}{8}$	17 $\frac{1}{8}$	17—
	4	104.95	97.30	101.65	23 $\frac{1}{2}$	21 $\frac{1}{4}$	◦	1/2 $\frac{3}{8}$	20 $\frac{7}{8}$	17 $\frac{1}{4}$
	5	107.30	104.80	106.35	24 $\frac{3}{8}$	23 $\frac{1}{4}$	1/2 $\frac{1}{2}$	◦	20 $\frac{1}{2}$	18 $\frac{3}{8}$
	6	107.75	103.10	105.35	26 $\frac{1}{2}$	24 $\frac{1}{2}$	◦	1/2 $\frac{1}{2}$	19 $\frac{1}{8}$	18 $\frac{3}{8}$
	7	106.60	102.65	104.70	29 $\frac{1}{4}$	25 $\frac{1}{8}$	◦	◦	18 $\frac{1}{8}$	17 $\frac{1}{8}$

銀に存する場合とあり。由來滿洲に於ける金票即ち朝鮮銀行券は日本銀行券と同價值たるべき筈なるも、滿洲に於ける金票流通地域は多年經濟界の不振に累せられて生産興らず僅に滿鐵の運賃收入、撫順の石炭輸出代金、大連の豆粕其の他僅少の製品加工を除きては格別の收入無きに對し、借入資本に對する支拂利息、勞銀支拂、生活消耗品の購入代金、在住邦人の内地向仕送り等概して支拂超過の狀態に在りたるものと推せらるゝが故に、其の通貨たる金票は兎角兌換又は賣却せらるゝの傾向を存するに反し、鈔票は多年の信用に依りて滿洲人の間に愛好せられ、特産出廻りに於ては特に其の需要を増加するに拘らず、之が供給は銀市場の狀況に依りて左右せらるゝこと多きが故に、金票に對し割高となり、其の結果上海に於ける大連錢鈔の裁定相場は同地に於ける日本向爲替を買入るゝよりも一層買手に有利となりしこと尠からず。自然兩地間圓相場の鞘取商内を誘致し所謂大連マーチャント活動の好機を與へたること多かりしなり。殊に英國金本位停止後に於ては各地に行はれたる圓賣弗買の餘波は延いて大連錢鈔市場に飛火し、同市場に於ける金票賣(即鈔票買)思惑を刺戟したること多大なりしが如し。此の間の消息は左に示すが如く對米爲替の下落せる昨年一月、三月、五月、六月、八月、十一月の各月に於て、錢鈔相場昂騰せると同時に出來高亦巨額に上れる事實に依るも十分に窺知し得べきところなり。

大連錢鈔市場出來高

(單位千鈔票圓)

昭和年	月	期		現物出來高
		出來高	受渡高	
7.	1	268,020	6,410	12,947
	2	179,890	4,190	9,202
	3	317,860	4,510	15,327
	4	207,080	5,130	7,418
	5	204,175	9,240	8,020
	6	263,350	5,840	9,603
	7	193,205	4,140	5,151
	8	602,090	5,440	22,173
	9	386,070	5,730	10,133
	10	355,405	4,660	4,246
	11	547,690	6,600	9,859
	12	379,260	10,230	8,756
8.	1	137,080	2,440	4,573
	2	254,190	6,790	5,975
	3	175,400	9,970	5,098
	4	152,400	4,630	2,821
	5	204,752	4,650	3,091
	6	141,280	3,380	2,137
	7	133,760	5,370	2,466

本年に入り米國の金本位停止を契機として本邦對米爲替の昂騰を見るに至れるも其の原因は専ら弗貨の側に存し圓貨は安定状態にあるを以て錢鈔相場亦大なる波瀾を見ず、加ふるに昨年末以來同市場に於ける投機思惑抑制の方法として關東廳は取引證據金を一萬圓に付從來の四百圓より壹千圓に引上げたること、關東州及び附屬地に於ける爲替管理法實施氣構へ濃厚となりたること、獨逸の大豆買控

へに基き鈔票の實需筋が市場を利用すること尠きに至れること、支那に於ける爲替投機業者の思惑中心が圓を去りて米國弗に移りたること等の事情に因り大連錢鈔市場の取引出來高は著減するに至れり。尙最近爲替管理令實施せられ錢鈔取引に對して相當の掣肘を加ふることとなりたるが故に同市場は最早再び過去の殷盛を回復すること至難なるべしと思惟せらるゝなり。

第四、匯申市場

匯申とは大連に於ける上海向爲替の謂にして、従前は鈔票百圓に對し上海兩幾何と建てられたるを以て匯申の下落は鈔票安上海兩高を意味し、匯申騰貴は鈔票高、上海兩安を意味したり。然るに本年三月南京政府が廢兩改元を行ひ上海兩を廢し總べて元に依ることゝしたる結果、匯申は百上海元に對して鈔票幾何と建てらるゝことゝなり、匯申の下落は鈔票高、其の騰貴は鈔票安を意味することゝなりたり。元來鈔票は兌換券に非ずして單に横濱正金銀行が上海向爲替の賣買を行ひ、之に依りて其の價値を維持せる一種の管理通貨と見るべきものなり。従つて匯申には正貨現送點存せず、唯等しく銀系通貨なるが爲め鈔票價値の昂騰著しきときは上海より元銀の輸入を刺戟して鈔票に對する需要を減退せしむること有りたるに過ぎず。而して右の事實と正金銀行の可及的統制とに依り匯申相場は鈔票の基礎たる本邦圓銀と上海兩との名目上の平價たる七二・二〇〇六兩を中心として比較的小巾往來を

爲したり。(尤も正金銀行の力を以てコントロールし得ざるに至りたる場合激動したることあり) 因に國民政府は本年三月の廢兩改元に依り一元の純銀量を二三・四九三四八瓦と定めたるを以て鈔票(二四・二六〇瓦)とのパリチーは上海元百元に對し鈔票九六・八二二七〇圓となりたり。

匯申市場は大連の對南支貿易に附隨して發展したる實需市場なるも、後大連上海間の銀價のデイスパリチーに著眼せる大連マーチャントが鞘取取引に同市場を利用するに至りたり。而して南支との貿易關係に基く匯申の仕手は事變前に於ては相當有力なるものなりしも、事變後對支貿易不振に陥りたる爲め此種手筋の賣買減少し、之に代りて大連マーチャント、銀密輸出筋等の市場利用増加するに至れり。

大連マーチャントの鞘取商内は大連上海間の銀價にデイスパリチーの生じたる場合、若し大連鈔票が圓に對して割高ならば上海に於て銀を買ふと同時に同地に於て大連向圓爲替を賣り、他方大連錢鈔市場に於て鈔票を賣ると同時に兩地を聯繫する匯申を賣出し、又大連鈔票割安の場合は之と全く反對の所作を行ふものなり。昨年は多く大連鈔票割高の事情にありたる爲め大連マーチャントは匯申の繼續的賣手なりしも、本年に入りて時に大連鈔票高、時に上海銀高と不定なるが爲め、彼等も匯申市場に或は賣手となり或は買手となりて現れ、一定せざるに至りたり。但し依然匯申市場の根強き仕手たるに變化なきもの、如く最近錢鈔市場の衰退甚しきに反し、左表の如く匯申市場の依然衰へざるは之

が爲めなるべしと謂はる。

匯 申 市 場

昭 和 年	錢鈔市場内に於ける現物出來高	相 場	
		最 高	最 低
7. 1	千上海兩 14,375	上海兩 74.425	上海兩 72.500
2	6,500	75.550	72.700
3	10,325	73.900	73. —
4	10,190	74.200	72.200
5	12,595	73.675	72.400
6	11,605	73.700	73.275
7	9,180	74.775	73. —
8	11,150	77. —	74.500
9	9,965	76.800	•
10	8,380	75.950	74.450
11	14,310	75. —	73.875
12	13,645	74.075	72.900
8. 1	9,635	73.550	72.625
2	8,910	74.650	72.925
3	9,340	73.800	72.450
4	千上海元 8,585	鈔票圓 98.475	鈔票圓 96.700
5	12,800	96.850	95.700
6	8,315	97.400	97.250
7	10,845	97.900	96.725

次に最近の匯申市場に新顔として登場せるものは銀の密輸出筋なり。米國の金本位停止により弗貨

の下落せるに伴れ、同地の銀塊相場亦著しく騰貴せし爲め、上海銀相場換言すれば同地に於ける對米爲替相場と紐育銀塊相場の間、ディスパリティを生ずるに至れり。例之本年四月二日の例に見るに紐育銀塊相場を基準に算定せる上海對米爲替相場は百元に付二六・八四弗なるべきに、實際の對米爲替は二四弗にして爲替は二弗八四即ち一〇%方平價を下廻れり。於茲兩地間の現送費用七%（輸出税二%二五を含む）を見込むも猶三%六の純益を擧げ得たるを以て、當時多額の上海在銀が米國に現送せられ、延いて大連より上海向の現大洋錢現送を誘致することゝなれり。

今進んで其間の事情を見るに昨年冬期上海に於ける現大洋錢の在高巨額に上りたる當時大連の現大洋錢相場に比し同地は相當割安を呈したる爲め、上海より大連向の現大洋錢現送多額に上り十月より十二月に至る三箇月間に於ける輸入高のみにて三千一百万海關兩に達し、此内中央銀行に買取られたるもの千萬圓を除き、大部分は奥地に入込みたる由なり。斯くて滿洲に於ける現大洋錢は其の後却て過剰を告ぐるに至りたる爲め、其の相場は上海に比し割安の状態にありたる折柄、米國の金輸出禁止により、上海と紐育との銀價值開きを見るの事實に遭遇し、滿洲より上海に向け銀の流出を促すことゝなりたり。而して滿洲は舊政權時代より紙幣相場維持の爲め現大洋錢の輸出を禁止し居りたるも、當時に於ける取締は左迄嚴重ならざりしに新政府は流出防止の爲め税關に於て嚴重なる取締を勵行するに至りたる爲め、滿洲に於ける現大洋錢は上海に於けるものに比し、一層下値を唱ふるに至り、茲に

再び密輸出を誘致せり。即ち密輸出者は先づ大連にて匯申を賣り（上海元賣、鈔票買）之に依りて得たる鈔票を以て現大洋錢を買ひ之を密輸出することにより兩地間の鞘取を行へり、今密輸出の最も盛なりし本年五月に於ける新京、大連に於ける現大洋錢對鈔票相場と匯申相場を比較するに左の如し。

(單位鈔票圓)

	新 京 (現大洋圓に對し)	大 連 (現大洋圓に對し)	匯 申
最 高	九四・一〇	九四・六〇	九六・八〇
最 低	九一・九〇	九二・六〇	九五・七五

即ち大連に於ける現大洋錢の買値に比し匯申の賣値著しく割高にして其の同日に於ける鞘は最高三圓六十五錢、最低一圓四十五錢に達し、運賃諸掛を見込むも充分採算引合を示せり。故に奥地より大連に向け多額の現大洋錢移送せらるゝことゝなり、奥地に於ては中央銀行に對し現大洋錢の賣却を希望する者多く、爲めに一時は國幣の信用にも影響せる程なりしと云ふ。

第五、金輸出禁止と産金買上

滿洲幣制は現在銀本位なるも、將來金本位制に轉向の意圖あるが爲め中央銀行も金準備の充實に努力せることは曩に述べたるが如くにして、滿洲國政府は此目的に進むの一助として又本邦に於ける金

蓄積の必要ある場合之に應ずるの手段として、最近金輸出禁止法及び産金買上法を發布したり。

(一) 金輸出禁止

昭和四年下期より下落し始めたる銀價は五年に入り落潮頗る加り遂に一月には二十片と空前の安値に落ち込みたり。茲に於て支那政府は財政經濟上の深酷なる悪影響を避くるが爲め諸種の對策を講じたるに拘らず銀價の落潮已まず、反面金は昂騰したるを以て折柄の財界不況に支那在金は總賣人氣となり、金は奥地より上海其の他の中央市場に向つて集中し、遂に之等中央市場に於て其の現送可能相場出現したり。一方當時上海に於ける内外銀行の所有銀は巨額を算し、一月には二億兩、四月には遂に二億三千万兩に達し銀行は銀資金の過多に苦しみたる爲め、銀賣り金買の舉に出でたるが故に金の輸出一層激成せられ、之を見て政府は窮餘昭和五年五月十六日を期して金の輸出禁止を斷行したり。然るに金の自由輸出禁止は金塊暴落の原因となり、金相場は對金貨國向爲替に比して著しく割安を示し、現送利益愈々擴大したるを以て、金の密輸出を刺戟し、昭和五年中一億圓(舊平價)内外の密輸出を見たり。當時舊政權下にありたる滿洲に於ても金輸出禁止令の適用せられたること勿論なるが、税關監督不充分の爲め日本向密輸出の金は多く大連、安東を経由し、其の額昭和五年中三千三百万圓、六年中三千一百万圓の巨額に上れり。

然るに其の後事情全く一變し滿洲國成立以前本邦は既に金の輸出を禁止したるも、其の後實施せ

られたる政府の金買上値段は滿洲に於ける金相場に比し著しく低位に在りたるが爲め、朝鮮在金は従前とは逆に安東を経て滿洲に密輸入せらるゝことゝなれり。今滿洲中央銀行の買上値段を本行の場合に比するに左の如し。

昭和七年十月二十二日	中央銀行	日本銀行	差
三十一日	九・六〇	八・五六	(-) 一・〇四
十一月八日	一〇・三〇	八・五六	(-) 一・七四
十五日	一〇・四二	八・九〇	(-) 一・五二
十七日	一〇・七四	八・九〇	(-) 一・八四
	一一・一九	八・九〇	(-) 二・二九

右の如く本邦買値著しく低位なるも滿洲中央銀行の買上相場も之を滿洲内に於ける市中相場に比すれば猶相當割安なりし爲め、中央銀行に金の賣手少く、且つ其の市中金相場も之を天津上海等の支那本土に於ける相場に比すれば尙低位なりしが爲め滿洲在金は頻りに支那本土に流出したり。於茲日滿兩國は相提携して金の密輸出入を取締ることゝなり、滿洲國に於ては大同二年六月十四日付を以て左記の如き金輸出禁止法を公布し舊政權時代の命令を一層強化したり。

教令第四十八號

金輸出禁止法

金地金（砂金ヲ含ム）金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル製品ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ
 財政部總長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ違反ニ係ル物件ノ價格ノ二倍以下ノ罰金ニ處シ其ノ物件ヲ沒收ス
 右輸出禁止法を徹底せしむる爲め、大連、瓦房店、普蘭店、營口、西海口、山海關、黑河、同江、
 富錦、滿洲里、綏芬河、開山屯、圖們等の税關に於ける取締を嚴重と爲せる一方、密告者に對する
 獎勵金交付、各地の金店検査等を行へり。即ち八月末財政部及び中央銀行が奉天、新京、哈爾濱、
 營口、安東の金店検査を行ひたる結果に依れば、安東の一金店の如き本年一月より八月迄に四百五
 十萬圓に上る金を賣買し居り、同地の既往一箇年間に於ける取扱高は二千萬圓にして殆んど全部朝
 鮮よりの密輸入と推せられ、之は滿洲國內の産金一千萬圓と共に奉天に集まれるもの、如く、斯く
 て一旦奉天に集まりたる參千萬圓の金は大部分天津に其の他は上海に密輸出せられたるもの、由な
 り。尙ほ黑河其の他北滿より哈爾濱に集まり同地より支那に密輸出せられたるもの五百萬圓を加へ、
 全滿一箇年の取扱高は三千五百萬圓に達せるものと推測せらる。

以上述べたるが如く最近日滿兩國の輸出禁止に拘らず金が朝鮮より滿洲へ、滿洲より支那本土へ、
 支那本土より倫敦と、幾多の關門を突破して盛に密輸出せられつゝある根本の理由は之等各地の間

に於ける金相場の相異に胚胎するものなるを以て、斯る相場の開きを解決するに非れば密輸出に慣
 れたる朝鮮人、滿洲人等に對し法令又は取締手段に依りてのみ効果を收めんとするは頗る難事と謂
 はざるべからず。

(二) 産金買上

滿洲産金事業は未だ鑛床の調査中に屬し、具體的採收の域に入らざるも、鑛業權法の立案を急ぐ
 一方、政府は金輸出禁止法と同時に産金買上法を發布したり。其の要旨は産金の散逸を防止する目
 的より滿洲産金は舉げて中央銀行に納入せしむると共に裝飾其の他に必要の金は政府の特定せる者
 に對してのみ中央銀行より拂下ぐる主旨なり。斯くて中央銀行は地金の品位檢定、量目計量等の設
 備を總行及奉天分行の二箇所に設置して買上場と爲せる一方、買上取次場所を黑河、齊々哈爾、哈
 爾濱、營口、安東、延吉に置く豫定の由なり。産金買上相場は産金買上法制定以前に於ては左記の
 方法に依りて算出したる。〔昭和七年十一月十七日の實際〕

2 金票圓 = 純金1匁

純金20匁 = \$49.375

\$21 = 金票圓100

$$2 = \frac{1 \times 49,375 \times 100}{20 \times 21} = 12.04$$

$$\text{純金1匁の買入相場} = 12.04 - 0.85 = 11.19$$

即ち日米爲替を基準としたる相場より八拾五錢をマージンとして差引きたる金票價格にして本邦買上相場に比し著しく割高なりしが、産金買上法實施後は上海標金相場を加味して算出したる國幣價格となせり、即ち左の如し。

2 國幣圓 = 金 1 gram

36.64 grams = 1 曹平兩

10 曹平兩 = 1 gold bar

1 gold bar = 上海標金相場

978 fine = 998 fine (買上品ノ標準)

100 上海弗 = 上海向爲替相場

101 諸掛 = 100

$$2 = 27575 (\text{constant}) \times \text{上海標金} \times \text{上海向爲替相場}$$

本式ニヨリテ得タル相場ヨリ爲替ノ risk 並ニ金利トシテ 3%ヲ控除シテ得タル

モノヲ買入相場トナス

右の方法に依り政府が毎週一回發表せる公定相場左の如し。

	一瓦 (國幣)	一匁 (國幣)	日本銀行買上	日本市中相場
六月二十四日	二・四七	九・二六	八・八八	九・三〇
七月一日	二・三九	八・九六	〃	〃
〃 八日	二・三一	八・六六	〃	九・一〇
〃 十五日	二・二一	八・二八	〃	〃
〃 二十二日	二・一五	八・〇六	〃	〃
〃 二十九日	二・二四	八・三九	〃	九・四〇
八月七日	二・三一	八・六六	〃	九・五〇
〃 十二日	二・三三	八・七三	〃	〃
〃 十九日	二・三八	八・九二	〃	九・八〇

備考 國幣と金票の相場は殆どパーナリ。

即ち従前と異り本邦の金相場に比し、滿洲の買上相場却て低き實情なり、之れ現在支那は金輸出を禁止せると、上海標金相場は思惑分子濃厚に織込まれ居るが爲め、金對銀の相場を正常に表示せるものと稱し難きに因るものなり。從て中央銀行の買上相場は市中相場との間に著しき開きを存し

第六章 産業

同行に輸納する者皆無なるを以て、當局も近く買上値段算出方法變更の意向を有し居れり。

第一、概 説

滿洲産業は農業を主とし之に附隨して工業、商業を助成したるものにして、外に主として本邦の投資に係る石炭、鐵等の鑛業を存するのみなり。而して今産業の基礎たる資源の状態を見るに國土廣大にして農耕適地は三千萬町歩に上り本邦に比し六倍の多きに達すれども、其の生産能力は著しく低く大體本邦農地の六分の一と見ざるべからず。且つ之に適する農作物も氣候風土の關係より特殊のものに限らるゝ傾向あり。畜産は家畜頭數多きも素質何れも不良にして今後大いに改良をなすに非れば其の經濟價値を發揮するに至らず。林産亦土地廣大なりと雖も交通關係匪賊關係より幾多不利なる條件を有す。唯鑛産資源に至りては現在の鐵、石炭を首め、輕金屬等今後大いに開發の餘地存するものありと認めらるゝなり。即ち資源の状態は一括して之を被へば一部の鑛物を除き他國に比し特に優位を占むるが如きものとは認め難し。而して勞力は頗る豊富且つ低廉にして本邦の賃銀に比し約三分の一なるも、其の代り能率低く殊に熟練工を得るに難く、工業方面に於ける之が利用亦大いに期待すべからざるが如くなり、加ふるに資本は多く外國よりの借入に屬するものにして、本邦よりの投資額約二十億圓の外其他諸國よりも六、七億圓の投資を存し、支那本國よりの資本は明確にし難きも、滿洲人經營の事業中には山東、直隸、上海等よりの資本頗る多しと認めらるゝ有様なるを以て資本利子

の支拂は産業上の重大負擔たるを免れざるなり。加ふるに交通の便宜は海岸線乏しき上に、鐵道の敷設十分ならず、且つ運賃高率の爲め之亦負擔を増加する實情なり。即ち觀じ來れば滿洲産業は決して良好なる條件を存せず、其の前途に就ても之れを樂觀するの資料少しと言はざるべからざるなり。

殊に本邦の立場より之を見るに我國經濟上絶對必要の物資を滿洲に得るや否やは所謂滿洲が我國にとりて經濟生命線たるや否やを決する關鍵にして、之を具體的に言へば棉花、羊毛、鐵、石油の四者を需め得べきや否やに歸著するところ、此の内鐵は殆ど無限の寶庫と稱し得べく、設備如何に依りて供給増加を圖り得るものなるも、其の他の三者に至りては現在勿論近き將來に於ても需要の一部分を充足することすら至難の状態にあるものと言はざるべからざるなり。又前述の如く滿洲に於ける工業上の條件は大體不良のものにして大規模生産は之を本邦に比して相當劣れるものと見るべく、特殊のものを除きては其の前途を期待すること困難なり。故に彼の日滿經濟統制の問題も大局より之を見れば、滿洲を以て原料供給國とし本邦工業を以て之が精製加工をなすものとし、其の間利害の反撥を避け、共存共榮の實を擧げしむるを以て、最も自然的情勢に適應したる方法と認めらるゝなり。又移民問題に就て見るも本來我國に比し農業の状態著しく異り、且つ生産力に乏しき國土なると、氣候風土の大陸的にして、且つ生活程度低き滿洲農民と競争の位地に立つことなれば容易に前途大成の見込を保持すること能はざる様觀測せらる。

第一、滿洲國經濟建設の根本方針

滿洲事變發生直後一部に資本家財閥排斥の聲高かりしが如くなるも、其の後滿洲開發の爲めには本邦資本家の進出を必須とすることに著眼するに至りてより、著しく其の所論を緩和し大に之を迎ふるの態度となりたり。然れ共其の根本思想は本邦從來の資本主義を修正せんとするものにして所謂統制經濟を確立するに在るものとす。之が爲め事變後一年有半を経たる本年三月一日建國記念日に際し、滿洲國政府の名に於て發表したる「經濟建設綱要」は交通、農業、鑛工業、金融、商業等産業の各部門に互りて廣茫微細の絮説を行へるが、其の冒頭經濟建設の根本方針竝に經濟統制の方策として掲げたる所を摘録するに左の如し。

○ 經濟建設ノ根本方針

我國經濟ノ建設ニ當リテハ無統制ナル資本主義經濟ノ弊害ニ鑑ミ、之ニ所要ノ國家的統制ヲ加ヘ、資本效果ヲ活用シ、以テ國民經濟全體ノ健全且ツ潑刺タル發展ヲ圖ラントス、(中略)右大目標ニ到達スル爲メ次ノ四大根本方針ノ下ニ經濟建設ニ邁進スルヲ要ス、

曰ク、國民全體ノ利益ヲ基調トシ利源開拓、實業振興、利益ガ一部階級ニ壟斷サル、ノ弊ヲ除キ、萬民共樂ナラシムルヲ以テ方針ノ第一トス、

曰ク、國內賦存ノ凡ユル資源ヲ有效ニ開發シ、經濟各部門ノ綜合的發達ヲ圖ル爲メ、重要經濟部門ニハ國家的統制ヲ加ヘ、合理化方策ヲ講ズルヲ以テ方針ノ第二トス、

曰ク、利源ノ開拓、實業ノ獎勵ニ當ツテハ門戶開放、機會均等ノ精神ニ則リ、廣ク世界ニ資本ヲ求メ、特ニ先進諸國ノ技術的經驗、其ノ他凡ユル文明ノ粹ヲ集メテ、此レヲ適切有效ニ利用スルヲ以テ方針ノ第三トス、

曰ク、東亞經濟ノ有效合理化ヲ目途トシ、先ヅ善隣日本トノ相互依存ノ經濟關係ニ鑑ミ、同國家ノ協調ニ重心ヲ置キ、相互扶助ノ關係ヲ益々緊密ナラシム、此レヲ以テ方針第四トス。

○經濟統制ノ方策

前述根本方針ノ主旨ニ基キ政府ハ現下ノ情勢上實現可能ニシテ、最善ナル手段トシテ下記ノ範圍ニ於テ國民經濟ノ統制ヲ行フ、

一、國防若クハ公共公益的性質ヲ有スル重要事業ハ公營又ハ特殊會社ヲシテ經營セシムルヲ原則トス、

二、右以外ノ產業及ビ資源等各般ノ經濟事項ハ民間ノ自由經營ニ委ス、只特ニ國民ノ福利ヲ重シ、其ノ生計ヲ維持スル爲メニ生産、消費ノ兩面ニ互リ必要ナル調節ヲ行フ、

右の聲明を要約すれば修正資本主義に基く統制經濟と日滿共存共榮の主義とを明にするものと言ふ

べく、尙ほ滿洲國の統制經濟確立に當りては滿洲國を日本と對立の關係に置くことに依りて始めて全きを得るものなるも、傳統と歴史に古き日本が新獨立國たる滿洲國を誘導するの責務あるは勿論なりとせり。

以上の主張は理想としては充分考慮の餘地なきに非るも、現在の經濟機構の下に於ける資本が果して國家の統制に甘んじて滿洲に進出するや否や頗る疑問なりと言ふべく、自然目下の處本邦資本は主として一旦其の信用厚き滿鐵の手に集りて更に滿洲に投下せらるゝの外なきものと觀測せらる。又綱要に掲ぐるが如き國家的統制を受くべき事業と自由事業とを判然區別することも相當の困難を免れざるべし。

第三、新規事業計畫と各產業の指導方針

前述の如き滿洲國經濟建設の根本方針を基礎として各種の資源開發を企圖し、新規事業計畫の進捗と共に各個の產業に關し夫々其の開發指導方針を定むるに至れり。以下經濟建設綱要を基準とし、各產業に對する方針と其の事業計畫を概説すべし。

(一) 鑛業及ビ工業

滿洲產業の根幹は農業にあるも、資源開發の爲め今後最も多くの資本を要し力を注ぐべきは鑛業及

び工業なりと言ふことを得べし、經濟建設綱要に於ては滿洲鑛工業の振興方針に關し左記の如く述べたり。

一、方針

鑛業資源ヲ開發シ基礎工業及ビ國防工業ノ確立ヲ圖リ、國民經濟ヲ豊富ナラシメ、國富ヲ増大セシムルヲ以テ方針トス、

二、鑛業

(イ) 石炭ハ諸炭鑛ヲ統一シ合理的生産ト供給トヲ行ヒ、以テ低廉豊富ナル燃料ヲ供給スルト共ニ輸出ノ増進ヲ圖ル、

(ロ) 國防鑛産資源ハ原則トシテ特殊會社ヲシテ其ノ鑛業權ヲ確保セシメ、以テ無統制濫掘ヲ警ムルト共ニ其ノ開發ニ便ス、

(ハ) 砂金及ビ金鑛ハ國有ノモノト然ラザルモノトニ區分シ、國有ノモノハ特殊會社ヲシテ採掘セシメ、其ノ他ハ一般ニ開放ス、

三、工業

(イ) 左記工業ハ國內需要ニ伴ヒ所要ノ統制ノ下ニ逐次發達セシム

金屬工業、機械工業、油脂工業、バルブ工業、曹達工業、酒精工業、柞蠶工業、紡績工業、製粉工業、セメント工業、醸造工業、

(ロ) 前記以外ノモノハ差當リ自然ノ發達ニ委スルモ將來必要ニ應ジ所要ノ統制ヲ加フルコトアルベシ、

(ハ) 電氣事業ハ統一經營ヲ行ヒ豊富低廉ナル電力ヲ供給ス、

四、施設

(イ) 工業地域ノ健全ナル發達ヲ促進シ、施設集中ノ利益ヲ圖ル爲メ、左記ノ地方ニ工業地域ヲ設定ス、
奉天、安東、ハルビン、吉林附近

(ロ) 工業品ノ規格ヲ統一ス、

以上の方針に基き最近計畫の實現し若くは計畫中に屬する新興諸會社を中心として、資源の開發、鑛工業指導の狀況を概述すべし。

備考 以下資本金「圓」は金票にして、國幣の場合は特に其の旨附記す。

○ 石炭 (滿洲炭鑛株式會社、未設)

現在滿洲の炭田は撫順、本溪湖、新邱等大小七十箇所にして、内既に稼行を見たるもの三十箇所、其の埋藏量は内輪に見て三十億噸乃至三十五億噸と推定せられ、昨今の年出炭量は九百萬噸乃至一千万噸と言はる。然れども内七百萬噸は撫順、五十萬噸は本溪湖より採掘せらるゝを以て、他の炭坑に

於ける採炭量は五百萬噸乃至二百五十萬噸なり。而して之等の炭坑は事變前不當の競争を續け、全く無統制なりしが、炭鑛業は基礎産業として國防上にも重要なを以て、之が嚴重なる國家的統制を要するものとし滿洲國、關東軍、滿鐵、關東廳の代表者より成る炭業統制委員會設置せられ、具體案を審議し、結局日滿合辦の滿洲炭鑛株式會社設立せらるゝこととなりたり。同社の大要左の如し。

一、資本金 一六、〇〇〇千円 (國幣)

内 滿洲國政府 六、八〇〇 (現物出資)

滿洲中央銀行 一、二〇〇 (現金出資)

滿鐵 八、〇〇〇 (現物出資 三、〇〇〇千円 / 現金出資 五、〇〇〇千円)

一、目的 鑛業權の獲得、他の炭坑に對する投資、滿鐵所有の撫順、煙臺並に本溪湖以外の炭坑の統制

一、本社 新京

一、炭坑名

炭坑名	舊權利者	埋藏量
八道山	舊政權	二、〇〇〇 <small>千噸</small>
尾明	舊政權	九、〇〇〇 <small>千噸</small>

特殊炭坑	所有炭坑	
	新復卓	新州新
北西	滿	一、〇〇〇 <small>千噸</small>
鶴崗	一部舊政權	一六、〇〇〇 <small>千噸</small>
安	滿鐵	二、〇〇〇 <small>千噸</small>
票	滿鐵	九、〇〇〇 <small>千噸</small>
崗	滿鐵	三、〇〇〇 <small>千噸</small>
玄	滿鐵	六〇〇、〇〇〇 <small>千噸</small>
不明	不明	不明

即ち新會社の所有炭坑は舊政權が東北鑛務聯合會なる名の下に支配せるを滿洲國政府が逆産として沒收したるものにして之れに封鎖炭田たりし滿鐵所有の新邱を各現物出資するもなり。尙持炭坑は舊政權が何れも半数以上の株式を所有し居たる半逆産なるを以て、此の舊政權持株に應じて統制せんとするものなり。此の外の小規模の民間所有炭坑は目下買収交渉中とのことなれば、新會社は滿鐵炭、本溪湖炭を除き滿洲炭田を擧げて其の統制下に置くことゝなる次第なり。

斯く滿鐵及び本溪湖炭が新會社に統一せられざりしは滿洲炭業統制上の一障礙となるの危惧なきに非るも、兩者共に特殊の關係ありて、大合同實現せざりしものゝ様なり。唯最近傳へらるゝ滿鐵改組問題に關聯して、滿鐵炭、本溪湖炭をも併せたる全滿の炭坑合同噂せられ、合同資本金一億五千萬圓(内一億圓撫順炭坑)とし、撫順炭を輸出向に新設炭鑛會社を首めとする他の全滿洲出炭を地元消費に向けんとする徹底せる炭業統制案も傳へられ居れり。

石炭は事變前に於ても本邦の石炭鑛業聯合會と滿鐵との間に送炭量の協定ありたるも、時に撫順炭のダムピング問題等起り、兩國其の協調に惱めり。而して前年に於ける内地の石炭需給關係を見るに

石炭鑛業聯合會所屬の炭坑出炭量	二〇、七〇〇 <small>千噸</small>
其の他の内地炭坑出炭量	三、〇〇〇
撫順炭輸入高	一、八五〇
其の他の輸入炭	八八〇
計	二六、四三〇

即ち撫順炭の輸入高は百八十五萬噸にして内地消費高の七分に止れり。

然るに最近軍需品を首めとする本邦諸工業活況を呈するに伴ひ、石炭の消費量増加し、内地炭坑業者は數次に互り送炭制限を緩和したる結果之に應じて本年度の撫順炭輸入限度も左記の如く三百十二萬噸に激増したるが、滿洲も亦事變以後の諸事業勃興と北滿炭の採掘停頓の補充として撫順炭の賣行増加したる爲め本邦内地への送炭は到底前年に比し増加を期待し得ざるべし。

○ 本年度内地石炭需給關係	
石炭鑛業聯合會所屬炭坑の出炭量	二三、七〇〇 <small>千噸</small>
其の他の内地炭坑出炭量	四、五〇〇

撫順炭輸入高	三、一二〇
其の他の輸入炭	八八〇
計	三二、二〇〇

右の如く滿洲炭業統制案確立の結果本邦に於ても炭業の統制を計り進んで兩者の連絡を確立せんとするの希望擡頭し居れり。

○ 鐵 (昭和製鋼所、既設)

滿洲の鐵鑛石埋藏量は十三、四億噸と言はれ、現在稼行せるものは、昭和製鋼所、本溪湖煤鐵公司、弓張嶺鐵工公司の三者なり。

事變前よりの問題なりし昭和製鋼所は本年六月一日の滿鐵の附屬事業たりし鞍山製鐵所を獨立せる株式會社となしたるものなるが資本金一億圓は全部滿鐵にて引受け、拂込濟七千五百萬圓中三千萬圓は鞍山製鐵所の現物出資、残り四千五百萬圓を現金出資せり。其の事業は元と鞍山製鐵所が銑鐵の生産のみを行へるを擴張し、新に銑鋼一貫作業爲すにあり。目下の銑鐵生産高は年三十五萬噸にして大部分本邦に輸出し居りたるが、之れを六十萬噸に増加し、昭和十年五月の交より製鋼作業を行ふ筈なり。斯くて滿洲の銑鋼一貫作業、内地製鐵業者との協定方法一應確立せられたるが、尙ほ昭和製鋼所と本溪湖煤公司(資本金三千萬圓)及び弓張嶺鐵工公司とを合併し、全滿製鐵業を統一せんとするの計

畫も考慮中なるが如し。

○金 (滿洲採金會社、未設)

最近世界の主要國が金本位制を停止し金價暴騰するに及んで、本邦内地に於ても採金事業は事業家、投資家の注目の的となり、滿洲砂金の採取亦諸方面に於て計畫せらるゝに至れり。滿洲の金埋藏量は大約五十億圓と言はれ、軍特務部に於ても豫ねて採金事業調査部を設け、梧桐河、依蘭、黑河、間島に調査團を派遣し、實地調査に當らしめたる結果、最近有望なりとの結論に達し、近く滿洲採金會社設立の豫定なり。同社の資本金は千二百萬圓とし、出資者は滿洲國、滿鐵、東拓の三者に限り、鑛業法の發布を待つて滿洲國より同社に金採掘權を賦與し、實際の採掘事業の一部は民間の有力會社乃至個人に委任經營せしむる筈なり。而して同社が採掘權を取得するは舊政權時代の國有鑛區に限らるゝこと勿論なるも、金鑛區の官有民有の別は頗る不明確なりしを以て最近の調査に依り之れを確定する筈にして、大體吉林、黑龍江兩省と興安省北部を國有金鑛地域に指定し、採金會社をして經營せしめ、熱河省、奉天省、興安省の殘部は一般の自由採掘に委する豫定なるが如し。尙ほ將來滿洲産金を國家の手に集中する爲め、最近産金買上法、金輸出禁止法の施行せられたることは金融の項に於て述べたるところなり。

斯くの如く滿洲國及び關東軍の採金事業に對する國策略々確定せる折柄本年七月内地に於て全然別

個の滿洲採金株式會社(資本金百萬圓)の設立發表せられ株式の公募を行へり。然るに其の採掘權ありと稱する金鑛區は總べて滿洲國の國有に屬し、同社は何等權利を有せざること明瞭となり、株式應募者は多大の損害を蒙りたれば、今後此種の會社設立に對する取締を嚴重にする方針なりと言ふ。

○石 油 (滿洲石油會社、未設)

現在滿洲に於ける製油事業としては滿鐵の資力と其の特殊の條件の下に成立せる撫順の油母頁岩の精製事業あるのみなるが、其の生産油量は極めて少量にして、其の將來を期待することも亦甚だ困難なるが如し。此の外油脈地として熱河省の九佛堂附近に鑛區面積南北十五支里、東西二十支里の石油鑛ありとせられ、又滿洲里附近のジャライノール湖畔にも大石油鑛ありと期待せらるゝも、其の實際に至つては未だ全く不明なり。されば目下のところ資本を投下して石油採掘を企圖すべきものなく、唯滿鐵、滿洲國、内地石油業者が資本を持寄り、原油を外國より仰ぎ之れを精製する外、滿洲の石油販賣を統制する爲め、資本金五百萬圓程度の會社設立計畫中にして、同社に於て前記九佛堂、ジャライノール等の試掘をなす豫定なり。

○輕 金 屬

マグネシウム、アルミニウム等の輕金屬は本邦に於ては其の産額皆無に近き状態なるが、航空機の發達に伴れ此等金屬の經濟上、軍事上の重要性を加重したるところ滿洲に於ては此等の資源相當

豊富なるを以て之れを利用開發するに付き多大の期待を懸けらる。

(イ) アルミニウム (日滿アルミニウム會社、既設)
(ロ) 滿洲アルミニウム會社、未設

本邦のアルミニウム産額は皆無にして年々左の如き輸入を見つゝあり。

年	昭和七年	昭和六年	昭和五年
數量	一三、八〇八 <small>千斤</small>	八、六九〇 <small>千斤</small>	一九、五一二 <small>千斤</small>
金額	七、七九四 <small>千円</small>	三、三一二 <small>千円</small>	九、八六四 <small>千円</small>

然るに滿洲に於て、復州、煙臺、寒坡嶺、遼陽附近に硬質粘土(耐火粘土、礬土頁岩とも稱す)と稱するアルミナを多量に含有する鑛石を産す、(二億噸と推算せらる)滿鐵は此の資源の工業化に就て多年研究を重ねたる一方東京理化學研究所に於ても乾式法に依る工業化に成功するに至り、此の兩者の研究を綜合してアルミニウム製造に着手することとなり、先づ第一着手として理化學研究所の研究を應用する日滿アルミニウム會社創立せられたり。當社は資本金五百萬圓、總株數一〇萬株、内三萬株を公募せるが、九月一日募集開始當日滿株となりたる爲め即日締切り、十月十八日創立總會を開催したり。一方滿鐵に於ても撫順に滿洲アルミニウム會社の設立計畫中にして、此處にて原鑛を粗製アルミナとなし、該粗製アルミナを日滿アルミニウム會社に於て金屬アルミ

ニウムに製鍊する豫定なれば兩社は姉妹關係に置かるゝものなり。而して日滿アルミニウム會社は年産五千噸を目標に、第一期工事として富山縣下に工場建設の豫定なるが、アルミニウム工業の重要性に鑑み當局も多大の支援を行ひ、所要電力の如きも低廉の料金を以て購入し得るを以て、生産品は噸當り千圓位にて販賣し得る筈の由にして、之れを輸入品の噸當り原價千九百圓に比すれば、略々半額に當れり。尙ほ耐火粘土のアルミナ含有率は佛國の標準鑛石ボーキサイトに比し遜色なく、四噸の鑛石より一噸の金屬アルミニウムを製鍊し得る由なれば兩社が完全に操業すれば日滿兩國のアルミニウムは充分自給自足し得る筈なり。

(ロ) マグネシウム (日滿マグネシウム會社、既設)

マグネシウムはアルミニウムよりも輕きが故に航空機其の他輕量を尊ぶ機械器具に必須の原料となりたり。滿洲大石橋に於ては菱苦土鑛(マグネサイト)と稱する原鑛の埋藏量五十億噸と稱せられ之れが工業化に就て夙に滿鐵中央試驗所と東京理化學研究所とは別々に研究し、理研法及び滿鐵法と稱する特許權を得るに至りたり。而して今回滿鐵及び理化學研究所は相互の研究の長所を持寄り協力してマグネシウム製造に着手することとなり、十月二十一日日滿マグネシウム會社の創立を見るに至れり。當社は資本金七百萬圓、株數十四萬株にして、内七萬株は滿鐵、三萬株は理化學興業に於て引受け殘部も航空事業、鑛業等の關係會社に於て引受け公募せざりし由なり。其

の事業は差當り現に新潟縣下直江津に於て苦汁より年産百七十噸のマグネシウムを生産しつゝある理研マグネシウム株式會社（資本金八十萬圓内六十萬圓拂込済）を七十萬圓にて買取り、マグネシウム製造販賣を爲すにあるも、別に山口縣宇部市に年産三百五十噸の工場を新設し苦汁及び大石橋附近のマグネサイトよりマグネシウム生産の豫定なり。尙第二期計畫として大連にも工場を設置する筈なりと云ふ。

○セメント

滿洲に於けるセメントの需要は年に依りて多少の差異あるも、概して漸増の傾向を辿り、其の全消費量は百五十萬擔（九十萬噸）と見られ、從來主として大連周水子の小野田セメント工場（年産十萬乃至十五萬噸）及び本邦より供給せられたるが、滿洲國成立するに及び諸建設工事の物興に伴ひ、本邦よりの輸出激増し本年の如き八月迄に既に百七十萬擔三百二十萬圓（國幣）の輸出を見るに至りたり。而して滿洲に於てはセメント材料たる石灰石（十七億噸）及び粘土等甚だ豊富なれば本邦當業者間にセメント業の現地設立計畫を刺戟することゝなれり。

イ 滿洲セメント會社、（既設）

當社は元淺野セメント會社の調査課長北林惣吉が矢野恒太後援の下に同人を創立委員長として設立計畫を進めたるものなるが、半途淺野セメントの壓迫を受けて矢野創立委員長を辭したる爲め計

畫遅延し居たりたる所、其の後日本エタニットパイプ社長篠塚宗吉創立委員長に就任し、五月十九日滿洲國より設立認可の指令あり、十一月六日より株式の公募を行へり。資本金は五百萬圓總株數十萬株内八萬株を發起人（日滿兩國人）にて引受け、残り二萬株の公募を行へり。工場敷地は遼陽郊外にして其の附近にある礮磐山の原石を使用し年産十八萬噸、製造様式は乾式法に依る回轉窯一基、起工は明年三、四月雪解けを待つて着手し、年末完成の豫定なり。

ロ 大同洋灰股份有限公司（未設）

滿洲セメント會社の創立計畫に先ち淺野セメントに於ては内地セメント聯合加盟會社諒解の下に大同洋灰の設立計畫中なりしが、諸種の事情より實現遅延し、漸く十一月一日に至り滿洲國よりの設立認可を得たり。資本金は國幣三百萬圓として發起人（日滿兩國人日本側はセメント聯合會加入會社を網羅する筈）にて其の全部を引受け公募を行はず。吉林に本店を置き礮石山の石灰石を主要材料としペロセメント高級セメント十一萬噸の製造を行ふ豫定なり。

斯くセメントに於ては二社の設立認可せられたるは兩社共原料産地に接近し居り其の生産條件の良好なると滿洲國將來のセメント需要増加を見越したるが爲めならんも、懸て兩社及び小野田等の統制を必要とするに非ざるか。

○硫 安（滿洲化學工業會社、既設）

硫酸工業は夙に滿鐵の計畫に係り南滿の土壤がアルカリ性にして窒素分不足せるを以て之れを補ふ爲めと軍需工業たるの見地より設立を急げるものにして、本年五月三十日滿洲化學工業株式會社の設立を見たり。同社は資本金二千五百萬圓五十萬株内二十五萬株は滿鐵、残り十五萬株は發起人引受、十萬株は公募に係り、工場を大連市外甘井子に置き、年産十七八萬噸の豫定なり。而して現在滿洲に於ては撫順の頁岩油、鞍山製鐵及び南滿瓦斯の副産物として約三萬噸を産出しつゝあるが故に、之れと新會社の生産品を合すれば年産二十萬噸となる筈なり。同社の製品出廻は來年九月頃の豫定にて差當り内地同業者を壓迫する虞なきも、工場完成後の大連F、O、B、製品値段七十圓見當とのことなれば内地生産品の市價九十圓弱みに比し著しく割安となり、斯業の一脅威たるを失はざるべし、因に同社は本邦の全國購買組合聯合會と密接の關係あり、同會より取締役一名を出し、又株式を四萬五千株引受け、製品の半額九萬噸を販賣するの内約を存する由なり。

○酒 精(大同酒精公司、未設)

酒精は見方に依りては軍需品として重要視せらるゝものなるが、滿洲國政府竝に軍としては同國の酒精工業には大なる期待を掛け居らざる様なり。唯最近ハルビン所在の東拓系昭和酒精株式會社及び滿洲人經營の廣記酒廠公司の兩者合併して資本金國幣百七十六萬圓の大同酒精株式會社を設立することとなり、東拓は目下拓務省に投資認可申請中なり。因に同社の酒精生産高は年約三萬石の豫定

なり。

○木 材(大同林業公司、未設)

滿洲に於ける森林は鴨綠江、松花江、圖滿江、牡丹江の各流域竝に北滿鐵路東部地方に互り林場面積三千六百萬町歩、立木蓄積百五十億石と稱せられ、之れが開發は滿洲産業の重要基礎の一をなすものにして特務部に於ても林業の統制に就き深重考究中なりしが差當り現存林業會社の殆ど大部分を集中し且つ從來權利關係の最も錯綜せる吉敦、敦圖兩鐵道沿線の林場を整理統一し日滿合辦の大同林業公司を設立することとなりたり。同社は資本金國幣五百萬圓、滿洲國、滿鐵及び現林場權者の優先的出資に俟つものにして、同社所屬の林區は敦化、額穆、樺甸の三縣、安寧の一部を含めて約百十萬町歩、總蓄積高七億七千萬石と稱せらる。而して右會社の設立により、王子製紙系の富寧公司、黃川公司、華林製林公司、大倉系の豊材公司、興材公司、造紙公司、滿鐵系の札免採木公司、興吉公司の各林業及び其の他の三十餘の小林場は總べて整理せらるゝこととなり、又同地方に林場權を有する中央銀行は其の權利を拋棄せり。故に滿洲には法人林業會社としては當社の外鴨綠江採木公司、中東海林公司を残すのみとなる筈なり。但し同會社設立計畫傳へらるゝや吉林木材組合に於ては其の死活問題なりとし各地の同業者と聯絡して反對運動を起しつゝあり。

○小 麥 粉

製粉業は北滿に於ける重要工業にして現在數八十五あり。其の統制問題持上りたるも差當り滿洲中央銀行の附業たりし四工場（ハルビン二、呼倫一、綏化一）を合併し國幣二十萬圓程度の日滿合辦會社設立計畫中なり。

○バルブ（滿蒙化學纖維工業會社、未設）

滿洲の豊富なる木材を利用して王子製紙、共榮企業（王子製絲と大倉の共同出資）等が建築材料及びバルブ製造を計畫せる一方、日滿合辦の滿蒙化學纖維工業會社の設立計畫せられ居れり。同社は本年一月吉林省敦化に工場用土地として約十萬坪の買収を終り、遅くも年内に創立總會開催の豫定なり。資本金を五百萬圓（八割日本側、二割滿洲側）とし製紙用及び人絹用バルブを第一年度一萬疋、五箇年後に十萬疋製造し、場合に依りては紙及び人絹製造に着手の豫定なるが、差向きは内地向バルブ輸出を主とする筈にして過般の滿洲國關稅改正に於てウッドバルブの輸出稅が從價七・五%より無稅となるに至れるは、斯業の發達を期すると共に對日本バルブ輸出に貢獻せんとするものなるべし。

○曹達（遼東造碱公司、未設）

蒙古地方に無盡藏と言はる、曹達の採掘は滿鐵に於ても計畫中なるが、他に日滿合辦を以て資本金三百萬圓の遼東造碱公司設立計畫され居れり。

○電氣（滿洲電氣會社、未設）

經濟建設網要に於ては電氣事業に關し「電氣事業は統一經營を行ひ豊富低廉なる電力を供給す」と言へり。現在滿洲に於ける電氣事業の分野は左記の如くにして、

日 本 側	滿 洲 側	外 人 側	經 營 者	投 資 額	發 電 量
二九	六一	四		三三、四一二 <small>千圓</small> 一〇、九六八	四五六、七二九 <small>千K.W.H.</small> 六五、五六一
				九〇	不明

決定的支配權は日本側就中滿鐵及び其の傍系會社たる南滿洲電氣株式會社に存す。事變前に於ては此等業者間に何等の統一聯絡なかりしが、事變後前記經濟建設網要により統一經營することを明にし先づ日滿兩國人に依り社團法人滿洲電氣協會を設立し、電氣業統制の對策を考究することゝなりたり。其の大體の方針は日滿合辦の新電氣會社を設立する豫定にして、其の資本金も一億圓に上る筈なりと云ふ。

○其の他の新設會社及び新設計畫

△株式會社奉天兵工所（既設）

對支武器供給の爲め匿名組合として活動せる泰平組合（三井、大倉、高田商會）が張學良政權に對する賣掛金未收分百九十萬圓と云はる）を出資金の一部とし曩に逆産として押收せられたる奉天

造兵廠を借入れ、武器製造の爲め昭和七年十月二十九日新設せられたる資本金二百萬圓の會社にして、現に二千餘人の職工を以て活潑なる操業を爲し居れり。

△奉天工業土地會社（既設）

奉天は經濟建設要綱に依り工場地域區として認められ、就中滿鐵線西部地方は水利交通の點より將來最も有望の地とせらる。其れが爲め同地區に於ける滿鐵所有地三十五萬坪、滿洲國所有地六十万坪を現物出資とし、之れが評價を滿鐵分百五十萬圓、滿洲國分百萬圓とし、總資本金二百五十萬圓を以て二十九日奉天工業土地會社創立せられたり。而して同社所有の土地は總べて民間に貸下ぐる豫定にて既に今日迄に日滿資本案、事業家に對する貸下げ二十五萬坪に及び。

△株式會社新京印書館（既設）

滿洲國國定教科書其の他の印刷事業を營む爲め、東京先進社々長上村勝彌に依つて計畫せられ本年四月其の筋の認可を受け、六月二十五日第一回拂込を了したる資本金二百萬圓の印刷會社なり。

△日滿塗料株式會社（既設）

當社は本年二月設立せられ、七月奉天鐵西地區に工場建設に着手したる日本ペイント會社の傍系會社にして、資本金百萬圓、滿洲の塗料の獨占を企圖せり。唯當社の設立に際し大連所在の滿洲べ

イント會社との提携策を講ぜざりしは塗料統制上の一缺陷と目され居れり。

△滿洲亞鉛鍍金株式會社（既設）

當社は資本金百萬圓を以て本年五月鞍山に於て設立登記せられ、先づ、釘針金を製造販賣し順次亞鉛引鐵板製造に及ぶ豫定なり。一説には昭和製鋼所が薄鐵板の製造計畫を爲し、之れを當社に供給する内約ありと言はれ、内地亞鉛鍍金業者、薄鐵板業者の反對を買ひ、日本輸出亞鉛鐵板工業組合に於ては當社の計畫と昭和製鋼所の薄鐵板製造阻止に猛運動を試み居り、日滿統制經濟に一問題を投げ居れり。

△滑石會社（未設）

海城、蓋平附近に産出する滑石は本邦へ年額四萬噸内外を輸出し、織物其の他に缺くべからざるものとして重要視せられ居たりたるも、従來同業者間の競争激しかりし爲め斯業の發展著しからざりしを以て、滿洲國政府は過般海城、大石橋、營口方面に於て滑石會社の創設を慫慂せる結果、近く資本金五十萬圓を以て日滿合辦會社設立せらるゝ筈なり。

△大同殖産株式會社（未設）

吉林省樺甸縣の豪族韓家所有土地百二十七方里が今猶未開墾の儘放置せらるゝに着目し、韓家より所有土地の現物出資（五十萬圓）を求め資本金一千萬圓の日滿合辦の大同殖産會社を創立するこ

とくなり、目下現地視察中の由なり。

△日滿高粱工業會社（未設）

高粱稈を材料とし東京コルク會社が資本金五十萬圓を以て遼陽に工場を設置する豫定にして、壓搾炭化高粱板、パイプカバー（絶縁用）、建築用壁、張り床、天井板、其他高粱稈加工品の製造を目的とす。

△度量衡器製造會社（未設）

從來滿洲の度量衡器は各地各様にして奸商之を利用して不當の利を占むること尠からざりしを以て夙に之れを改めて農民の利益を保護するの必要を認め、前年來日滿兩當局に於て之れが改正の爲め接衝を重ね居れるが、結局大體メートル法を目標とし、暫行的に尺貫法とメートル法を併用することとなりたるものゝ如し。而して新度量衡器の販賣は政府の專賣とし、其の製造の爲め奉天に百五十萬圓の日滿合辦會社を設立する筈なり。

○結語

以上鑛業及び工業に關する新設會社の外に電信電話、航空、棉花買付等の會社設立せられたるが、此等諸會社設立計畫の進行に伴ひ特に注目すべきは、

一、統制方針の實行に因り通常斯る際に有り勝なりと見るべき泡沫會社の亂立又は空景氣の宣揚

せられざること、

一、鑛業の殆んど大部分は滿鐵、及び滿洲國の出資に依りて營まるゝの結果となれること、

一、其の他の一般會社に於ても日滿合辦のもの多きは兩國が共存共榮を目標とする當然の結果なるが、其の資本金には金票建と國幣建とあり、金票建の場合は滿洲人の株式引受者に取りては不便なるべく、國幣建の場合は本邦人に不便なるべし。されば資本金は其の會社が日滿何れの國の資本を多く吸収する計畫なるか、又製品の販路につき日滿何れの國に重點を置くか等に依りて決せらるべきなり。而して資本金の金建なる場合滿洲人に對する配當金の支拂をも金建とすべきや否やの問題は頗る重大なるが、此の點に關し滿洲電信電話會社の採れる方策は參考とすべし。價値ありと思惟せらる。即ち當社の資本金は金票建なるが、滿洲國側應募の利益の爲め其の定款八條に左記の如き條項を挿入したり。

「本會社ハ滿洲國ノ政府、公共團體、國民又ハ法人ニ對シ其ノ出資又ハ第一回拂込ノ際ノ申出デ

ニ依リ滿洲國通貨ニ換算シテ利益配當金ノ支拂ヲ爲ス株券（乙種ト稱ス）ヲ發行スルモノトス、

此ノ場合ニ於ケル換算率ハ出資ノ日又ハ毎回拂込期日ニ於ケル時價ヲ基準トシ本會社之ヲ定メ以テ後變更セザルモノトス。」

即ち本會社は滿洲人拂込株金も一應金建とするも、利益配當のみは要求に依りては一定不變の換

算率に依り銀建支拂を爲すべき旨を定め利益配當の際に於ける爲替變動の危険を會社に於て負擔することとせり。斯る方法は銀建株式發行に比すれば滿洲人の歡迎せざる所ならんも折衷案と目すべき妙案といふべし。

(二) 農 業

滿洲産業は現在農業を以て根幹とし將來も亦農を本とすること勿論なれば、農業の指導誘掖は同國經濟建設の重點を占むるものなり。經濟建設綱要に於ては農業に付左の如き指導方針を示せり。

(1) 我國民經濟ハ農ヲ以テ根幹トス、而シテ農産増殖ノ目標ハ外國ニ依存スル農産物ノ自給ヲ圖ルト共ニ、一般農産物ノ輸出ニ努メ、以テ農民大衆ノ福利ヲ増進シ、其ノ生活ヲ向上セシメントス、

(2) 農産物改良増殖

(イ) 我農業經營ノ基幹ヲ爲ス大豆、高粱、粟、王蜀黍ニ就テハ之ガ栽培ニ指導獎勵ヲ加ヘ品種ノ改良ト其ノ増殖ヲ圖ル、

(ロ) 棉は栽培面積三十萬町歩、繰棉年生産額一億五千萬斤ニ達セシム、

(ハ) 小麥ハ栽培面積二百三十萬町歩、年産額二千萬石ニ達セシム、

(ニ) 煙草、麻類、落花生、胡麻、蓖麻、甜菜、果樹、蔬菜等ノ栽培竝ニ柞蠶ノ飼育ヲ獎勵シテ農業經營ノ改善竝ニ農家經濟ノ福利ヲ圖ル、

以下各産物に就き農指導方針の概要を述べべし、

○ 棉 花 我國は年額約十億斤の棉花を要するを以て今や滿洲棉花栽培は本邦各方面注目の的となれり。現在の滿洲棉花栽培地は奉天以南及び奉山線附近にして、其の作付段別四五萬町歩産額二千萬斤内外と見られ、滿洲に於ける需要の半にも達せざる有様なるを以て同國は現に年々二千萬斤の輸入を見つゝある状態なり。今後に於ける棉花増産計畫の主要は二十箇年計畫を以て奉天以南の二十七縣に於ける耕作地の三分の一を占むる大豆耕作地の三分の一乃至二分の一、約二十五萬町歩を棉花に轉換せんとするものにして、其の他の土地は棉花の栽培に適せざるのみならず、右の二十七縣に於ても残り三分の二の耕作地は高粱、粟等農民の生活上缺くべからざるものを栽培し居るを以て、之を棉花栽培地となすは不可能の由なり。而して棉花改良の方法としては現在歩止り二十五%の在來棉を歩止り三十三%の陸地棉に置き換ふるものにして、棉花協會其の他に於て改良種の宣傳に努むると共に、滿洲國に於ても大同二年度豫算に栽種棉花獎勵費として九萬圓を計上せり。斯くて三十萬町歩の理想收穫高は一反百斤として實棉三億斤を目標とせられ、繰棉に換算して一億五千萬斤と稱せらるゝも結局一億斤に達すれば上々とするの外なく、結局本邦所要棉花の一割内外に止るべし。一方朝鮮に於ても滿洲と平行して十箇年計畫の下に作付反別現在の十五萬町歩を二十五萬町歩に擴張し、繰棉一億斤收穫を計畫せるが、此の兩者の計畫を合するも尙ほ二億斤の收穫に止り、我國現在の所要棉花の二割を出でざるべし。されば平常時に於て我國が棉花を鮮滿

に求むることは殆んど不可能と云ふべく、結局有事の際に於ける軍需品の自給自足を目標とするの外なかるべし。尙ほ棉花増産計畫に付き滿洲棉花協會は政府指導の下に數回に亙り會議を重ねたる結果、改良棉花種子の確保、棉花の處置、販賣方法の改善等の爲め、資本金百萬圓を以て日滿合辦の棉花會社を設立し、同社をして公定價格を以て改良棉を買上げしむる爲め政府より低利資金融通の筈なり。同會社資本の一半は滿洲國政府又は棉花協會に於て引受け、一半は現在大連所在の滿洲棉花株式會社の解散合併に依りて行はるゝ豫定なり。

○小 麥 小麥は本邦に於ても年々多額の輸入を見つゝあり、又滿洲としても毎年小麥粉の輸入三百萬袋乃至三百五十萬袋を數へ、本年の如き八月迄に既に五百五十萬袋に上れる有様なり。現在滿洲の小麥は主として北滿一帶に亙る約百六十萬町歩より生産せられ、年産千二百萬石なるを今後五箇年に作付反別を二百三十萬町歩收穫高二千萬石に増加の豫定にして實現の上は本邦の不足額三、四百萬石と滿洲に於ける不足額二百萬石とは充分に補充し得べき見込なり。而して此の計畫は實現比較的容易なりと見られつゝあり。尙ほ滿洲の小麥は品質良好なるも收量少き爲め、新に克山に農事試験場を設け品種の改良を研究せしむる爲め大同二年度豫算に六萬八千圓を計上せり。

○米 滿洲の現在米産額は叔として水稻百六十萬石、陸稻百八十萬石計三百四十萬石にして玄米とすれば百九十萬石に上り、殆ど自給自足の状態なり。水田は現在八萬町歩なるが之を五十萬

町歩乃至七十萬町歩に擴張するは容易なる由なるも、本邦内地が過剩米に苦しむ現状なるを以て、軍としても滿洲に於ては米の増産計畫を行はず、自然經濟建設綱要にも何等言及するところなかりしなり。然れども今後鮮人の入滿者漸増すべく豫想さるゝを以て、米産額の自然増は必然なりと觀測せられ居れり。

○麻 類 亞麻は現在主として野生のものを使用せるも防水用の軍需品として重要な爲め、又青麻は麻袋原料に代用する爲め、何れも増産の豫定なり。

○甜 菜 滿洲は年々百萬袋乃至百五十萬袋の砂糖輸入を行へるが、甜菜の栽培に依り砂糖の自給自足は困難ならずとせらるゝも、(現在の甜菜糖産額十萬袋)内地糖業者との關係上目下の處増産計畫を考慮し居らざるが如し。

○玉 蜀 黍 澱粉、砂糖製造の原料として適當とせられ相當増産の見込なるも、在荷が雨期を經過するには一段の工夫を要すと云ふ。

○大豆、高粱 現に滿洲の最も主要なる農産品にして今後の方針としては寧ろ一部を他の農産物に轉換して多角的經營の方向を取らしむると共に、之が利用方法を研究して従來の用途以外にも向けしめんとするの努力を拂ひつゝあり。即ちアルコール抽出法による豆油の完全なる抽出と共に大豆粉の利用又は高粱を澱粉の材料として用ひんとするが如き研究之なり。

要之に滿洲農業は相當發達の域に有ると共に、之を本邦の立場より見れば小麥を除きては他に本邦の需要を満たし得るもの比較的少なく、却て大豆は本邦農家が肥料として需要する所なれば成る可く價格の低廉なるを以て本邦の希望とし、又粟は朝鮮に於ける米の代用品なるが故に其の朝鮮向輸出を欲せざる等本邦農業と滿洲農業とは利害の對立顯著なるを看過し得ざるなり。尙ほ現在の滿洲農産品が多く穀菽類(大豆、高粱、粟の如き)にして根菜類(芋類)少きは農地の地味保存上よりも一缺陷と見られ、此の方面に對する改良研究は今後の問題なりとせらるゝ所なり。

(三) 畜産業

畜産業の指導方針に關しては經濟建設要綱に詳細絮説せるを以て左に其の概要を摘記すべし。

(1) 我國ノ畜産ハ其ノ量豊富ナルニ拘ラズ、資質劣等ナルモノ多ク資源トシテ價値低キ憾アリ、依テ其ノ資源ノ開發ハ家畜頭數ノ増加ト共ニ品種ノ改良ヲ行フヲ以テ主眼トス、

(2) 家畜ノ改良増殖

(イ) 馬ハ「アラブ」「アングロ・アラブ」等ニ依リ在來種ノ改良ヲ行ヒ、少クトモ改良馬二百萬頭ヲ保持セントス、

備考、現在滿洲には馬、騾、驢を合して三百七十萬頭あり。

(ロ) 緬羊ハ主トシテ「メリノー」ニヨリ在來種ノ改良ヲ行ヒ、少クトモ四百萬頭ノ在來種ヲ改

良種ニ置換ス

備考、現在滿洲國人に屬する羊は四百六十萬頭其の羊毛産額千萬封度と言はる、

(ハ) 牛ハ在來種ノ選擇淘汰ヲ行ヒ優良型ノ増殖ニ努メ少クトモ二百七十萬頭ノ整備ヲ圖ル、

備考、現在の在滿牛は二百七十萬頭、

(ニ) 豚ハ國內ニ於ケル肉類自給ヲ目標トシ主トシテ「パークシャー」ニヨリソノ改良増殖ヲ行フモノトス、

而して右の内本邦の最も關心事たるは緬羊にして滿鐵の農事試験場は現に「メリノー」種に依る改良計畫に全幅の努力を注ぎつゝあるも、氣候風土等相當不利にして之が實績を期すること容易ならざるが如く、殊に現在緬羊の大部分が蒙古地方に存するものなるところ之を改良することは至難に屬し、寧ろ大豆の莢が緬羊の飼料として好適なるを利用して南滿地方の農家の副業とするを適切なりとせられ、假に大豆畑の内二百萬町歩に對し一町當り三頭を養はしむることゝすれば結局六百萬頭に達すべしと稱せらる。

第四、農産物の價格下落と其の對策

滿洲主要農作物は昨年北滿水災の影響に因り二割有餘の減收となりたるも、本年は夏至以後の氣候概ね適順なりし爲め平年作以上を豫想せられ前年に比すれば、主要農産物は實に二割三分の増收なり。即ち左の如し。

大豆 其他の豆類 高粱 粟 玉蜀黍 小麦 水稻 陸稻 其他雜穀 計	本年		豫想		前年比較増加	前年を百とする 指數
	南滿	北滿	南滿	北滿		
大豆	二、四五三	二、七六二	五、二一六	九四八	一二二	一一二
其他の豆類	一九八	一二八	三二七	四九	一一七	一一七
高粱	三、〇四三	一、一四七	四、一九〇	四六一	一一二	一一二
粟	一、五四三	一、七六八	三、三一二	六九六	一一七	一一七
玉蜀黍	一、〇四三	八〇六	一、八四九	三〇七	一一〇	一一〇
小麦	一、五五	一、四三六	一、五九二	四五八	一一一	一一一
水稻	一四〇	一九	一六〇	五〇	一四六	一四六
陸稻	一二九	一七	一四七	一〇	一〇七	一〇七
其他雜穀	九〇九	九二三	一、八三二	二八二	一一八	一一八
計	九、六一七	九、〇一〇	一八、六二八	三、二六五	一一一	一一一

之を南北に分ちて見るに、北滿にありては夏至前後の乾燥せる氣象により早魃を憂慮せられたるも其の後適濕を得て作柄恢復し各作物共平年作若くは其の以上の作況を示し居れり。但し奥地の治安は

未だ完全なるを得ず、地力によりては農民避難して不在の箇所あり又管理不充分なるもの少からざる模様なるを以て、鐵道沿線各地に見受らるゝ如き稀有の豊作も全般的に幾分減殺さるゝ見込なり。南滿にありては夏至以後の氣象概して不順の憾ありたるも、作物成熟期に當り稍々好轉したるを以て大體平年作、前年に比すれば激増の見込なり。

斯く農産物は全面的に増收を豫想せらるゝ上に、輸出に輸出品の大宗たる大豆に對しては獨逸が重税を課することゝなり其の前途一層悲觀せられ、所謂豊作饑饉の聲高きに至れり。即ち従前滿洲大豆生産高五百萬噸、内大豆の儘の輸出高百五十萬噸中大約百萬噸は獨逸に向けられたるものなり。然るにヒットラー政府は家畜資料たる穀物の國內ストック整理の爲め本年七月十九日油脂原料より得たる粕一噸に對して國內産六十マルク、外來品六十三マルクの課税を爲す旨聲明したるを以て、滿洲産豆粕は六十三マルクと實に原價に近き禁止的税率を課せらるゝことゝなりたり。之は豆粕其のものゝ對獨輸出は少額なれど外國品を原料とせる粕に對し六十三マルクの高率を課せらるゝ爲め之が原料たる大豆の輸出激減豫想さるゝに至りたる次第なり。

斯くて滿洲大豆粕は内外兩方面の悲觀材料により、相場漸落し十月大豆最低三圓七十錢と稀有の相場を現出するに至りたり。即ち左の如し。

○大連大豆粕相場

昭和元年 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年一月 八年二月 八年三月 八年四月 八年五月 八年六月 八年七月 八年八月 八年九月 八年十月	大豆		粕	
	最高	最低	最高	最低
	六・一三	五・四六	二・〇七	一・七四
	六・四八	五・五六	二・一〇	一・八八
	六・四五	五・七七	二・一三	一・八〇
	七・二〇	五・九九	二・三二	一・八九
	八・一三	六・五一	二・六二	二・一九
	六・七一	五・八六	二・一七	一・八〇
	五・八八	四・八〇	一・七九	一・六一
	五・二七	五・一〇	一・七六	一・七〇
	五・〇四	四・五八	一・六四	一・六〇
	五・〇〇	四・五七	一・五七	一・五一
	四・八六	四・七〇	一・五一	一・四九
	五・〇〇	四・七六	一・五三	一・五一
	五・二四	四・九五	一・六七	一・五八
	五・二四	四・六七	一・六二	一・四四
	四・五四	四・三三	一・三九	一・三三
	四・四四	四・〇七	一・三七	一・一九
	四・一九	三・七〇	一・三二	一・一四

(鈔票建)

尤も歐洲大戰當時大豆の四圓臺割相場ありたるも、當時に於ける銀貨の位置の高かりし點を考慮に入れば、今次の下落は空前とも言ひ得べきものなるが如し。

斯くて市場は大豆の前途を極度に悲觀し居れるも、一方獨逸今回の重稅賦課は國內農産物の救濟策なるを以て、國內的原因の解決せられたる曉には當然解消すべく、又滿洲大豆を以て製造せる油、人造バター等は獨逸に於ては食料及び工業原料として必須のものなれば左迄悲觀するの要なしとも言はれ居れり。

何れにせよ滿洲大豆の價格下落は當面解決を要すべき問題なるを以て、政府も之を放置することを得ずとなし、具體策考究中の所最近其の成案を得たり。其の概要は重點を北滿鐵路以北の疲弊せる農民の大豆賣急ぎ抑制策に置き、農民をして特産共販會を組織せしめ、中央銀行より共販會保管の大豆に對して資金を融通せしめんとするにあり。而して春耕資金(中央銀行の項参照)の借入者に對しては右資金貸付の擔保たる不動産を共通擔保として大豆時價の九掛迄貸付くることとし、一般には七掛を限度とし、利子も月息七厘と云ふ滿洲としては比較的低率の貸付を行ふ豫定なるが如し。

第五、外國貿易

滿洲の對外貿易は久しく輸出超過を保持したるが、本年に入り此の情勢は逆轉して輸入超過となる

に至れり。先づ昭和元年以降の對外貿易の實績を表示するに左の如し。

○全滿貿易

昭 和 元 年	二 年	三 年	四 年	五 年	六 年	七 年	八 年 八 月 迄	輸 出	輸 入	計	出 入 △ 超
五六六、七九六	六二六、〇〇一	六六八、六七六	六五九、六八一	六〇八、三八二	七三九、二三四	六〇三、三六〇	二九〇、九六三	四二一、九九〇	四〇九、二四四	九八八、七六二	一四四、八〇六
								四五九、九四五	四六三、二四〇	一、〇三五、二四七	二一六、七五三
								五〇二、九四七	三四一、五五八	一、二二八、六二四	二〇八、七三一
								四六一、二四〇	三〇一、〇五五	一、一六二、六二九	一五六、七三四
								三三一、二五〇	三〇一、〇五五	一、〇七一、六二四	一四五、一三二
									三〇一、〇五五	九〇四、四一五	三九七、六七六
									三〇一、〇五五	六〇五、二一八	三〇二、三〇五
										六〇五、二一八	二二、二八七

(單位千圓)

即ち本年に入り八月迄の輸出は二億九千萬圓に過ぎざるに對し、輸入は三億一千万圓を算し既に前一年間の輸入額を超過し結局二千萬圓の入超となれり。之れ次表に示すが如く輸出に於ては大豆を首めとする滿洲特産物の賣行の激減せるに反し、輸入品の大宗たる綿絲布、金物機械、小麥粉等の輸入は八月迄に既に昭和六年度全一箇年分を凌駕するの狀況なるに胚胎するものとす。

備考、七年迄は一海關兩を一圓五十六錢を以て國幣に換算したるものなり。

○重要輸出入品

輸 出

大 豆	豆 粕	油	高 粱	粟	石 炭	其 他	總 計	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 八 年 八 月 迄
二五八、一一六	一〇一、八四七	三三、六二八	一一、〇三六	二二、九八五	五八、六八七	一七一、三八二	六五九、六八一	一七八、二三九	一〇三、一七〇	二四五、六五六	一一二、三九九
								五八、九五四	九、九七三	五七、四〇〇	四六、〇〇〇
								三八、〇〇九	三、八六六	二二、八六六	一一、九五三
								五八、六三七	一七、〇五二	一七、〇五二	五、三三九
								一六三、三九〇	七、一一四	一九九、四〇〇	一一、一九六
								六〇八、三八二	一九九、四〇〇	七三九、二三四	二五、九九九
									七三九、二三四	七三九、二三四	七、〇三七
											二九〇、九六三

(單位國幣千圓)

輸 入

綿 絲	金 物	小 麥	粉	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 八 年 八 月 迄
一二三、一四三	七五、〇七〇	三五、二五六		一〇一、七九七	七五、六三八	六〇、五六八	六七、八七四
				二八、〇一二		四五、三一八	五五、七九四
						二五、二三七	四二、七三六

砂	麻	煙	藥	棉	其	總計
一五、三七二	二二、三一七	二六、五九六	一四、九九七	一一、三四九	一七六、八四七	五〇二、九四七
一六、〇四一	一五、五四八	二七、八四一	一四、七八二	一二、九四九	一七〇、六三二	四六三、二四〇
一三、七五七	二四、七三三	一二、六六五	一二、八〇九	一六、〇六一	一三〇、四一〇	三四一、五五八
八、五〇一	九、七五八	九、一一六	三、三〇二	八、〇四二	一〇九、二一七	三一四、二五〇

一五八

次に滿洲の海外貿易の相手國を見るに左の如し。

(單位國幣千圓)

日	朝	小	支	和	英	米	香
三八三、〇八九	六五、〇四二	四四八、一三一	三〇三、九三四	九五、四五〇	五五、一三一	三七、九六二	四三、〇三四
三四、六	五、八	四〇、六	二七、五	八、六	四、九	三、四	三、八
三〇六、四四四	三七、〇五九	三四三、五〇四	八六、七八七	一五、八八三	三、五一〇	八、九三一	二四、二六〇
五〇、五	六、一	五六、六	一四、三	二、六	〇、五	一、四	四、〇
昭和平均貿易總額	昭和平均貿易總額	昭和平均貿易總額	昭和平均貿易總額	昭和平均貿易總額	昭和平均貿易總額	昭和平均貿易總額	昭和平均貿易總額
二九、〇四八	二九、〇四八	二九、〇四八	二九、〇四八	二九、〇四八	二九、〇四八	二九、〇四八	二九、〇四八

獨逸	蘭印	其	總計
一八、六九〇	一三、四一九	五九、〇一三	一、一〇三、八二〇
一、六	一、二	五、三	一〇〇、一
五三、五四一	五、二八九	五五、八三九	六〇五、二一八
八、八	〇、八	九、二	一〇〇、一

即ち事變前總額の二割七分を占めたる對支貿易、八分を占めたる對露貿易は本年に入り夫々一割二分、及び二分に激減したるに反し、對日貿易は四割より五割六分に激増したり。之を本邦側より見るに年初來八月迄の輸出は支那に對し相當の減少なるも滿洲國及び關東州に對しては顯著なる増加を示せること左の如し。

○本邦對滿支貿易(毎年八月迄累計)

(單位千圓)

滿洲國及び關東州	中華民國	香港	計
二二〇、二四〇	七九、四九〇	一六、五二三	三一六、二五三
九四、一七二	九五、七五五	一一、三四二	二〇一、二六九
六〇、〇二三	一二七、七一四	三三、五九一	二二一、三二七
一二四、五四三	七三、三九九	一、五八四	一九九、五二六
九五、一四九	四五、五三〇	五一八	一四一、一九七
一〇二、一八六	八二、二五二	三三七	一八四、七七五

一五九

輸出入計	昭和八年	三四四、七八三	一五二、八八九	一八、一〇七	五一五、七七九
	昭和七年	一八九、三二一	一四一、二八五	一一、八六〇	三四二、四六六
	昭和六年	一六二、二〇九	二〇九、九六六	三三、九二八	四〇六、一〇三

一六〇

本邦の對支輸出減退は支那本土に於ける排日貨にも由るならんも、一面大連經由の密貿易關係に因ること尠からざること看過すべからざる點なり。即ち大連海關接收後の滿洲國稅關に於ては一度大連に輸入せる外國製品を再輸出する場合には夫々滿洲國所定の輸入税を稅關に豫納せしめ、後日(三箇月以内)稅關の信賴するに足る著荷證明書の呈示ありたる時(即ち滿洲國への輸入とならざりしこと明となりたる場合)之と引換へに豫納金額を返還する規定なり。然るに支那に於ては滿洲國の獨立を認めざる關係上著荷證明書を交付せざるを以て、商人は結局大連豫納金の拂戻を受け得ざること、なりたる爲め之を免れんとすると同時に、去る五月十五日を以て日支互惠條約滿了の結果支那は自主的關稅稅率を實施し本邦よりの輸入品に對し高率の稅率を賦課せるを以て之をも併せ免れんとして盛に密貿易を爲すに至れるものなり。密貿易の方法は本邦よりの輸入品を大連宛とし同所に於て一旦荷揚し、稅關監督の目を逃れて之を戎克にて搬出し、山東方面に陸揚するものにして現に斯る運送取扱を請負ふ者を多數存するに至れり。密貿易の商品は人絹絲布、綿絲布、砂糖、小麥粉等なるが今人絹絲一箱を取扱へる場合に就き密貿易の利益を聽くに、密貿易請負者は積荷の海難、盜難、運賃、密輸發見の場合に於ける課稅及び荷物の沒收等の危險を全部負擔して一箱(二〇〇封度)に付き一一二圓

にて荷主より請負ふ由にして、之を正式に輸出する場合の運賃、關稅(豫納の分と支那にて支拂ふ分を合せ)を合せて一箱二一八圓の諸掛りを要すとのことなれば、密輸に成功すれば荷主の諸掛りは半額にて足るの計算となるなり。尙ほ斯く本邦品の大連經由對支密輸出の激増したる一半の理由は大連の滿洲國稅關が對支那商品の密輸取締の緩なるにも胚胎するものと言はる。兎も角も最近本邦の對關東州輸出額の激増したる一半は此の密貿易に由るものなれば本邦の對支貿易の萎縮を貿易統計のみを見て結論するは早計と言ひ得べし。

第六、日支人の移動

滿洲事變前に於ける支那本土よりの漢人入滿者は左表の如く、多き時は百萬人に達し、内八十萬人の多數が定着したるが、事變後滿洲國の移民入國制限に依り其の數激減し、昭和七年には遂に離滿者超過するに至れり。

移民移動年別表

	入滿者數	離滿者數	定着者數	定着者入滿比率
大正十二年	四三三	二八六	一四六	三三・八%
十三年度	四九二	二三二	二五九	五二・七%

(單位千人)